中国制度情報調查報告書

2007年3月

財団法人 日中経済協会 森·濱田松本法律事務所北京事務所



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです http://keirin.jp



目 次

I	制度情報	2
	制度情報(2006 年 4~5 月)	3
	制度情報 (2006 年 6 月~7 月)	16
	制度情報(2006年8月~9月)	27
	制度情報(2006年10~11月)	40
	制度情報(2006年12~2007年1月)	50
	制度情報(2007年2~3月)	61
П		74
		75
	監督法	.103
	 「第 11 次 5 か年計画」資源総合利用指導意見	. 115
	輸出貨物税還付(免除)の若干問題に関する通知	
	<u> </u>	

□ 制度情報

制度情報(2006年4~5月)

ー 全人代レベル

1 中華人民共和国旅券法

(全国人民代表大会常務委員会 2006年4月29日公布、2007年1月1日施行)

本法は、1980年から実施された「旅券査証条例」が、日増しに増加する中国の人的対外 交流に対応しきれなくなり、関連法律の制定が急務となった背景の下で、全人代により制 定、可決された。

本法によると、中華人民共和国旅券とは、中華人民共和国の公民の出入国及び国外における国籍と身分を証明する証明書類である(第 2 条)。本法は、中華人民共和国旅券の申請、発行、管理等について具体的に規定している。また、発行機関への監督の強化及び旅券偽造の防止などの規定も設けた。

(全26条)

2 農産物品質安全法

(全国人民代表大会常務委員会 2006年4月29日公布、2006年11月1日施行)

本法によると、「農産物」とは、農業の一次産品のことであり、農業活動により獲得した植物、動物、微生物及びその製品を指す(第2条)。

本法は、農産物の品質安全の確保、人々の健康維持、農業と農村の経済発展の促進を目指し、農産物の品質安全基準、農産物の産地、農産物の生産、農産物の包装と標識、監督検査及び法律責任について具体的に規定している。本法により、農産物生産者の生産過程における農産物の品質・安全性確保に対する基本的義務が設けられ、国が使用を禁じている農薬、動物薬あるいはその他の化学物質を含有するもの等 5 種類の農産物の販売が禁止された。

(全8章56条)

ニ 国務院レベル

1 生産能力の過剰な産業の構造調整促進に関する通知

(国務院 2006年3月12日公布、同日施行)

本通知は、生産能力過剰な産業の構造調整の促進を図るものである。

本通知によると、現在中国では、鉄鋼、アルミ、カーバイト、鉄合金、コークス、自動車等の 6 業種が既に明らかに生産能力過剰となっており、また、セメント、石炭、電力、紡績等の産業にも生産能力過剰の問題が潜在している。国は、生産能力が過剰となっている産業に対し、新規の建設プロジェクトを厳格に管理して市場参入基準を高める。さらに、企業再編・技術改良・立遅れた生産能力の淘汰等を通じて、生産能力の過剰な産業の構造調整を加速する。

本通知は、生産能力の過剰な産業の調整に対する全体的な要求や原則、調整推進の重点 的な措置等について具体的に規定している。(全3項)

2 自動車交通事故責任強制保険条例

(国務院 2006年3月21日公布、2006年7月1日施行)

本条例によると、「自動車交通事故責任強制保険」とは、被保険自動車が交通事故で運転手、同乗者及び被保険者以外の人に人身死傷又は財産損失をもたらした場合、保険会社が賠償限度額内で被害者に保険金を支払う強制賠償保険制度を指す(第3条)。本条例により、中国国内の道路を走行する自動車の保有者及び管理者は、「中華人民共和国道路交通安全法」に基づき、自動車の交通事故責任強制保険に加入することが義務付けられた。また、中国国内資本の保険会社が中国保険監督管理委員会の認可を受けて自動車の交通事故責任強制保険業務を行うことが認められた。

本条例は、主に保険の加入、賠償及び罰則について詳細に規定した。 (全5章46条)

3 情報ネットワーク伝達権保護条例

(国務院、2006年5月18日公布、2006年7月1日施行)

本条例は、著作権者、実演者、録音・録画制作者(以下「権利者」と総称する)が享有する「情報ネットワーク伝達権」は、「著作権法」及び本条例の保護を受けるものとしている。法律、行政法規が別途規定している場合を除き、いかなる組織又は個人も情報ネットワークを通じて他人の著作物、実演、録音・録画製品を公衆に提供する場合、権利者の許諾を取得し、かつ報酬を支払わなければならず(第2条)、権利者は、情報ネットワーク伝達権を保護するために「技術的措置」を採ることができる(第4条)。

ここでいう「情報ネットワーク伝達権」とは、有線又は無線の方法により公衆に著作物、 実演又は録音・録画製品を提供し、公衆にその個人が選んだ時間及び場所に著作物、実演 又は録音・録画製品を取得できるようにさせる権利である。また、「技術的措置」とは、 権利者の許諾を得ずに著作物、実演、録音・録画製品の閲覧、鑑賞を許諾すること又は情報ネットワークを通じて公衆に著作物、実演、録音・録画製品を提供することを防止、制限するために用いる有効な技術、装置又は部品である(第26条)。

このほか、本条例は、保護を受けない著作物、権利者の許諾を得ずにしてはならない行為、著作物の自由利用、権利侵害の場合の罰則及び除外等についても規定している。 (全27条)

4 国務院による上海ハイテク産業開発区を上海張江ハイテク産業開発区に改名することの 同意に関する回答 (国務院、2006年3月14日公布、同日施行)

本回答は、国務院が「上海ハイテク産業開発区」を「上海張江ハイテク産業開発区」に 改名することに同意した旨を表明したものである。

5 煙草葉税(原文は「烟叶税」) 暫定条例

(国務院、2006年4月28日公布、同日施行)

本条例によると、中国国内で煙草葉を買い付ける単位は煙草葉税の納税者であり、煙草葉税の納税額=煙草葉の買い付け金額□税率で、その税率は20%である。

本条例は、煙草葉税の徴税機関、納税申告手続き等について規定している。(全10条)

6 絶滅の恐れのある(原文は「瀕危」) 野生動植物の輸出入管理条例 (国務院 2006年4月29日公布、2006年9月1日施行)

本条例は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」に基づき、絶滅の恐れのある野生動植物及びその製品の輸出入管理の強化及び野生動植物資源の保護と合理的利用を図るために制定された。

本条例は、絶滅のおそれのある野生動植物及びその製品の輸出入の管理部門、輸出入条件、輸出入の申請、認可手続き等について具体的に規定している。(全28条)

7 民用爆発物安全管理条例

(国務院 2006年5月10日公布、2006年9月1日施行)

本条例は、民用爆発物の安全管理と爆発事故の発生予防を目指し、民用爆発物の生産、 販売、購買、輸出入、爆破作業及び保管並びに硝酸アンモニウムの販売、購買に適用する (第2条)。

本条例は、民用爆発物の生産、販売及び購買、輸送、爆破作業、保管、法律責任等の7章 から構成されている。

(全8章55条)

三 中央行政部門レベル

1 外商投資会社の審査認可及び登記管理における法律適用の若干の問題に関する実施 意見

(国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外貨管理局 2006年4月24日公布、同日施行)

本意見は、外商投資会社の審査認可、登記管理において如何に「会社法」、「会社登記 管理条例」及び外商投資に関する法律、行政法規及び政策を適用するかについて、規定し ている。

本意見は、外商投資企業の審査認可、登記管理について、多くの重要な問題を明確に規 定した。例えば、□本意見によって、外資(外資共同出資、外資単独出資を含む)企業の組 織機構について、株主総会や監事会の設立を要求する可能性が出た。従来の「外資独資企 業法」及びその実施細則にはその組織機構について具体的に規定していない。今まで、外 資独資企業の組織機構については、中外合弁企業と同じく、当事者が自由に決定でき、「会 社法」に規定される有限責任会社の組織機構に関する規定に従う必要はないと解釈されて いた。しかし、本意見は、中外合弁、中外合作の有限責任会社の董事会は、会社の意思決 定機関であり、その組織機構は、会社が「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」及 び「会社法」に基づき会社定款に定められるのに対し、外資共同出資、外資単独出資の有 限責任会社並びに外国投資家が投資する株式会社の組織機構は、「会社法」及び会社定款 の規定に合致しなければならないことを明確にし(第3項)、即ち、中外合弁会社の組織機構 に関する規定は変わらず、会社は依然として、董事会を会社の最高意思決定機関とするこ とができるが、外資(外資共同出資、外資単独出資を含む)有限責任会社は、会社法の規 定に基づき、株主総会、監事会(規模の小さい会社は、監事会の代わりに監事)の設立が 要求される可能性もあった。□外商投資会社の事務所の設立については、本意見は、会社登 記機関が、今後、外商投資会社の事務所の登記手続を取り扱わない。すでに登記されてい る事務所については、期間満了後、抹消登記の手続をとり又は必要に応じて支店の設立を申 請しなければならない(第25項)と規定した。当規定について、中国政府部門から明確な解 釈を出していないが、本意見によって、外商投資会社による中国においての事務所設立(新 規設立と既存事務所の期間延長を含む)について、登記手続が廃止され、これから登記す る必要がなくなったとも解釈されうる。

また、本意見では、外商独資による一人有限会社の設立、外商投資会社の出資方式と出 資期限、増資、支店設立等も明らかに規定されている。

(全28条)

2 上場会社証券発行管理規則

(中国証券監督管理委員会、2006年5月6日公布、2006年5月8日施行)

本規則は、上場会社の中国国内における証券発行に適用され、本規則にいう証券とは、 株券、転換社債、中国証券監督管理委員会が認可するその他の品目を指す(第2条)。本規 則の公布より、中国で上場企業の資金調達が再開された。

本規則の制定は、市場調節の強化、仲介機構の責任増大と優良企業の上場促進を目指している。本規則は、証券公開発行の条件、証券非公開発行の条件、発行手順、情報開示、監督管理及び処罰等について規定している。

本規則の施行にあたり、「上場会社新株発行管理規則」(証監会令第1号)、「上場会社 転換社債発行実施規則」(証監会令第2号)など新株や社債発行に関するこれまでの5つの 規則が廃止される。

(全7章75条)

3 新規株式公開及び上場管理規則

(中国証券監督管理委員会、2006年5月17日公布、2006年5月18日施行)

本規則は、中国証券監督管理委員会が改正後の「会社法」、「証券法」に基づき、今までの新規株式公開と上場の経験及び現在の株式流通改革の進捗状況を踏まえて制定したものである。

本規則より、株式の発行条件が明確にされ、発行者の資産、人員、財務、機構及び業務面における独立性が強調された。また、発行者の財務指標については適切な引き上げがなされ、発行者は直近3年間連続して利益を計上し、累計純利益の額が3000万元を超えなければならないとされている(第33条1項)。仲介機構についてはその責任を増大し、推薦機構と証券サービス機構が発行する文書を株式目論見書の調査用文書として指定サイトで公開しなければならないと規定している(第62条)。同時に、本規則により、仲介機構の違法及び規則違反行為に対する処罰も強化されている。

本規則は、新規株式公開の発行条件、発行手続き、情報開示、監督と処罰等 6 章から構成され、本規則の施行により、「株式発行業務の若干の規定に関する通知」(証監 [1996] 年 12 号)等 7 つの規則が廃止される。

(全6章70条)

4 基金管理会社の設立及び持分処分の規範化の関連問題に関する通知

(中国証券監督管理委員会、2006年5月8日公布、同日施行)

本通知は、基金管理会社の株主の行為の規範化と、基金管理会社の設立及び持分処分に対する監督管理の強化を目指し、基金管理会社の設立手続き、基金管理会社の出資持分譲渡の条件と手順、基金管理会社の設立と持分譲渡等に対する中国証券監督管理委員会の監督管理等について規定している。

本通知の施行より、「基金管理会社の株主の出資譲渡の関連事項を規範化することに関する通知」(証監基金字[2002]102 号)が廃止される。

(全16項)

5 奨励類外商投資企業免税確認書の処理の関連問題に関する回答

(商務部 2006年4月6日公布、同日施行)

本回答は、2006年2月22日国家発展改革委員会による「外商投資プロジェクトの『国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書』の処理に関する問題についての通知」が公布されてから、外商投資企業免税確認書の発行部門、処理手続き等に関する国家の規定が変更されたかという地方商務管理部門が抱く疑問に対する返答である。

本回答においては、国は現時点では「国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」と設備「輸入証明」の規定及び現行の処理手続きについて調整を行っていないため、各部門は引き続き現行規定に従い執行すること、並びに商務部門による「確認書」と「輸入証明」の処理に関する職責、権限及び要求については変更がないため、関連商務部門は現行の関連規定に従い執務することが規定された。

(全3項)

6 外商投資企業の「国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」の処理に関する問題 についての通知

(商務部、2006年4月29日公布、同日施行)

本通知は、商務部による「奨励類外商投資企業免税確認書の処理の関連問題に関する回答」 に引き続き、外商投資企業の輸入設備の免税の操作手続きについて規定している。

本通知は、「国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」の処理の基本原則、商務部がる「確認書」及び「輸入証明書」を発行する範囲、商務部が「確認書」及び「輸入証明書」を発行する場合の処理手続き、地方商務部門が「確認書」及び「輸入証明書」を発行する場合の処理手続き並びに「確認書」と「輸入証明書」の発行の関連原則について、それぞれ明確な規定を置いた。

(全7項)

7 外商投資プロジェクトの国産設備調達に対する税金返還政策の範囲を調整することに関する通知

(財政部、国家税務総局2005年5月10日公布、同日施行)

本通知は、国産設備調達の税金返還優遇政策を享受できる外商投資企業には、増値税一般納税者と認定された外商投資企業並びに増値税一般納税者でなく、交通運輸、普通住宅の開発に従事する外商投資企業及び海洋石油探査開発生産に従事する中外合弁企業が含まれることを明らかにした。また、本通知では、支店の名義で自社用国産設備を購入した場合の税金返還手続きの取扱等についても明確な規定が設けられた。

(全4項)

8 「産業構造調整促進暫定規定」の徹底実施に関する通知

(国家機電製品輸出入弁公室 2006年4月3日公布、同日施行)

本通知は、□奨励類プロジェクトの輸入機電製品については、審査認可部門である機電弁公室は、遅滞なく「自動輸入許可証」を発行しなければならないこと、□新規建設の制限類プロジェクトについては、投資を禁止し、「自動輸入許可証」を発行しないが、既存の制限類プロジェクトについて企業がプロジェクトの改造・グレードアップのために機電製品を輸入するのであれば、機電弁公室はこれを支持しなければならないこと、及び□廃止類に

ついては、投資を禁止し、廃止類に属する生産工程、装備と製品はいっさい輸入、移転、 生産、販売、使用及び採用してはならず、機電弁公室は、「自動輸入許可証」を発行しな いこと等を規定した。

(全5項)

9 国航空運輸企業常駐代表機構の審査認可管理規則

(中国民用航空総局 2006年4月3日公布、同日施行)

本規則いう代表機構とは、外国航空運輸企業が中国において審査認可を経て設立する経営活動に従事する代表処を指す(第2条)。外国航空運輸企業が中国において常駐代表機構を設立するには、中国民用航空総局の認可を得たうえ、国家工商行政管理総局またはその授権した各省、自治区、直轄市と計画単列市の工商行政管理局で登記手続きをとらなければならない。

本規則は、外国航空運輸企業常駐代表機構の審査認可と管理の基本原則、代表機構の設立、期間延長、変更及び廃止、首席代表と代表の管理、代表機構の監督管理について具体的に規定している。

(全5章28条)

10 中国証券監督管理委員会発行審查委員会規則

(中国証券監督管理委員会 2006年5月9日公布、同日施行)

本規則は、証監会発行審査委員会による発行者の株式発行申請及び転換社債等中国証監会が認可する他の証券の発行申請の審査に適用する。

本規則は、発行審査委員会の構成、発行審査委員会の職責、発行審査委員会会議、発行審 査委員会の業務に対する監督等について具体的に規定している。

(全6章44条)

11 知的財産権資産評価管理作業の強化に関する若干問題についての通知

(財政部、国家知的財産権局2006年4月19日公布、同日施行)

本通知は、知的財産権評価の管理強化、知的財産権評価行為の規範化を図るものである。

本通知では、法に従い知的財産権評価を行わなければならない状況が明らかにされている。具体的には、「会社法」第27条に基づき知的財産権をもって出資し、有限責任会社或いは株式会社を設立する場合、知的財産権に質権を設定し、市場参考価格がなく、質権者が評価を求める場合及び行政機構が知的財産権を競売、譲渡或いは置換する場合等9つの場合が列挙されている。また、本通知により、知的財産権評価は財政部門から認可を得て設立

された資産評価機構に委託しなければならないことや、如何なる機構、個人も知的財産権評価業務と評価結果に干渉してはならないこと等も強調された。

(全6項)

12 商業銀行による顧客財産の海外における代理運用の管理暫定規定

(国家外貨管理局、中国人民銀行、中国証監会 2006年4月17日公布、同日施行)

商業銀行による顧客財産の海外における代理運用とは、顧客財産の海外における代理運用の資格を取得した銀行が、中国国内の機構や居住者(中国国内における非居住者を含まない)等の中国国内投資者の委託を受けて、国外で、国内投資者の資金をもって規定された金融商品投資を行うことを指す(第2条)。

本規定によって、いわゆる QDII 制度(指定国内機関投資家、指定した優良金融機構に、海外金融市場の取次ぎや参加を認めるという制度)がスタートし、中国国内の投資家による海外の有価証券等の金融商品への投資が認められた。

本規定は、業務参入管理、投資外貨購入枠と為替管理、資金出入管理、情報開示と監督管理について具体的に定めている。

(全6章37条)

13 鉄道建設市場の開放継続に関する通知

(建設部 2006年4月14日公布、同日施行)

本通知は、2004 年 12 月に鉄道部より公布された「鉄道建設市場のさらなる開放に関する通知」に基づき、鉄道建設市場の設計、施工、監理業務の範囲の継続的開放について規定したものである。

本通知は、時速 200 キロメートル以下の普通鉄道路線、時速 160 キロメートル以下の普通鉄道路線、コンテナを扱う貨物駅の設計や、大型の駅舎の建設など相応する資格を有する民間企業に開放すること等を定め、設計や施工、管理など、多方面にわたって、民間企業の参入を広く認める姿勢を明らかにした。

(全2項)

14 経常項目外貨管理政策の調整に関する通知

(国家外貨管理局 2006年4月13日公布、2006年5月1日施行)

本通知において、□経常項目外貨口座の開設や変更等に対する事前承認を取り消し、経常項目外貨口座の限度額を引き上げること、□サービス貿易取引に関する外貨購入・支払の証憑を簡素化し、その審査権限を調整すること、□国内居住者個人の外貨購入に対して年度総額管理を導入すること等が定められた。

(全3項)

15 中国人民銀行公告[2006]第5号

(中国人民銀行 2006年4月13日公布、同日施行)

本公告により、外貨管理政策が一部調整された。本公告は、□企業が経常項目外貨口座を開設、変更、解約する場合について、これまで必要であった外貨管理部門の事前審査手続きを銀行が独自の外貨管理制度や営業方式に合わせて手続きを行った上で、国家外貨管理局に届出をするように改めること、企業の経常項目外貨口座の限度額を引き上げること、実際の取引があり、海外への外貨支払を必要とする企業は、事前に外貨を購入できるようにすること、及び□サービス貿易取引に関する外貨購入・支払の証憑を簡素化し、審査権限の委譲を進めること等を規定した。

(全6項)

16 証券登録決済管理規則

(中国証券監督管理委員会 2006年4月7日公布、2006年7月1日施行)

本規則は、証券取引所で上場取引される株式、債券、証券投資基金等の証券及び証券デリバティブ等の登録及び決済に適用する。本規則は、証券登録決済機構、証券口座の管理、証券の登録、証券の預託及び保管、証券と資金の決済受渡、リスク予防と受渡違約処理について規定している。

(全8章81条)

17 保険営業員管理規定

(中国保険監督管理委員会 2006年4月6日公布、2006年7月1日施行)

本規定によると、「保険営業員」とは中国保険監督管理委員会より発行された資格証明書を取得しており、保険会社のために保険商品を販売し、関連サービスを提供し、手数料又はコミッションを受け取る個人を指す。本規定は、資格管理、業務展開(中国語原語は「展業」)登記管理、業務展開行為管理、就業前研修と継続教育、保険会社の管理責任、法律責任について規定している。

(全8章64条)

18 非薬品類の麻薬前駆化学品生産、経営許可規則

(国家安全生産監督管理総局 2006年4月5日公布、2006年4月15日施行)

本規則に規定する「非薬品類の麻薬前駆化学品」とは、「麻薬前駆化学品管理条例」の 付属表に定める麻薬製造に使用可能な非薬品類の原料及び化学配剤を指す。本規則は、非 薬品類の麻薬前駆化学品の生産・経営許可、生産・経営届出手続き、監督管理、罰則等に ついて規定している。

(全6章34条)

19 健康関連製品衛生行政許可手続

(衛生部 2006年4月3日公布、2006年6月1日施行)

本規定によると、健康関連製品とは、「食品衛生法」、「伝染病予防改善法」、「化粧品衛生監督条例」及び「国務院による保留の必要のある行政審査認可項目に対する行政許可の設定に関する決定」(国務院第412号令)に規定する衛生部が許可する食品、消毒剤、消毒器械、化粧品、飲用水関連衛生安全製品等人体の健康に関わる製品を指す(第2条)。

本規定は、健康関連製品の生産能力審査、検査、申請と受理、審査評価と決定、変更と延長、新製品の審査認可手続き、書類管理等について規定している。

(全9章57条)

20 中古車取引規範

(商務部 2006年3月24日公布、同日施行)

本規則は、中古車市場経営者と中古車経営主体のサービス・営業行為及び中古車の直接 取引当事者の取引行為を規範化し、且つ取引規程を明確にし、取引の透明度を高めて、中 古車取引当事者の合法的権益を維持・保護することを目指している。

本規則では、中古車販売店の義務が明らかにされ、販売前に検査を実施することや、使用年数3年以内もしくは走行距離6万キロメートル以下の車両(業務用車両を除く)を販売する場合には3か月もしくは走行距離5000キロメートルを下回らない品質保証を提供すること等が義務付けられている。また、中古車のオークションと直接取引に関する規定も盛り込まれた。

本規則は、中古車取引の基本原則と規則、中古車の買取と販売、中古車のブローカー業務、オークション、直接取引、取引市場のサービスと管理等について具体的に定めている。 (全7章46条)

21 新規製造自動車の汚染排出申告検査測定機構管理規則

(国家環境保護総局、2006年4月24日公布、同日施行)

本規則は、新規製造自動車の汚染排出申告検査測定作業の規範化を図るために制定され、環境保護総局による新規製造自動車の汚染排出申告検査測定機構に対する管理に適用する。

本規則は、検査測定機構の基本条件、検査測定機構の申請と技術審査、検査測定機構の 管理、賞罰等について詳細に規定している。

(全6章31条)

22 消費税政策の調整と整備に関する通知

(財政部、国家税務総局2006年3月20日公布、2006年4月1日施行)

本通知は、現行の消費税の税目、税率、関連政策を2006 年4 月1 日から調整することを通知したものである。具体的な調整内容としては、□新たに「ゴルフ用品」、「高級腕時計」、「ヨット」、「木製割り箸」、「木製床板」などの税目を設け、現行の「ガソリン」と「ディーゼルオイル」の2 税目を取り消して新たに設ける税目「製品油」の細目とし、新たに「ナフサ」、「溶剤油」、「潤滑油」、「燃料油」、「ジェット燃料」の5 細目を設けること、□「スキンケア・ヘアケア製品」の税目を取り消すこと、□「白酒」、「小型自動車」、「オートバイ」、「自動車タイヤ」などを含む現行の11 税目の一部の税率を調整することなどが挙げられる。

(全12条)

23 輸入段階消費税の関連問題についての通知

(財政部、国家税務総局2006年3月30日公布、2006年4月1日施行)

本通知においては、ゴルフ用品、高級腕時計、ヨット、木製割り箸、木製床板などの製品に対し新たに消費税を課すこと、スキンケア・ヘアケア製品に対して消費税課税を停止すること、自動車、自動二輪車などの製品の消費税税率を調整すること、ナフサ、溶剤油、潤滑油などの製品に対し暫定的に30%の税率で消費税を課すこと、ジェット燃料の消費税課税は暫く猶予すること、並びにラジアルタイヤについて消費税を免除することが規定された。

本通知により調整された後の輸入段階消費税の納税商品は全部で14種類となった。 (全3項)

24 保険資金のインフラプロジェクトへの間接投資のテストケース管理規則

(中国保険監督管理委員会 2006 年 3 月 14 日公布、同日施行)

本規則は、委託者が保険資金を受託者に委託し、間接的にインフラプロジェクトに投資することについて定めている。

本規則により、保険会社は保有する資金を投資信託会社、保険資産管理会社などの専門機関を通じて、交通、通信、エネルギー、公共事業、環境保護などの国家重点インフラプロジェクトに投資することが可能になった。

本規則は、総則、投資計画、委託者、受託者、受益者、信託管理者、独立監査人、情報 開示、リスク管理、監督管理と附則から構成されている。

(全11章98条)

25 食塩独占経営許可証管理規則

(国家発展改革委員会2006年4月28日公布、同日施行)

本規則は、食塩の独占経営に対する管理を強化するために制定された。本規則によると、国家発展改革委員会は塩業の主管機構であり、食塩独占経営許可証の審査認可、発行及び

監督管理を担当する。本規則は、食塩指定生産企業証書の管理、食塩卸売り許可証の管理、 食塩運輸許可証の管理等について具体的に規定している。

(全4章25条)

四 司法解釈

1 「会社法」の適用の若干問題に関する規定

(最高人民法院 2006年4月28日公布、2006年5月9日施行)

本規定は、人民法院が関連民事事件を審理する時の会社法の適用について規定している。本規定によると、新会社法の施行後に人民法院が審理を終了していない又は新しく受理した民事事件について、当該民事行為或いは事件が会社法施行前に発生したものである場合には、当時の法律、法規及び司法解釈を適用する。会社法施行前の民事行為又は事件により紛争が発生し、人民法院に訴えが提起された場合において、当時の法律、法規及び司法解釈に明確な規定がないときは、現行の会社法の関連規定を参照適用することができるとしている。

(全6条)

2 内地とマカオ特別行政区との民商事判決の相互承認及び執行に関する取決め (最高人民法院 2006年3月21日公布、2006年4月1日施行)

本取決めは、中国の内地とマカオ特別行政区との民商事事件(労働争議事件が含まれる)の判決の相互承認と執行に適用される。本取決めは刑事訴訟における民事損害賠償に関わる判決及び裁定にも適用されるが、行政事件はその適用範囲に含まれていない。

本取決めは、適用範囲、相互に承認、執行する判決等の文書の種類、承認及び執行の申請を受理できる管轄人民法院の種類、申請書及び添付すべき書類、申請不受理事由等について詳細に定めている。

(全24条)

五 地方レベル

1 北京市商務局による酒類流通管理の強化に関する通告

(北京市商務局 2006年4月25日公布、2006年4月25日施行)

本通告は、商務部が 2005 年 11 月に公布した「酒類流通管理規則」に基づき、北京市での酒類流通管理を規範化することを目指している。本通知は、酒類卸売・小売に従事する単位或いは個人は、営業許可証を取得した後 60 日以内に所在区(県)の商務局に届出手続きをしなければならないと規定しているほか、当該届出の具体的な取扱手続き等について詳細に定めている。

(全11項)

2 上海証券取引所取引規則

(上海証券取引所 2006年5月15日公布、2006年7月1日施行)

本規則は、上海証券取引所で上場する証券及びそのデリバティブ商品の取引に適用される。

本規則は、取引市場、証券売買、その他の取引事項、取引情報、取引行為に対する監督、取引異常状況の処理、取引紛争、取引費用、規則違反処分等について具体的に規定している。

(全11章)

3 深セン証券取引所取引規則

(深セン証券取引所 2006年5月15日公布、2006年7月1日施行)

本規則は、深セン証券取引所で上場する証券及びそのデリバティブ商品の取引に適用される。

本規則は、取引市場、証券売買、その他の取引事項、取引情報、取引行為に対する監督、取引異常状況の処理、取引紛争、取引費用、規則違反処分等について具体的に規定している。

本規則の施行と同時に、2001年8月31日公布の「深セン、上海証券取引所取引規則」は 廃止される。

(全11章)

制度情報(2006年6月~7月)

ー 全人代レベル

1 刑法(改正)

(人民代表大会常務委員会 2006年6月29日改正 同日施行)

本改正は、1997年以来の改正であり、通算6回目の改正である。

今回の改正では、安全生産事故の責任者への処罰が強化され、賄賂に対する刑事処罰も 強められた。また、貸付金詐欺、証券及び先物市場の相場操縦、上場会社と投資者の利益 を損ねる行為について具体的な処罰と破産詐欺罪も規定され、マネーロンダリングに対す る取締りの強化も図られた。

(全21条)

2 義務教育法(改正)

(人民代表大会常務委員会 2006年6月29日公布 2006年9月1日施行) 本改正は、1986年7月1日から施行されてきた「九年制義務教育制度」を完全化したも

(全8章63条)

のである。

二 国務院レベル

1 測量製図成果管理条例

(国務院 2006年5月27日公布 2006年9月1日施行)

本条例は、1989年3月21に公布された「測量製図成果管理規定」の改正である。

本条例は、測量製図成果の測量製図行政管理担当部門への提出、保管、利用及び重要な 地理情報データの審査確認と公布、法律責任等について具体的に規定している。

本条例の施行により、1989年3月21日付けの「測量製図成果管理規定」は同時に廃止される。

(全6章32条)

三 中央行政部門レベル

1 「外商投資会社の審査認可及び登記管理における法律適用の若干問題に関する実施意見」 の実施に関する通知

(国家工商行政管理総局 2006年5月26日公布 同日施行)

本通知は、2006年4月24日に公布された「外商投資会社の審査認可及び登記管理における法律適用の若干問題に関する実施意見」の適用上の不明確な点等について、工商行政管理局の立場から解釈を示したものである。

本通知において、既に設立された外商投資会社の組織機構に対し、「2006年1月1日以前に設立された外商投資会社の定款の修正については、会社登記機関は強制的に要求しないものとし、会社が自ら決定する」と明確に規定された(第2項(1))。また、外商投資会社の中国における事務所設立については、事務所設立の登記手続が廃止され、今後は登記の必要がなくなったことも確認された(第2項(4))。但しその一方で、事務所による経営活動従事に対する取り締まりの強化も改めて強調されている点にも注意が必要である(同上)。

(全4項)

2 「外国投資家が投資により投資性会社を設立・運営することに関する規定」についての補 充規定

(商務部制定 2006年5月26日公布 2006年7月1日施行)

本補充規定は、2004年11月17日に公布された「外国投資家が投資により投資性会社を設立・運営することに関する規定」を修正し、充実化させるものである。

本補充規定により、外商投資の投資性会社の出資期限に関して、営業許可証が発行されてから2年内に払込を完了しなければならなかったのが、「営業許可証が発行された日から2年以内に3000万米ドルを下回らない出資を払い込み、残額は営業許可証の発行日から5年以内に払い込む」(第1項)と改正された。また、外商投資の投資性会社が自ら輸入した又は中国国内で買付けた商品の卸売業務の取扱いも可能になる(第3項)など、新たな規制緩和が行われた。

(全14項)

3 不動産市場の外資参入及び管理に関する意見

(建設部、商務部、発展改革委、人民銀行、工商総局、外貨局 2006年7月11日公布 同日施行)

本意見は不動産市場の外資参入が活発化していることを企図したものであり、主な内容は以下のとおりである。

- (1) 国外機構及び個人が国内において自ら用いる目的以外に不動産を投資購入する場合、「商業拠点設置」の原則に従わなければならず、投資不動産につき「外商投資企業認可証書」及び「営業許可証」を未取得の国外投資者は、不動産開発業及び経営活動を行ってはならない。
- (2) 外国投資家が不動産企業を設立する場合、投資総額が1000万米ドルを超える(1000万米ドルを含む)とき、登録資本は投資総額の50%を下回ってはならない。外国投資家が持分譲渡によって中国側株式(持分)を買収する場合、従業員を適切に配置し、銀行債務を処理し、かつ自らの資金で全譲渡金額を一括で支払わなければならない。

- (3) 外商投資不動産企業が登録資本金を全額納付しない場合、「国有土地使用証」を未取得の場合、又は開発プロジェクトの資本金がプロジェクト投資総額の35%に達していない場合は、国内、国外でローン手続を行ってはならず、外貨管理部門は当該企業の外貨借入の人民元転を認可してはならない。
 - (4) 国外機構が国内で設立した支店、代表機構等及び国内における滞在期間が1年を超えた外国人は、自ら用いる又は居住するための商品建物を購入することのみができる。中国における支店・代表機構等を持たない国外企業及び滞在期間が1年以下の外国人は、商品建物を購入してはならない。また、規定に合致する国外企業及び個人が商品建物を購入する場合は、実名によらなければならない。

4 違法輸入音響映像製品の徹底取締りに関する通知

(文化部 2006年7月14日公布 同日施行)

本通知は、一部の音響映像出版発行単位が国の音響映像製品輸入に関する法律法規に著しく違反して無認可で輸入音響映像製品を発行している等の違法行為を取締るため、管理強化を目的として公布された。国外(香港、マカオ、台湾地区を含む)音響映像製品の輸入については、文化部の認可を得なければならなず、認可を得ずに輸入した音響映像製品は、全て違法音響映像製品とみなすと規定した。

5 外国保険機構中国駐在代表機構管理規則

(中国保険監督管理委員会 2006年7月12日改正 2006年8月1日施行)

本規則は、中国保監会が 2004 年 1 月 15 日に公布した「外国保険機構中国駐在代表機構管理規則」に代わるもので、細かな規定についての改正が行われた。

本規則にいう外国保険機構とは、中国国外で登録された保険会社、再保険会社、保険仲介機構、保険協会及びその他の保険組織を指す。本規則にいう代表機構とは、外国保険機構が中国国内設立の認可を受け、連絡、市場調査等の非経営性活動に従事する代表所、総代表所を指す(第2条)。

本規則は、外国保険機構中国駐在代表機構の申請条件を大幅に厳しくし、従来の条件に加えて、保険業務に従事する外国保険機構の場合は、保険業務従事の実績が20年以上なければならず、保険業務に従事しない種類の外国保険機構の場合は、設立後20年以上経過していなければならない、とした。「保険業務従事の実績が20年以上である」とは、外国保険機構が保険業務を20年以上継続して行っているということであり、外国保険機構がその他の機構を吸収合併した場合、又はその他の機構と合併して新しい保険機構を設立する場合は、その保険業務の従事年数の計算に影響しないと規定した(第5条)。

また、本規則は、外国保険機構中国駐在代表機構の業務範囲に対して、より厳格な制限を設け、代表機構及びその従業員はいかなる方式によっても経営性活動に従事し又は参与してはならないと規定した(第15条)。

(全5章47条)

6 外国投資家による付加価値電信業務の投資経営に対する管理の強化に関する通知 (情報産業部電信管理局制定、2006年7月13日公布 同日施行)

本通知は、外国投資家による付加価値電信業務の関連管理業務をより強化し、公平な市場環境を維持するため、主に次の付加価値電信業務分野の管理を強化した。 (1) 外国投資家の我が国国内における電信業務の投資経営の規範化。国内の電信会社と外国投資家の合作及び国内電信会社の国外上場の規範化(第1項)。 (2) 各省級通信管理局は、□市場参入及び市場規律管理業務における場所及びサーバー等の設備の設置に対する管理□ネットワーク情報安全保障措置の管理を強化し、付加価値電信業務経営者が使用するドメインネーム及び登録商標は、当該経営者又はその株主が所有しているものでなければならないと規定した。また、外国投資家と国内の付加価値電信会社の提携行為を規律した(第2項)。

(全4条)

7 外国企業の中国国内における労務活動を提供する常設機構の判定及び利益帰属問題に関する回答

(国家税務局 2006年7月19日公布 同日施行)

本回答は、外国企業が中国国内で労務活動を提供する常設機構の定義を明確にしたものである。つまり、外国企業が中国国内に機構場所を設置せずに、単に従業員を中国国内に派遣して関連プロジェクトのために労務を提供することには、コンサルティング労務も含まれる。当該従業員の中国国内における実際の労働時間がいずれか12か月のうち連続又は累計で6か月を超える場合は、当該外国企業は中国国内に常設機構を構成すると判定する(第1項)。プロジェクトの年数が数年にわたり、外国企業の従業員がある一定期間のみ中国に派遣されて労務を提供し、その労務期間が6か月を超え、プロジェクトのその他の期間内に人員を中国に派遣して労務を提供した期間が6か月を超えない場合も、当該外国企業は中国に常設機構を構成していると判定しなければならない(第2条)。このような情況で常設機構を構成し、当該外国企業が関連プロジェクトの国内労務から得た利益は、当該常設機構の利益とみなし、税金を徴収する(第3項)。

(全3項)

8 特別優遇関税待遇の輸入貨物の原産地管理規則

(税関総署制定 2006年5月31日公布 2006年7月1日施行)

本規則は、特別優遇関税待遇を受けられる国が原産地であると認定するための条件、及びその輸入手続を定めたものである。ただし、加工貿易方式で保税輸入及び国内販売する 貨物に対しては、本規則は適用されない。 (全19条)

9 国外投資の外貨管理政策の一部調整に関する通知

(国家外貨管理局 2006年6月6日公布 2006年7月1日施行)

本規定によると、2006年7月1日から、国家外貨管理局は国外投資目的の外貨購入に対して、各分局(外貨管理部を含む)が審査する限度額を撤廃する(第2項)。また、国内投資者が関連手続きに従い、保証金、仲介機構に支払うサービス料等の海外投資に関連する前期費用に充てる外貨を事前に購入し、送金できる(第4項、第5項)ことも明確に規定され、国外投資に対する外貨管理の緩和が図られた。

(全12項)

10 加工貿易企業のオンラインの監視管理規則

(税関総署 2006年6月14日公布 2006年8月1日施行)

本規則は、オンラインの監視管理を実施する加工貿易企業の要件を定め、加工貿易過程における税関手続を詳細に規定している。

(全20条)

11 商業銀行による顧客財産の海外運用代理業務展開の関連問題に関する通知

(国家銀行業監督管理委員会 2006年6月21日公布 同日施行)

本通知は、2006年4月17に公布された「商業銀行による顧客財産の海外運用代理業務管理暫定規定」とその他の関連規定を踏まえて、商業銀行による顧客財産の海外運用代理業務についてより詳細に規定した。

本通知は、顧客財産の海外運用代理業務を申請する場合の提出書類、外資銀行による顧客財産の海外運用代理業務に対する要求及び規制等の関連問題について明確に規定している。

(全9項)

12 証券市場関与禁止規定

(証券監督管理委員会 2006年6月7日公布 2006年7月10日施行)

本規定は、□証券発行者や上場企業及びその他の情報開示義務のある役員、□証券会社の役員、内部部門担当者、支店等の担当者及びその他の証券業務従事者等7種の人員に対して、法律違反等の行為があった場合に、情状に応じて、一定期間(場合によっては終身)、証券市場への関与を制限する措置を取ることができること等を定めたものである。

本規定の施行により、1997年3月3日に公布された「証券市場参加禁止暫定規定」は同時に廃止される。

(全13条)

13 証券投資基金管理会社のコーポレート・ガバナンス準則(試行)

証券監督管理委員会 2006/6/15 公布 同日施行

本準則は、基金持分所有者、会社株主及びその他の関連当事者の適法な利益の保護を図るものである。

本準則は、証券投資基金管理会社のコーポレート・ガバナンスの基本原則、株主及び株主総会、董事及び董事会、監事及び執行監事、経営陣、監督査察長(原文は「督察長」)、 関連取引、オプション奨励制度等について具体的に規定している。

(全9章92条)

14 証券決済リスク基金管理規則

(証券監督管理委員会 2006年6月16日公布 2006年7月1日施行)

本規則によると、「証券決済リスク基金」とは、受渡違約(原文は「違約交収」)、技術的故障、操作ミス、不可抗力により生じた証券登録決済機構の損失の立替払い又は補填に 充てるために設立された基金をいう。(第2条)

本規則は、証券決済リスク基金の出所、管理、使用等について詳細に規定している。 本規則の実施により、「証券決済リスク基金管理暫定規則」は同時に廃止される。 (全17条)

15 外国企業の請負工事の税務管理を強化することに関する通知

(国家税務総局 2006年6月8日公布 同日施行)

本通知は、外国建築業企業による請負工事プロジェクトにおける徴税漏れ、管理漏れ等の現在深刻となっている問題に対し、当該類の外国企業に対する徴税管理を強化し、外国企業に対する税収対策及び租税協定執行の宣伝を強化し、違法な外国企業については「税収徴収管理法」の規定に従い厳しく処分すると規定した。

16 保税区内輸出企業の輸出税還付の関連問題についての回答

(国家税務総局 2006年7月6日公布 同日施行)

本回答によると、国税総局は、「対外貿易事業者届出登録規則」施行後、保税区内の輸出企業が国内の保税区外で輸出通関業務を行えるようになったことにあわせて、保税区内の輸出企業が国内の保税区外の輸出貨物に対し現行の関連輸出税還付管理規則に従い税金の還付手続を行うことに同意した。

17 税務登記証書交換の関連問題についての補充通知 (国家税務総局 2006年7月13日公布 同日施行)

本通知は、2006年の税務登記証書の全面的交換業務を円滑に行うため、関連問題について補充したものである。

本通知によると、外商投資企業及び外国企業も今回の税務登記証書交換の範囲に該当し、 統一した税務登記表に記入し、新しい税務登記証書に交換しなければならない(第4条)。 証書の様式は国内企業と同じである。具体的な作業は、税務登記証書の交換に関する通知 の関連規定に従い執行する(第4項)。

(全7項)

18 輸出貨物税還付(免税)の若干問題に関する通知 (国家税務総局 2006年7月12日公布 2006年7月1日施行)

本通知によると、輸出企業の一部の輸出物は国内販売貨物とみなし、売上税(原文は「销項税額」)を計上する又は増値税を徴収する(第1項)。輸出企業がこの規定に従い増値税、消費税を納付する輸出貨物は、今後は税金還付手続を行わない。また、進料加工に従事する生産企業、現物出資により設備及び部品を輸出する企業等に対しても規定を設けた。

19 当面の更なる厳重な土地管理についての緊急通知

(国土資源部 2006年5月30日公布 同日施行)

本通知において、土地利用の全体計画及び年度計画に対する違反の禁止、各種非農業建設 用地の審査認可の厳重化が強化された。また、本通知は、法令に違反する土地使用の取締 強化を要求し、重大な違法事件については公開調査、調査結果の公開、及び関係者の責任 追及を行わなければならないと規定している。

(全5項)

20 道路建設監督管理規則

(交通部 2006年6月8日改正 2006年8月1日施行)

本規則によると、「道路建設」とは、道路、橋梁、トンネル、交通工事及び沿道施設と 道路の渡し場のプロジェクト建議書、FS、踏査、設計、施工、竣工・引渡し及び工事後の 評価等の全ての過程における活動を指す(第2条)。

本規則は、道路建設監督管理部門の職責及び権限、建設手続きに対する監督管理、建設市場の監督管理、品質及び安全の監督管理、建設資金の監督管理、社会監督、罰則等について詳細に規定している。

本規則の施行により、2000 年 8 月 28 日に公布された「道路建設監督管理規則」は同時に廃止される。

(全9章51条)

21 道路工事施工監理入札管理規則

(交通部 2006年5月25日公布 2006年7月1日施行)

本規則によると、道路工事施工監理とは、路盤・路面(交通安全施設を含む)工事、橋梁工事、トンネル工事、機電工事、環境保護関連工事の施工監理及び施工過程における環境保護及び安全施工に対する管理を指す(第2条)。

本規則は、道路工事施工監理の入札募集、入札、開札・入札評価・落札、法律責任等について詳細に規定している。

(全6章50条)

22 健康関連製品生産企業の衛生条件審査規範

(衛生部 2006年5月18日公布 2006年6月1日施行)

本規範によると、健康関連製品生産企業の衛生条件に対する審査とは、健康関連製品の 衛生行政許可が実施される前に、当該製品の生産段階に関する内容に対して行う審査であ り、検査機構に製品検査を送る前に完成させなければならない(第2条)。

本規範は、生産企業の衛生条件審査を実施しなければならない状況、審査申請手続、審査方式、資料提出等について具体的に規定している。

(全17条)

23 飲料水の衛生と安全に係る製品の衛生行政許可の申告受理に関する規定

(衛生部 2006年5月18日公布 2006年6月1日施行)

本規定は、飲料水の衛生と安全に関する製品の申告・受理作業の規範化及び許可業務の 公開性、公平性及び公正性を保証するために制定された。

本規定は、飲料水の衛生と安全に係る製品の衛生行政許可手続きについて規定し、申告 資料に対する一般的な要求、初回申告時の提出資料、許可の延長・変更及び認可証明書再 発行時の申告資料、各申告資料に対する具体的な要求等を詳細に規定した。

(全25条)

24 消毒剤、消毒器械の衛生行政許可申告受理に関する規定

(衛生部 2006年5月18日公布 2006年6月1日施行)

本規定は、消毒剤、消毒器械の衛生に関する申告・受理業務の規範化及び許可業務の公開性、公平性及び公正性を保証するために制定された。

本規定は、消毒剤、消毒器械の衛生行政許可手続きについて規定し、申告資料に対する一般的な要求、初回申告時の提出資料、許可の延長・変更及び認可証明書再発行時の申告資料、各申告資料に対する具体的な要求等を詳細に規定した。

(全25条)

25 屋外広告登録管理規定

(国家工商行政管理総局 2006年5月22日改正 2006年7月1日施行)

本規定における屋外広告とは、屋外の場所、空間、施設等を利用して掲出する広告をいう(第2条)。本規定は屋外広告掲出単位が掲出する屋外広告の登録申請、審査認可、監督、管理等について具体的な規定を設けた。また、登録すべき屋外広告、登録申請の条件、屋外広告が登録すべき事項について詳細な規定を設け、規定に合致する場合は登録を審査確認し、かつ「屋外広告登録証」を発行する。

本規定の施行により、1995年12月8日に公布され、1998年12月3日に改正された「屋外広告登録管理規定」は同時に廃止される。

(全26条)

26 映画脚本(概要)届出、映画管理規定

(国家放送映画テレビ総局 2006年5月25日公布 2006年6月22日施行)

本規定によると、国は映画脚本(概要)届出及び映画審査管理制度を実施する。届出を 行っていない映画脚本(概要)は撮影してはならず、審査許可を得ていない映画は、配給、 放映、輸入、輸出してはならない。(第2条)

本規定は、映画脚本(概要)届出及び映画審査の具体的な手続について詳細に規定している。

本規定の施行により、1997年1月16日に公布された「映画審査規定」及び2004年7月6日公布された「映画脚本(概要)立案、映画審査暫定規定」は同時に廃止される。

(全4章24条)

27 地図審査管理規定

国土資源部 2006年6月23日公布 同日施行

本規定は、国務院測量製図行政主管部門と省級測量製図行政主管部門の2つの地図審査監督管理機構を確定し、それぞれの部門が審査する地図を詳細に分けた。審査基準及び根拠が明確にない地図について場合は、国務院測量製図行政主管部門が受理し、外交部とともに関連地図の内容について審査を行う。当該地図には□歴史地図□世界地図□時事宣伝地図□その他外交部と協議して審査を行う必要のある地図が含まれる。

本規定はさらに、地図審査の申請、受理、審査認可、届出手続及び処罰等について規定した。

(全6章29条)

28 衛生標準管理規則

(衛生部 2006年7月13日公布 2006年8月1日施行)

本規則にいう衛生標準とは、国の衛生に関する法律法規及び関連する衛生政策を実施し、 人体の健康を維持するため、予防医学及び臨床医学の研究と実践に基づき、人体の健康及 び医療衛生サービスに関する事項について制定した各種技術規定のことである(第2条)。

本規則は、衛生標準計画及び計画制定の内容、審査、通知等の手順及び要求に対して規定した。また、衛生標準の起草、意見募集、審査、認可及び公布並びに衛生標準の解釈に対して厳格に規定した。

(全7章42条)

四 司法解釈

1 環境汚染刑事事件審理における具体的な法律応用の若干問題に関する解釈 (最高人民法院 2006年7月21日公布 2006年7月28日施行)

本解釈は、法に従い環境汚染犯罪行為を処罰することを目的とし、刑法の関連規定に基づき、刑法第338条、339条における「公私の財産に重大な損害を受けさせ」、「人身の傷害・死亡の重大な結果」又は「人体の健康に重大な危害」について解釈を行った。このうち「公私の財産の損害」は、汚染環境行為により直接的にもたらされた財産の損壊、実際の価値の減少、汚染拡大を防止するため及び汚染除去のために講じる必要かつ合理的な措置により生じた費用を含む(第4条)。

(全5条)

2 行政裁判の適用法律問題に関する回答

(北京市高級人民法院 2006年6月30日公布 同日施行)

本回答は、北京市高級人民法院管轄下の全ての人民法院の行政事件の裁判における顕著な問題について回答したものである。

最高人民法院による「『中華人民共和国行政訴訟法』執行の若干問題についての解釈」第8条第3号に定める重大事件には、重大な渉外及び重大な香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区にかかわる事件を含む。渉外及び香港、マカオ、台湾の一般行政事件は、基層人民法院が管轄しなければならず、重大な渉外及び香港、マカオ、台湾の事件は、中級人民法院が管轄しなければならないと規定した。

五 地方レベル

1 上海証券取引所証券上場審査暫定規定

(上海証券取引所 2006年6月12日公布 同日施行)

本規定は、上海証券取引所の証券上場審査業務の規範化及び投資者の適法的な利益保護、証券市場の秩序維持を目的として制定され、株式、企業債券、社債の新規上場、上場を一

時停止させられた株式、企業債券、社債、転換社債の上場再開等の事項に適用する。(第2条)

本規定は、主に、総則、上場委員会の構成や委員の資格要件及び任期、委員会の執務規定等の上場委員会に関する規定、並びに上場審査手続きに関する規定、付則から構成されている。

(全4章26条)

2 来料加工貿易免税管理規則(試行)

(上海市国税局 2006年6月27日公布 2006年8月1日施行)

本規則は、国家税務総局の来料加工業務税収管理の要求に基づき、上海市の実情に合わせて制定したものである。 本規則は、関連企業が上海市にて「免税証明」の発行申請を行う企業範囲、免税管理(免税証明の申請、発行、手続、審査決定等の管理)、照合消込管理(免税証明の照合消込申請、照合消込手順)等の順序に対して具体的な規定を設けた。

六 その他

(該当なし)

制度情報(2006年8月~9月)

ー 全人代レベル

1 企業破産法

(全人代常務委員会 2006年8月27日公布 2007年6月1日施行)

旧法である「企業破産法(試行)」(1988年11月1日施行)では、直接の適用対象が国有企業に限られていたのが、本法では中国における国有企業や、外商投資企業を含む全ての企業法人の破産に適用されることとなった。また、本法は、破産手続を詳しく定め、企業法人の破産要件をより明確にした。「管財人」(原文は「管理人」)という日本法上の破産管財人に近い概念の導入や、破産詐害行為の否認等についての要件の拡大などもなされた。また、債務超過の企業を再生させる方法として、企業再生(原文は「重整」)と和議の手続についても、具体的で詳細な規定が定められた。企業を破産に至らしめた董事や総経理に対する責任追及の条項も盛り込まれた。

(全12章136条)

2 パートナーシップ企業法

(全人代常務委員会 2006年8月27日公布 2007年6月1日施行)

本法は、1997年8月1日に施行された「パートナーシップ企業法」の改正である。

今回の改正は、有限責任のパートナーシップ制を導入し、パートナーの要件を完全な民事行為能力者に限っていたものを、法人及び他の組織パートナーにまで拡大し、パートナーシップ企業の所得税納付方法等を規定した。また、本法は、会計士事務所や弁護士事務所等の専門サービス業に従事する特殊パートナーシップ企業についても具体的な規定を設けた。

(全6章109条)

3 各級人民代表大会常務委員会監督法

(全国人民代表大会常務委員会 2006年8月27日公布 2007年1月1日施行)

本法の主な特徴としては、次の5点が挙げられている。□本法の主眼は人代常務委員会の監督業務の整理にある。□中国の国情及び実際に立脚し、状況に応じた規定を設けた。□全人代常務委員会が「一府両院」の業務に対して監督する形式及び手続を整えた。□憲法及び関連法令との関係を適切に処理することを重視した。□全人代常務委員会の監督業務の民主化、公開化を強調する。

本法は、人民政府、人民法院及び人民検察院の特定活動報告の聴取及び審議、予算の審査及び認可、国民経済及び社会発展計画・予算の執行状況報告の聴取及び審議、監査業務報告の聴取及び審議、法律法規の実施状況の検査、規範性文書の届出審査、質問(原文は「詢問」)及び質疑(原文は「質詢」)、特定問題調査、免職案の審議及び決定等について具体的な規定を設けた。

(全9章48条)

ニ 国務院レベル

1 土地の調整管理を強化する関連問題についての通知

(国務院 2006年8月31日公布 同日施行)

本通知による、以下の方針が示された。土地管理及び耕地保護の責任をさらに明確化する(第1条)。土地収用後の補償と配置は、土地を収用された農民の長期的生計を確実に保障しなければならない(第2条)。土地の払下収支管理を規範化する(第3条)。建設用地の関連税金及び費用政策を調整する(第4条)。工業用地払下最低価格基準統一公布制度を確立する(第5条)。無断で農業用地を建設用地に転用することを禁じる(第6条)。

(全8条)

三 中央行政部門レベル

1 外国投資者の国内企業買収に関する規定

(商務部、国有資産監督管理委員会、国家税務総局、国家工商行政管理総局、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局 2006年8月8日公布 2006年9月8日施行)

本規定は、2003年3月7日に公布され、2003年4月12日に施行された「外国投資者による国内企業買収暫定規定」の改正であり、主に「持分(主として外国上場株式)を支払手段とした買収」及び「特殊目的会社」に関する規定が追加された。いずれも、実務上、既に先行して存在していた手法を整理、規範化したものである。

また、重点業種や国家経済の安全への影響、著名ないし老舗企業等の支配等の可能性が あるような買収については、商務部への届出義務があり、また同部による是正措置(取引 中止等を含む)もあり得ることが規定された。

このほか、本規定は、外国投資者の国内企業買収に関する基本制度、審査認可及び登記、独占禁止審査等について、近時の他の法令の改正等も反映して、整理・具体化等もなされている。

(全6章61条)

2 適格外国機関投資家国内証券投資管理規則

(中国証券監督管理委員会、人民銀行、国家外貨管理局 2006 年 8 月 24 日公布 2006 年 9 月 1 日施行)

本規則は、2002年11月5日に公布され、2002年12月1日に施行された「適格外国機関投資家国内証券投資管理暫定規則」に定められる適格外国機関投資家(QFII)の要件(具体的な要件の内容については、後出の3.「『適格外国機関投資家国内証券投資管理規則』の実施に関する関連問題についての通知」を参照されたい)を一部緩和したものである。

本規則は、QFIIの資格要件及び審査認可手続、受託保管・登録・決済、投資運用、資金管理、管理監督について具体的に規定している。

本規則の施行に伴い、上記の「適格外国機関投資家国内証券投資管理暫定規則」は廃止される。

(全7章27条)

3 「適格外国機関投資家国内証券投資管理規則」の実施に関する関連問題についての通知 (中国証券監督管理委員会 2006 年 8 月 24 日公布 2006 年 9 月 1 日施行)

本通知は、適格外国機関投資家(QFII)の資格要件、適格外国機関投資家及び受託管理者の具体的な申請手続き等の事項について規定したものである。

適格外国機関投資家の具体的な資格要件については、2002年12月1日に施行された「適格外国機関投資家国内証券投資管理暫定規則」では、投資信託会社、保険会社の運用資産残高や保有有価証券残高をそれぞれ100億米ドル以上としていたが、本通知により「基金管理機構は、資産管理業務の経営年数が5年以上であり、直近の会計年度の運用資産残高が50億米ドル以上であること。保険会社については、成立年数が5年以上で、直近の会計年度の保有する証券資産残高が50億米ドル以上であること。商業銀行については、直近の会計年度で総資産が世界100位以内で、運用資産残高が100億米ドル以上等」と引下げた(第1項)。

(全16項)

4 基金管理会社国外証券投資外貨管理の関連問題に関する通知

(国家外貨管理局 2006年8月30日公布 同日施行)

本通知は、基金管理会社の国外証券投資の審査フローを明確にした。基金管理会社が国外証券投資業務を取り扱うには外貨業務経営資格と国外証券投資の限度額を取得しなければならず、さらに中国証監会の関連規定に合致していなければならない(第1条)。基金管理会社の国外証券投資業務における外貨口座及びその収支範囲には、自社外貨資金口座、国外証券投資外貨口座、国内委託管理口座及び国外決済口座を含むと規定した(第5条)。調達する国外投資外貨資金の出所及び移転関連問題を明確にした(第6条)。本通知は、国内委託管理者が、要求に従い外貨資金の出入金状況、口座収支等の状況を報告し、国際収支を申告することを義務付け、統計監視を強化した。

(全15条)

5 不動産市場外貨管理関連問題に関する通知

(国家外貨管理局、建設部 2006年9月1日公布 同日施行)

本通知は、国外不動産購入主体が国内の分譲・賃貸用物件を購入する場合について規定 したものであり、外商投資不動産会社の市場への参入許可、開発経営等に関連する外貨管 理問題を明確に規定した。外商投資不動産会社が登録資本金を全て払い込んでいない場合、「国有土地使用証」を取得していない場合、又は開発プロジェクト資本金がプロジェクト投資総額の35%に達していない場合は、外債を借り入れてはならない(第6条)。国外主体が国内不動産企業を合併又は買収する場合に、自社資金をもって一括で譲渡金全額を支払わないときは、持分譲渡外貨収入外資外貨登記を行ってはならない。外国投資者の専用外貨口座内の資金は、不動産開発及び経営に使用してはならない(第7条)。また、国内分譲・賃貸用物件の取引外貨収支及び外貨為替の統計監視を強化するよう要求した。不動産主管部門は分譲・賃貸用物件の予約販売契約の届出制度を厳格に執行しなければならない。

(全12条)

6 輸出貨物の税金還付(免除)の若干問題に関する通知

(国家税務総局 2006年7月12日公布 2006年7月1日施行)

本通知は、輸出企業が規定期限内に税金還付(免除)の申告をしていない貨物や、輸出企業が既に税金還付(免除)の申告をしたが、規定期限内に税務期間に関連証憑を揃えて提出できなかった貨物等四種類の貨物に対して、増値税を還付(免除)しないことを明らかにし、輸出貨物の税金還付(免除)の手続きを行う過程で生じる幾つかの具体的な問題について、明確な規定と解釈を置いた。

(全9項)

7 外商投資プロジェクトの国産設備調達に対する税金還付管理に関する試行規則 (国家税務総局、国家発展と開発委員会 2006 年 7 月 24 日公布 2006 年 7 月 1 日施行)

本規則は、外商投資プロジェクトの国産設備調達に対する税金還付の管理部門、税金還付を享受できる企業等の範囲、税金還付を享受できるプロジェクトの範囲、プロジェクト確認書及び設備リストの取扱、届出登録管理、税金還付申告及び審査確認、税金還付監督管理等について具体的に規定している。

(全7章22条)

8 消費税の若干具体的政策に関する通知

(財政部、国家税務総局 2006年8月30日公布 同日施行)

本通知は、主に 6 種類の消費商品の徴税範囲、税計算根拠等の問題を明確にした。若干の石油製品、中・小型商用旅客車の徴税範囲を明確にし、改装車両及び木材複合床板に対して範囲を設けた。このほか、外部から購入した潤滑油包装の小分け包装作業、マーク添付等の簡単な加工の生産行為に対する徴税方法についても規定を設けた。

(全7条)

9 一部商品輸出還付税率の調整及び加工貿易禁止類商品リストの補充に関する通知 (財政部、発展改革委員会、商務部、税関総署、国家税務総局 2006年9月14日公布、同 日施行)

本通知によると、鋼材輸出還付税率を 2%下げ、一部の非鉄金属材料の輸出還付税率を 2 ~8%下げ、重大な技術設備、一部の IT 製品及びバイオ医薬品及び一部の国家産業政策奨励輸出のハイテク製品等の技術密集型産業及び一部農産物を原料とした加工品の輸出還付税率を若干引き上げた。今回の調整は、紡績、鉄鋼、非鉄金属、石炭、機械等の複数の業種に及んでいる。

(全2条)

10 国が奨励する資源総合利用認定管理規則

(発展改革委員会、財政部、税務総局 2006年9月7日公布 2006年10月1日施行) 本規則にいう国が奨励する資源総合利用認定とは、国の資源総合利用奨励及び支援政策 に合致する資源総合利用工程技術、技術又は製品に対して認定を行うことを指す(第2条)。申請認定する企業の条件は、□生産工程技術、技術又は製品が国の産業政策及び関連基準に合致していること□資源総合利用製品が独立して損益計算ができること□原料(燃料)の供給源が安定しており、信頼性が高く、数量及び品質が関連要求を満たせること、水道電気等の付帯設備条件が整っていること□環境保護の要求に合致し、二次汚染がないこと(第5条)。また、申請認定の手続及びその監督管理に対して具体的な規定を設けた。(全5章34条)

11 上海ダイヤモンド取引所監督管理規則

(税関総署 2006年9月11日公布 同日施行)

上海ダイヤモンド取引所(以下「取引所」という)は、国務院の認可を受けて設立した、ダイヤモンドの輸出入及びダイヤモンド取引手続を行う税関の特殊監督管理区域である(第2条)。一般貿易方式によりダイヤモンドを輸出入する場合は、取引所にて輸出入通関手続を行わなければならない。加工貿易方式によりダイヤモンドを輸出入する場合は、「税関の加工貿易貨物に対する監督管理規則」に従い輸出通関手続を行わなければならない。加工貿易におけるダイヤモンドの国内販売は、一般貿易方式のイヤモンド輸出入手続に従い、取引所税関にて通関手続を行わなければならない(第4条)。ダイヤモンドを国外から直接取引所に輸入する場合、税関は輸入関税、輸入環節増値税、消費税を徴収しない(第12条)。ダイヤモンドを取引所から輸出する場合は、税関は輸出還付税手続の関連証憑を発行しない(第13条)。ダイヤモンドを取引所で輸入し国内販売する場合は、輸入関税を免除し、輸入環節の消費税を消費環節に変更し、国家税務機関が徴収する(第17条)。

さらに、取引所会員に対する管理及びダイヤモンド加工管理について規定を設けた。

12 中外合作職業技能訓練学校運営管理規則

(労働社会保障部 2006年7月26日公布 2006年10月1日施行)

本規定は、中国の教育機構と外国の教育機構のが合作による職業技能訓練機構の運営又は学校運営プロジェクトの設立、活動及び管理に適用される(第2条)。

本規定は、中外合作による職業技能訓練機構の設立、中外合作の職業技能訓練プロジェクトの実施、管理及び監督、法律責任について具体的に規定した。

(全7章61条)

13 国家電子情報産業基地及び産業園発展政策を支援することに関する通知 (情報産業部 2006 年 8 月 18 日公布 同日施行)

本通知は、国家電子情報産業基地(以下「基地」という)及び産業園(以下「園区」という)の建設を推進するために関連奨励政策を公布したものである。自主革新に関しては、基地及び園区内に企業が研究開発機構を設立することを奨励し、情報技術革新型企業及び研究開発センターを認定及び育成する(第4条)。国際協力強化に関しては、国外の優勢企業を特色園区に誘致し、多国籍企業が基地及び園区内に研究開発センターを設立することを奨励する(第7条)。また、基地及び園区に基点を置いてインタラクティブ産業予防警戒システムを確立し、企業の国際貿易紛争対応を支援する(第9条)。情報化建設については、基地及び園区内の企業のために電子政府の構築を加速し、電子署名、電子認証証書を強く推進し、基地及び園区の電子ビジネス運用のために電子認証サービスを提供する(第10条)。資金投入については、基地及び園区は専門資金を設立しなければならず、基地の専門資金は5000万元/年を下回ってはならず、園区の専門資金は1000万元/年を下回ってはならない(第14条)。さらに、人材交流、研修及び業種管理等についても規定した。

(全9章25条)

14 外国通信社の中国国内におけるニュース・情報発布管理規則

(新華社通信 2006年9月10日公布 同日施行)

本規則にいう外国通信社には、通信社の性質をもった外国ニュース・情報発布機構が含まれる(第2条)。本規則によると、外国通信社が中国国内において文字、画像、図表等のニュース・情報を発布することに適用する(第1条)。新華社通信は、外国通信社の中国国内におけるニュース・情報発布に対して統一管理を実施する(第3条)。さらに、中国国内で発布するニュース・情報の外国通社の資格、発布するニュース・情報の条件、申請手続及びニュース・情報の代理及び予約購読・使用に対して詳細に規定した。外国通信社の知的財産権を有効に保護するため、国内ユーザーがそのニュース・情報を使用する場合は、その出所を明記し、かついかなる形式によっても譲渡してはならないと規定した。

本規則については、新華社の外国通信社に対する実質的な検閲権を定めたものであるとして、外国メディア等は強く反発しているようである。 (全22条)

15 証券発行及び引受管理規則

(証券監督管理委員会 2006年9月17日公布 2006年9月19日施行)

本規則は、証券発行の価格照会及び価格決定、証券販売、証券引受、情報開示等の手続及び行為について規定した。「オンライン」証券発行(原文は「網上発行」)とは、証券取引所の技術システムを通して行う証券発行を指し、「オフライン」割当販売(原文は「網下配售」)とは、証券取引所の技術システムを通して行わず、主幹事引受会社が行う証券発行を指す(第66条)。

価格照会及び価格決定については、株式の公開発行は、価格照会対象に価格を照会する 方式を通じて株式発行価格を確定しなければならない(第5条)。上場会社の証券発行は、 価格照会方式により発行価格を確定することもでき、主幹事引受会社との協議により発行 価格を確定することもできる(第22条)。証券販売については、新規公開株の発行数が4 億株以上の場合と4億株以下の場合の具体的な発行制限を設けた。戦略投資家が株式発行 に参加すること及び保有株式期限について詳細な規定を設けた。証券引受については、証 券会社が引き受ける前の手続及び引受方式(買取販売又は代理販売)及び引受の具体的手 続を規定した。情報開示においては、発行者と主幹事引受会社は、発行過程において情報 開示義務、開示内容及び手続を規定した。

(全6章68条)

16 上場会社買収管理規則

(証券監督管理委員会 2006年7月31日公布 2006年9月1日施行)

本規則は、上場会社買収及び関連持分権益変更の規範化、上場会社及び投資者の合法的な権益、証券市場の秩序と社会公共利益の維持、及び証券市場資源の最適配置を図るものである。本規則は、上場会社買収に関する権益開示、公開買付、協議買収、間接買収、免除申請、財務顧問、継続監督管理、監督管理措置及び法律責任等について具体的に規定している。本規則は、従来の「上場会社買収管理規則」(証監会令第10号)、「上場会社株主の株式保有変更情報開示管理規則」(証監会令第11号)、「公開買付に係る被買収会社の株式の上場取引条件の関連問題に関する通知」(証監公司字[2003]16号)、「上場会社の実質支配権の転移行為の規範化の関連問題に関する通知」(証監公司字[2004]1号)等を整理・修正したものであり、本規則の施行と同時に、これらの規定は廃止される。

(全10章90条)

17 証券会社の情報開示の関連事項に関する通知

(証券監督管理委員会 2006年7月25日公布 同日施行)

本通知は、証券市場の透明性の向上を目指し、証券会社の情報開示制度の関連事項について規定している。本通知は、証券会社が、会社の基本状況、経営性支店等、業務許可類型と製品、高級管理職等の情報を開示しなければならないこと、また高級管理職の一人を指定して情報開示の責任を専門的に負わせ、専門部門と専門要員を指定し、情報開示と継続更新を担当させなければならないこと等の事項を明確に規定した。

(全8項)

18 中国証券登録決済有限責任会社証券登録規則

(証券監督管理委員会 2006 年 7 月 25 日公布 同日施行)

本規則は、証券取引所で上場した又は既に発行され上場を予定している証券及び証券デリバティブに適用する。本規則は、初期登録(原文は「初始登記」)、変更登録、市場退出登録、証券登録関連サービス等について詳細に規定している。

(全6章72条)

19 直販企業の直販活動従事に対する管理強化の関連問題に関する通知

(商務部 2006年8月8日公布 同日施行)

本通知は、直販企業の直販活動従事に対する管理強化を図ったものである。

本通知は、直販企業が直販活動を行う地域のサービス拠点計画の提出、サービス拠点計画に基づくサービス拠点の設立、直販企業の直販研修活動の展開、保証金流用の禁止等の事項について具体的に規定している。

(全8条)

20 小売商販売促進行為管理規則

(商務部、発展改革委員会、公安部、税務総局、工商総局 2006 年 9 月 14 日公布 2006 年 10 月 15 日施行)

本規則にいう小売商とは、法に従い工商行政管理部門に登記登録し、消費者に直接商品を販売する企業及びその支店等、個人商工業者を指す。本規則にいう販売促進とは、小売商が消費者を引き付け、販売を拡大するために展開する営業販売活動を指す(第3条)。本規則は、小売商が販売促進活動を展開する上での安全管理、販売促進宣伝、販売促進商品価格ファイルの設立、商品品質保証等の問題について規定し、小売商が景品付き販売、期間限定購入、数量限定購入、ポイント積立優待カード等の特定販売促進活動を展開する際に遵守すべき規則を明確にし、かつ商務、価格、公安、税務、工商等の部門の監督管理職責を規定した。

(全26条)

21 紡績品輸出管理規則(暫定)

(商務部 2006年9月18日公布 2007年1月1日施行)

本規則は、商務部が税関総署及び品質検査総局と「紡績品輸出臨時管理商品リスト」を制定し、かつ調整することを規定した(第2条)。本リストに記載された紡績品に対しては臨時輸出管理制度を実施し、経営者は臨時輸出許可証を取得した後、さらに品質検査総局が授権した臨時証書発行機構に紡績品原産地証書を申請しなければならない(第23条)。税関が関連紡績品輸出手続を行う場合、紡績品許可専用章を捺印した許可証を検査し照合しなければならない。法定検査輸出に該当する紡績品については、税関はさらに検査検疫機構が発行した「輸出貨物通関証」の有無を確認しなければならない(第25条)。これに伴い「紡績品輸出臨時管理規則」は、2007年1月1日より廃止する。

22 健康保険管理規則

(保険監督管理委員会 2006年8月7日公布 2006年9月1日施行)

本規則は、中国で初めて商業健康保険を専門に規範化した法規である。本規則にいう健康保険とは、保険会社が疾病保険、医療保険、能力喪失による収入損失保険及び介護保険等の方式によって、健康が損なわれたことによる損失に対して保険金を給付する保険を指す。このうち、能力喪失による収入損失保険とは、保険契約に約定する疾病又は傷害によって労働能力を喪失した場合を保険金の給付条件とし、被保険者が一定期間収入が減少し又は中断された場合に保障を提供する保険を指す。介護保険とは、保険契約に約定する日常生活能力に障害が生じて介護を必要となった場合を保険金の給付条件とし、被保険者の介護費用支出のために保障を提供する保険を指す(第2条)。

本規則は、さらに健康保険専業化経営の基本条件を定めた。健康保険商品の専門性の高さ等の特徴に鑑み、保険会社の健康保険商品の設計及び販売等における責任を強化し、消費者権益の保護を強めた。

(全8章53条)

23 非保険機構が国外保険類企業に投資することに関する管理規則

(保険監督管理委員会 2006年7月31日公布 2006年9月1日施行)

本規則にいう非保険機構とは、中国において法に従い登記登録した、保険会社及び保険 資産管理会社を除く企業を指す。本規則にいう国外保険類企業とは、国外で設立した保険 会社、保険代理機構、保険ブローカー機構及び保険料率算出機構を指す。本規則にいう国 外投資とは、非保険機構が国外において国外保険類企業を設立する行為又は国外保険類企 業の20%以上の持分を買収する行為をいう(第2条)。

本規則によると、非保険機構が国外保険類企業に投資する場合は、合法的な外貨資金の 出所を有し、経営が安定しており、財務状況が良好でなければ、保監会に申請することは できない(第6条)。非保険機構がその国外保険類企業の持分を譲渡する場合は、保監会 の認可を得なければならない(第9条)。また、審査認可の関連手続、提出資料及び関連 審査認可及び監督管理手続について規定した。

(全16条)

24 保険会社が国外保険類機構を設立することに関する管理規則

(保険監督管理委員会 2006年7月31日公布 2006年9月1日施行)

本規則にいう国外保険類機構とは、保険会社の国外支店等(原文は「分支機構」)、国外保険会社及び保険仲介機構を指す。本規則にいう保険仲介機構とは、保険代理機構、保険ブローカー機構及び保険料率算出機構を指す。本規則にいう国外保険類機構を設立するとは、保険会社が国外支店、国外保険会社及び保険仲介機構を設立し、国外保険会社及び保険仲介機構を買収することを指す。本規則にいう買収とは、保険会社が国外保険会社と保険仲介機構の持分を譲受し、かつその保有する持分が当該機構の議決権を有する資本総額の20%及びそれ以上に達する、又は20%に不足するが当該機構に対し実際の支配権、共同支配権又は重大な影響力を有することを指す。

本規則はさらに、会社が国外に保険類機構、代表機構、連絡機構又は事務所等の非営利性機構を設立する条件や、提出資料、国外保険類機構管理規則に対する管理及び監督検査、 法律責任等についても規定した。

(全6章39条)

24 輸出製品アンチダンピング事件応訴規定

(商務部 2006年7月14日公布 2006年8月14日施行)

本規定は、中国輸出製品に対して提起されたアンチダンピング事件の応訴業務に適用するものであり、新たな立件調査、再審調査、反吸収調査、反迂回調査等を含む。本規定によると、輸出入商会等の業界組織は、業界の自律性の強化及び経済秩序の維持が規定され、アンチダンピング事件応訴業務の業界協力の責任を負わなければならず、会員企業が国外アンチダンピング事件に応訴するよう促すものと規定された。さらに、業界組織がアンチダンピング事件の応訴において負担する職責を明確にした。この職責には、監督管理システムの構築、公聴会の実施、国外調査機関及び関連業界組織又は企業との協議、司法救済の追及、弁護士情報データーベースの構築、応訴期間中一貫して弁護士事務所に協力すること等がある。

(全20条)

25 産業損害調査情報閲覧及び情報開示の規定

(商務部 2006年8月4日公布 2006年9月3日施行)

本規定は、産業損害調査活動の公開、公正、公平な展開、利害関係人の合法的な利益の確保を目指して制定されたものである。

本規定にいう「情報閲覧」とは、事件の全ての利害関係人が商務部貿易救済措置公開情報開示室にて、産業損害調査に関する公開情報を検索、閲覧、摘録、複製できることを指し、「情報開示」とは、事件の最終裁定が下される前の適切な期間に、商務部が利害関係人に産業損害裁定の根拠となる基本的な事実を通知することを指す(第5条、6条)。本規定は、産業損害調査活動における情報閲覧、情報開示の範囲、手続等について詳細に規定した。

(全4章26条)

26 中国企業国外ビジネスクレームサービス暫定規則

(商務部 2006年8月16日公布 同日施行)

本規則にいう中国企業国外ビジネスクレームサービスとは、本規則の規定に合致するサービス請求者が、状況を反映し、政策情報サービス、法律コンサルティングサービスの提供を請求した場合、又はその合法的権益が損なわれた、不法に侵害された又は損害もしくは不法侵害を受ける可能性があると認める場合で、解決の協力を請求したときに、クレームサービスセンターが協力して処理し、回答するサービスを指す。クレームサービスセンターは、本規則の規定に基づき、無償で中国企業国外ビジネスクレームサービスを提供する責任を負い、その業務経費は政府が援助すると規定した。クレームサービスセンターは、法人格を有し、その行為に対して法に従い独立に責任を負う。このほか、サービス請求者及びサービス事項、クレームサービスセンターのサービス内容及び主要職責、サービス請求の提出、資料提出、サービス請求の処理及び情報管理、統計の送付及び公布について規定した。

(全7章27条)

27 花火爆竹経営許可実施規則

(国家安全生産監督管理総局 2006年8月26日公布 2006年10月1日施行)

本規則は、花火爆竹の卸売企業及び小売経営者に対して厳格な規定を設けた。卸売企業が都市建設区に花火爆竹倉庫及び実物が存在する卸売場所を設立することを禁止し、都市建設区内における花火爆竹小売拠点の件数を制限した。無許可で花火爆竹の経営を行った場合、又は花火爆竹安全生産許可証を取得していない単位もしくは個人に対して黒火薬、花火の火薬、導火線を販売した場合は、相応の行政、民事、情状によっては刑事処罰を与える。

(全30条)

四 司法解釈

1 渉外民事又は商事事件の司法文書送達問題に関する若干規定 (最高人民法院 2006 年 8 月 10 日公布 同日施行) 本規定は、人民法院が渉外民事又は商事事件を審理する際に、中国領域内に住所を持たない送達受取人に司法文書を送達する場合に適用するものである(第2条)。

本規定は、中国領域内で住所を持たない送達受取人に送達する場合の様々な状況に応じて、それぞれ具体的な規定を定めた。

(全16条)

2 労働紛争事件審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)

(最高人民法院 2006年8月14日公布 2006年10月1日施行)

本解釈は、労働紛争事件の発生日の確定や給料遅配紛争事件の申立期間等の、労働紛争 事件における幾つかの法律適用問題について具体的に規定した。

(全18条)

3 「仲裁法」適用の若干問題についての解釈

(最高人民法院 2006年8月23日公布 同日施行)

本解釈は、「仲裁法」及び「民事訴訟法」等の関連規定に基づき、人民法院による仲裁 事件の審理における法律適用について規定した。

本解釈は、「仲裁法」第16条にいう「その他の書面形式」の範囲(第1条)、仲裁事項の確定(第2条)、仲裁協議に約束された仲裁機構の名称が不正確である場合の仲裁機構の確定(第3条)等について詳しく規定した。

(全31条)

五 地方レベル

1 外商投資商業企業の登記管轄権を委譲することに関する通知

(上海市工商局 2006年9月18日公布 2006年10月1日施行)

本規則によると、2006年10月1日より、企業の経営範囲に「卸売り」しか含まれない外商投資商業企業については、各分局が登記(設立登記、変更登記及び抹消登記を含む)する。 経営範囲に「小売」が含まれる企業、 直販等の特殊な方式で経営する企業、 自動車、薬品等の特殊な商品の販売に従事している企業、 商務部が審査認可した企業の登記業務については、今後も上海市工商局が行う。

2 本市の最低時給基準を調整することに関する通知

(上海労働保障局 2006年8月7日公布 2006年9月1日施行)

本通知によると、9月1日より、上海市の非全日制の最低時給基準を6元から6.5元に調整する。最低時給基準には、個人及び単位が法に従い納付する社会保険料を含まないものとし、単位は規定に従い別途、支給しなければならない。

(全1条)

3 ソフトウェア輸出契約登記業務をさらに適切に行うことに関する通知 (北京市政府 2006年9月13日 同日施行)

北京地区において、対外経営権を有する法人及びその他の組織は、通関、ネット通販、 又はその他の方式で国外にソフトウェア製品を輸出する、ソフトウェアのアウトソーシン グサービスを行う契約をする場合は、北京市商務局にて登記を行わなければならない。ま た、物質的媒質がある、通関方式を採用するソフトウェアの輸出については、国の現行規 定に照らして関連する税金費用の優遇奨励政策を享受することができる。

六 その他

(なし)

制度情報(2006年10~11月)

ー 全人代レベル

1 銀行業監督管理法

(全国人民代表大会常務委員会 2006年10月30日公布 2007年1月1日施行)

2006年10月30日、全国人民代表大会常務委員会が「銀行業監督管理法の改正に関する決定」を採択し、銀行業監督管理法が改正された。今回の改正では、銀行業に対する監督力が強化された。銀行業監督管理機構は、違法の疑いある銀行業金融機関等の関連組織及び個人に対して尋問、登記保存の文献資料の調査等の措置をとることができるようになった。また、銀行業監督管理機構の職員に対する監督が強化された。

(全6章52条)

2 資金洗浄防止法

(全国人民代表大会常務委員会 2006年10月31日公布 2007年1月1日施行)

本法は、様々な手法によるマネーロンダリングの防止を主な目的として制定された。本 法は、政府機関によるマネーロンダリング防止の監督管理、金融機関のマネーロンダリン グ防止制度の確立、政府当局によるマネーロンダリング防止調査及びマネーロンダリング 行為の法律責任等について規定した。

(全7章37条)

3 「人民法院組織法」の修正に関する決定

(全国人民代表大会常務委員会 2006年10月31日公布 2007年1月1日施行)

本決定により、「人民法院組織法」第13条が、「死刑は、最高人民法院が判決を行った場合を除き、最高人民法院に審査確認(原文は「核準」)を求めなければならない。」と修正された。これにより、中国における死刑の審査確認権が全て最高人民法院に帰属することとなった。

4 農民専業合作社法

(全国人民代表大会常務委員会 2006年10月31日公布 2007年7月1日施行)

本法によると、農民専業合作社は、法に従い登記し、法人格を取得することができる(第4条)。また、法人が、一つの組織として、一法人メンバーの身分をもって農民専業合作社に加入することが許可された(第14条)。このほか、合作社の構成員、設立手順、組織機構、構成員が負うべき責任、財務管理、合併、分割、解散及び清算等についても規定され、農民専業合作社の民間経営、民間管理、民間利益の精神が体現された。

(全9章56条)

二 国務院レベル

1 外資銀行管理条例

(国務院 2006年11月16日公布、2006年12月11日施行)

本条例の最大のポイントは、WTO 加盟時の約束の履行として外資系銀行による中国国民向け人民元業務を認めた点にある。ただ、かかる業務が認められるのは、外国銀行の「支店」ではなく、基本的に外資独資ないし中外合弁による現地法人(子会社)である点、注意が必要である。

本条例は、外資銀行の設立及び登記、業務範囲、監督管理、終了及び清算、法律責任等について規定する。本条例によると、外商独資銀行、中外合弁銀行の登録資本最低限度額は10億人民元又は等価の自由兌換貨幣とし、その登録資本は払込済み資本でなければならない(第8条)。外商独資銀行、中外合弁銀行は、銀行業監督管理委員会が認可した業務範囲に従って、公衆からの預金の受入、短期、中期及び長期貸付、手形引受及び手形割引等一部又は全ての外貨業務及び人民元業務を取り扱うことができる(第29条)。外国銀行の支店は、中国国内の公民の1口当たり100万人民元以上の定期預金を受け入れることができる(第31条)。

(全7章73条)

2 一部商品の輸出入暫定税率を調整することに関する通知

(国務院関税税則委員会 2006年11月1日公布 同日施行)

今回の調整では、58項目の輸入商品に対して比較的低い暫定税率を実施する。このうち、CTP、紡績機械部品等7項目の技術革新及び省エネに応用できる製品の生産製造に必要な主要設備又は部品の税率については、現在の1~7%から0~3%に引き下げる。石炭等その他製品の税率についても相当程度引き下げられた。また、暫定税率形式によって110項目の商品について輸出関税を追加徴収すると決定した。これには稀土類金属鉱等44項目の鉱物製品、石炭等の4項目のエネルギー類製品、銅等の11項目の非鉄金属製品、鉄合金等の30項目の鋼鉄製品、稀土化合物等21項目の製品が含まれ、5~15%の関税がかけられる。

3 公安機関組織管理条例

(国務院 2006年11月13日公布 2007年1月1日施行)

本条例は、公安機関の設置、職務序列、管理体制、経費保障について規定したものである。本条例によると、今後、公安機関は、没収した各種罰金による収入及び行政事業性の収入を全て財政部門に上納することとし、人民警察の残業は、振替休日又は手当を与えなければならないと規定した。県級以上の人民政府は、国の定める経費項目及び標準に従い、公安機関の経費を財政予算に組み込み、全額保障を実行し、かつ経済貧困地区の公安業務に対して必要な経費支援を与えると定めた。

三 中央行政部門レベル

1 外資銀行管理条例実施細則

(中国銀行業監督管理委員会 2006年11月24日公布 2006年12月11日施行)

本実施細則は、前出の外資銀行管理条例の細則と位置づけられ、設立及び登記、業務範囲、就業資格管理、監督管理、終了及び清算等の章から構成され、外資銀行管理条例の原則規定を詳細化し、解釈し、かつ具体的な操作規定を定めている。

本実施細則によると、預金残高と貸付残高との比率基準について猶予期間が設けられ、外資銀行は2011年12月31日までに「商業銀行法」第39条第2項の要求に合致するべく、預金残高と貸付残高との比率が75パーセントを超えないようにしなければならない。貸付集中度の問題については、外資銀行は2009年12月31日までに「商業銀行」の規定に合致するべく、同一借入人に対する貸付の残高と商業銀行の資本残高との比率が10パーセントを超えないようにしなければならない。猶予期間内であっても、一件当たりの大口顧客の貸付集中度が25%を超えてはならない。また、外資銀行の支店を現地で登録した外資法人銀行に改変する場合は、外商独資銀行の設立及び外国銀行の支店から外商独資銀行の支店への改変を同時に行い、外貨大量販売業務を取り扱う外国銀行の支店を1行留保しなければならない場合も、同時に申請するものとする。外貨大量販売業務を取り扱う外国銀行の支店1行の留保を申請する場合は、もとの外国銀行の支店の資産、権益及び負債を分割し、それぞれ外貨大量販売業務を取り扱う外国銀行の支店及び同一都市内に設立を予定する外商独資銀行の支店が別々に承継する資産、負債及び権益を確立しなければならない。外国銀行を外商独資銀行に改変する場合は、改変申請を提出すると同時に、全ての人民元業務の取扱申請を提出することができる。

(全6章134条)

2 貿易の外貨収入及び人民元転管理の更なる改善に関する問題についての通知 (国家外貨管理局 2006年9月29日公布 2006年11月1日施行)

本通知は、主に貨物貿易の外貨収入及び人民元転管理の更なる改善のために制定された。 企業を分類管理し、合法的に外貨を扱う企業に対して充分な便宜を図り、「要注意企業」 (原文は「関注企業」)に対してその外貨収入及び人民元転等の業務を厳格に審査確認す るものである。

要注意企業とは、1年間の貿易における外貨収入と同期の貿易におけるあるべき外貨収入 総額との差が10%以上の企業、一年以内に外貨管理規定に違反して外貨管理局から処罰を 受けた企業などを指す。

(全13項)

3 小売業者商・供給業者の公正取引管理規則

(商務部、発展改革委員会、公安部、税務総局、工商総局 2006年10月12日公布 2006年11月15日施行)

本規則は、小売業者と供給業者との間の取引行為を規範化を主な目的として制定された。 小売業者が従事してはならない不公正取引行為、公正競争阻害行為への従事、小売業者の 供給業者からの販売促進サービス料受取、小売業者の供給業者への経営現場におけるサー ビス提供の要求、及び供給業者による返品拒絶など供給業者の公正競争阻害行為への従事 禁止等の内容について規定した。本規則は、小売業者及び供給業者は、商品の属性に従い、 契約において商品代金の支払期限を明確に約定しなければならないものとするが、約定す る支払期限は長くても商品受領後 60 日を超えてはならない (第 14 条)。 (全 26 条)

4 加工貿易禁止類商品目録

(商務部、税関総署、国家環境保護総局 2006 年 11 月 1 日公布、2006 年 11 月 22 日施行) 本目録は、「一部商品の輸出税額還付率調整および加工貿易禁止類商品目録の増補に関する通知」(財政部、発展改革委員会、商務部、税関総署、国家税務総局 2006 年 9 月 14 日交付)を受け、これに基づいて交付されたものである。本目録が規定する加工貿易の主な輸出入禁止貨物は、廃電線、廃車のプレススクラップ等の廃機電製品や廃棄物、並びに栽培、養殖用等の輸出製品の為に輸入する種、苗、種畜、化学肥料、飼料、添加剤、抗生物質等、及び石炭、ツバメの巣、フカヒレ、西洋ニンジン、鹿の袋角またはその粉末、化学肥料、輸入木材で作った木炭、加工貿易の形式で生産し、輸出するモデルガン等である。

5 外商投資商業分野管理規則補充規定(二)

(商務部 2006年11月3日公布 2006年12月1日施行)

本補充規定によると、「大陸と香港とのより緊密な経済・貿易関係に向けた協定」及び「大陸とマカオとのより緊密な経済・貿易関係に向けた協定」において「サービス提供者」と定義される者及び関連規定が要求する香港、マカオのサービス提供者が、大陸で開設した店舗数が累計 30 店舗を超える場合で、図書、新聞、薬品等の商品を扱い、かつ上記の商品が異なるブランドに属し、異なる供給業者から仕入れているときは、その持分支配を許可するが、出資比率は 65%を超えてはならない。

(全4条)

6 保険機構の商業銀行持分投資に関する通知

(中国保険監督管理委員会 2006年10月16日公布 同日施行)

本通知は保険機構が商業銀行に投資する際の範囲、方式、比率、資格、選択条件、審査 認可事項、及び撤退規制及びリスク管理等の内容について規定した。このうち、投資総額 が投資予定銀行の株式又は実収資本の5%を下回る場合は一般投資とし、5%以上のものを重大投資とする。投資比率については、一般投資及び株式参入類の重大投資の残額の合計が当該機構の前年度末の総資産の3%を超えてはならず、一般投資の単一銀行に対する持分残高は、当該機構の前年度末の総資産の1%を超えてはならない。投資資金の拠出元については、保険機構は、会社の資本金、負債期間10年以上の責任準備金等の保険金及び中国保監会が認可したその他の資金を効率的に運用して銀行の持分に投資することができるとした。また、資金の性質に応じて、投資持分の帰属及び収益の分配を確定すると規定した。(全8項)

7 大型商業保険関連問題の回答

(中国保険監督管理委員会 2006年10月12日公布、同日施行)

本回答は、三井住友海上火災保険会社上海支店の伺い書に対し、中国保監会が、大型工商企業がその所属従業員のために付保する団体短期健康保険及び傷害保険は「大型商業保険及び統括保険証券業務関連問題に関する通知」(保監発〔2002〕16 号)に定める大型商業保険の範疇に属すると認定したものである。

8 商業銀行コンプライアンスリスク管理ガイドライン

(中国銀行業監督管理委員会 2006年10月25日公布 同日施行)

本ガイドラインは、外資銀行及び外国銀行支行を含む商業銀行のコンプライアンスリスク管理に適用する。本ガイドラインにいうコンプライアンスリスクとは、商業銀行が法律、規則及び準則を遵守しなかったことにより、法的制裁、監督管理処罰、重大な財務損失及び信用失墜を被る可能性をいう。本ガイドラインにより、董事会、監事会及び高級管理職のコンプライアンス管理職責、コンプライアンス管理部門職責、コンプライアンスリスク監督管理等の面から商業銀行のコンプライアンスリスク管理が規定された。董事会は、商業銀行の経営活動のコンプライアンスに対して最終的な責任を負わなければならず、銀行のコンプライアンスを保証する董事会、監事会及び高級管理職に対し各自の職責が規定された(第10条)。また、商業銀行設立及び経営範囲、組織機構及び業務規模に適応したコンプライアンスリスク管理体系の確立、コンプライアンス業績考査制度、コンプライアンス問責制度及び誠実な通報制度等3つの基本制度の確立、及びコンプライアンス管理職能と内部監査職能との分離が規定された。

(全5章31条)

9 銀行業金融機関情報システムリスク管理ガイドライン

(中国銀行業監督管理委員会 2006年11月1日公布 同日施行)

本ガイドラインは、総則、機構の職責、全体的なリスクコントロール、研究開発のリスクコントロール、運営維持のリスクコントロール、アウトソーシングのリスクコントロー

ル、資産及び附則の8章から構成される。本ガイドラインは、中国銀行業情報システム監督管理分野に特化し、リスク管理を主軸に据え、情報の安全及び情報システムのリスクをコントロールポイントとして、一元化管理を実施する。経営陣の意思決定、情報システムの研究開発、運営維持、アウトソーシング等においてリスクコントロールを実行し、かつ情報システムのライフサイクル全体に対してリスク監査を行う。本ガイドラインは、級及びランク別に最低基準を実行し、かつ技術革新及び知的財産権保護等にも言及しており、中国の現在の国情に適ったものとなっている。

(全8章73条)

10 全国銀行間債券市場債券貸借業務管理暫定規定

(中国人民銀行 2006年11月2日公布、2006年11月20日施行)

本規定において債券貸借とは、債券の借り手が一定の数量の債券を質物にして、債券の貸し手から対象債券を借り入れると同時に、期日にその対象債券を返却し、かつ債券の貸し手が質物債券を返却することを約束する債権の融通行為を指す(第2条)。本規定は債券の貸借期限、利息、貸借契約等の方面の内容について具体的に規定した。

(合計 20 条)

11 金融機関大口取引及び不審取引報告管理規則

(中国人民銀行 2006年11月14日公布 2007年3月1日施行)

本規則は、従来の人民元と外貨資金管理規則をまとめて、金融機関が報告すべき大口取引及び疑わしい取引内容について、金融機関の種類ごとに詳細に規定した。不審取引に関しては、計48項目もの報告すべき取引及び行為が規定されている。本規則によると、中国人民銀行は、中国資金洗浄防止監督測定分析センターを設立し、人民元及び外貨の大口取引及び不審取引報告を受け付けるようにする。各金融機関は、大口取引については発生後5業務日以内に、不審取引については発生後10業務日以内に、それぞれ中国資金洗浄防止監督測定分析センターに報告しなければならない。

(全21条)

12 金融機関資金洗浄防止規定

(中国人民銀行 2006年11月14日公布 2007年1月1日施行)

本規定は、前出の資金洗浄防止法を受けて制定された、金融機関に対する具体的な規則であり、中国人民銀行のマネーロンダリング防止における職責及びマネーロンダリング防止の現場検査の際に講じうる措置を明確にした。中国人民銀行は、中国資金洗浄防止監督測定分析センターを設立し、本規定に従い一定の職責を履行する。金融機関及びその従業員は、法に従いマネーロンダリング防止義務を履行する際に、取得した顧客の個人情報及

び取引情報に対して守秘義務を負うものとし、汚職の疑いのあるマネーロンダリング防止 行政人員の行政処分等についても規定を設けた。

(全27条)

13 「娯楽施設管理条例」の徹底実施における若干問題に関する意見

(文化部 2006年11月20日公布 同日施行)

本意見によると、企業等の単位内部の従業員に対してのみ開放する福利的な娯楽施設及び非営利性ディスコ、カラオケ等の文化娯楽活動は、「娯楽施設管理条例」の調整範囲に含まれない(第1条)。新設する歌舞娯楽施設の営業面積は200㎡以上とし、1個室当たりの最低面積を8㎡、消費者1人当たりの占有面積を1.5㎡とする(第3条)。また、娯楽施設の投資者、就任予定の法定代表者及びその他の責任者の従事資格声明の真実性に対する審査方式について、合弁、合作による娯楽施設設立の申請において、申請者は法に従い国外投資者等の人員の関連の声明書を提出し、かつ国の関連機構又は中国駐在大使館、領事館等が発行した声明書に対する認証書を提出しなければならない。

(全8条)

14 基金管理会社投資管理人員管理指導意見

(中国証券監督管理委員会 2006年10月27日公布 同日施行)

本意見は、主に投資管理人員の範囲、その基本行為規範、及び投資管理人員に対する監督管理について規定した。本意見によると、投資管理人員とは、会社が基金投資、研究、取引に責任を負う及び実際に相応の職責を履行する次の者をいう。□会社投資決定委員会の構成員□会社投資、研究、取引業務の管理を担当して責任を負う高級管理職□会社投資、研究、取引部門の責任者□基金マネージャー及びその補佐□証監会が規定するその他の者。また、投資管理者は、基金持分保有者の利益を保護しなければならず、会社は投資分析及び投資方針決定メカニズムを厳格に実施し、かつ健全なリスク管理制度等の制度を確立しなければならないと規定した。

(全4章39条)

15 個人のストックオプション所得の個人所得税に関する問題についての補充通知 (国家税務総局 2006 年 9 月 30 日公布 同日施行)

本通知は、2005 年 3 月 28 日に公布した「個人のストックオプション所得の個人所得税徴収問題に関する通知」に対する施行面の問題について制定された補充規定である。本通知は、会社が付与するストックオプションについて、当該ストックオプションの指定する株式が上場会社(国内、国外の上場会社を含む)の株式である場合は個人所得税を支払わなければならないと規定した。

(全8項目)

16 個人所得税自主納税申告規則(試行)

(国家税務総局 2006年11月6日公布 2007年1月1日施行)

本規則は、申告対象、申告内容、申告地点、申告期間、申告方式、申告管理、法律責任、執行日等の面から、自主納税申告の具体的操作方法について明確に規定した。本規則によると、中国国内において所得税納税義務を負う納税者で、次の事由に該当する者は、規定に従い自ら税務機関にて納税申告を行わなければならない。□年収12万元以上である者□中国国内の2か所以上から給与を取得している者□中国国外で所得を得ている者□納税所得を取得していながら、源泉徴収義務者がいない場合□国務院が定めるその他の場合(第2条)。

(全8章44条)

17 建物権利登記情報照会暫定規則

(建設部 2006年10月8日公布 2007年1月1日施行)

本規則は、建物所有権の登記情報については社会的な団体や個人に対して公開し、建物の原始証書については建物権利者等の一部の関係者のみが照会可能と規定している。また、照会手続についても関連の規定を行った。

(全19条)

18 新規建設用地有償使用費調整政策等の問題に関する通知

(財政部、国土資源部、中国人民銀行 2006年11月7日公布 同日施行)

本通知は、新規建設用地土地有償使用費の徴収範囲をさらに明確にし、新規建設用地土地有償使用費の徴収等級区分、徴収基準及び地方の新規建設用地土地有償使用費の割合による管理方式を調整し、新規建設用地土地有償使用費の徴収管理、使用管理及び新規建設用地土地有償使用費の収支管理監督検査の強化が強調された。本通知によると、2007年1月1日より新たに認可する新規建設用地土地有償使用費の徴収基準が従来の2倍に変更されることとなり、財政部が適時に新規建設用地土地有償使用費の等級及び徴収基準を調整し、対外的に公布する。

(全7条)

19 安全生産分野法律違反・規則違反行為処分暫定規定

(国家安全生産監督管理局 2006年11月22日公布 同日施行)

本規定は、国家行政機関及びその公務員、企業、事業単位において国家行政機関が任命 した者に安全生産分野において法律違反・規則違反行為があり、処分を与えるべき場合に 適用する(第2条)。本規定は、国家行政機関及びその公務員、国有企業及びその従業員、 事業単位及び仲介組織及びその従業員の3つに分けて、安全生産分野における法律違反・ 規則違反行為の種類及び状況を挙げ、かつ安全生産分野の各種法律違反・規則違反行為の 処分基準及び処分措置について規定した(第5条)。

(全21条)

20 特許費用減額·納付猶予規則

(国家知的財産権局 2006年10月12日公布 2006年11月13日施行)

本規則によると、特許申請費のうち公表印刷費、出願付加費については減額及び納付猶予は与えないが、特許出願審査費、年金(特許権利が授与された当該年から3年間の年金)、発明特許出願維持費及び再審査費については、減額・納付猶予を申請することができる(第3条)。但し、出願者又は特許件者の個人年収が25,000人民元を超える場合、或いは減額・納付猶予申請の手続証明に不備がある場合は、特許局は減額又は納付猶予を認可しない。本規則は、出願者、特許権者及び共有者を自然人と法人とに区別し、減額・納付猶予申請の比率をそれぞれ規定した。このうち、自然人は最高で85%の出願料、発明特許出願審査費及び年金、80%の発明特許出願維持費及び再審査費を減額・納付猶予できる。特許出願者は、特許出願の提出と同時に一括で5項目の費用の減額・納付猶予を請求することができる(第5条)。

(全12条)

21 輸出食品、農産物検査免除管理規定(試行)

(国家品質監督検査総局 2006年10月9日公布 同日施行)

本規定によると、輸出検査の免除を申請する生産企業及びその生産する食品、農産物は、次の条件に合致しなければならない。□企業が有効な輸出食品衛生登録証書及び HACCP 等の認証を取得しており、完全な品質安全自主管理体制を備えていること□信頼性があり、生産規模、輸出数量、製品の品質安全が業界において先進的地位にあること□要求に合致し、輸出需要を満たすことができる自社栽培又は養殖基地を擁していること□連続3年間検疫検査の合格率が100%であること□その実験室がISO/IEC17025に従い運営及び管理されており、輸出製品関連項目の検査測定要求を満たしていること(第2条)。輸出食品、農産物検査免除証書の有効期間は2年間とする。検査免除食品、農産物を輸出する場合は、関連企業は有効な検査免除証書に基づき商品の免疫検査を免除でき、検査検疫費用の徴収も免除される(第4条)。

(全10条)

四 司法解釈

1 著名商標司法認定届出制度の確立に関する通知 (最高人民法院 2006年11月12日公布 同日施行) 本通知によると、本通知の公布前にすでに効力が生じている著名商標認定の事件について、本通知の公布日より2か月以内に、各高級人民法院が一審、二審の法律文書で共に著名商標を認定した事件の統計表を最高人民法院民三法廷に届け出る(第1条)。また、本通知の公布日より、各高級人民法院は、管轄区内の法律文書が発効済みの著名商標認定に関する事件について、文書の効力発生日より20日以内に、一審、二審の法律文書及び統計表を最高人民法院民三法廷に届け出るものとする(第2条)。

(全2条)

2 密輸刑事事件の審理に具体的な法律適用の若干問題に関する解釈(二)

(最高人民法院審判委員会 2006年11月14日公布、2006年11月16日施行)

本解釈は、刑法第151条第1項「武器・弾薬密輸罪」、「偽造貨幣密輸罪」、第2項「文化財密輸罪」、「稀少動物・動物製品密輸罪」第152条「猥褻物密輸罪」、第155条「固体廃棄物密輸罪」と合致する各状況についてそれぞれ説明を行い、具体的量刑を規定したものである。

(全10条)

五 地方レベル

1 上海市社会保険基金財務管理規則

(上海市財政局 2006年10月31日公布 2007年1月1日施行)

本規則によると、社会保険基金は、財政専用口座に納付し、収支分割管理(原文は「収支二条線」)を実行し、指定項目のみに使用し、流用してはならない。上海の実情に基づき、養老、失業、医療、出産育児、労災等5項目の社会保険基金を基盤として、小都市の保険基金、外来従業員の総合保険基金を適用範囲に含め、農村養老保険基金、身体障害者就業保障金等についても本規則を参照して執行する。

(全11章57条)

2 北京市の文化創意産業の発展促進に関する若干の政策

(北京市発展改革委員会 2006年11月7日公布、同日施行)

本政策は8分野に分けて、北京の文化創意産業の発展について詳細な計画を立てた。本政策は、北京市政府が毎年5億元の文化創意産業発展の専門項目資金を用意すること並びに創意の技術移転の営業税を免除すること、関連政策にあてはまる北京外居住者に、優先的に北京への移動を認める、又は「北京市工作居住証」を与えることができると規定し、北京市は、一連の文化創意産業集中区及び重点文化創意企業を認定する。

(全35条)

制度情報(2006年12~2007年1月)

ー 全人代レベル

- 1 「世界知的所有権機関実演・レコード条約」 (WPPT) 加盟に関する決定 (全国人民代表大会常務委員会 2006年12月29日公布 2006年12月29日施行) 本決定に基づき、中国は「世界知的所有権機関実演・レコード条約」の加盟国となり、 同時に次の通り声明した。
- 1、中国は「世界知的所有権機関実演・レコード条約」第15条第(1)項の拘束を受けない。 当該条項の内容は次の通りである。「商業目的で発行されたレコード製品を直接又は間接 的に放送に用いる又は、公衆に何らかの送信を行う場合、実演者及びレコード製品製作者 は、一回払いの合理的な報酬を獲得する権利を有する。」
- 2、中国の政府が別途通知するまでは、当該条約は中国香港特別行政区及びマカオ特別 行政区には適用しない。

当該条約は、国際領域の隣接権保護に関する重要な条約であり、当該条約第29条の規定に基づき、当該条約は中国が加入してから3か月後に中国に対し有効となる。

2 「世界知的所有権機関著作権条約」 (WCT) 加盟に関する決定 (全国人民代表大会常務委員会 2006年12月29日公布 2006年12月29日施行) この決定に基づき、中国は「世界知的所有権機関著作権条約」の加盟国となり、同時に 次の通り声明した。中国の政府が別途通知するまでは、当該条約は中国香港特別行政区及 びマカオ特別行政区には適用しない。

「世界知的所有権機関著作権条約」は、国際領域の著作権を保護する重要な条約であり、 当該条約第21条の規定に基づき、中国が当該条約への加盟を決定してから3か月後、当該 条約は中国に対し有効となる。

3 「文化表現形式多様性の保護・促進条約」承認に関する決定 (全国人民代表大会常務委員会 2006年12月29日公布 2006年12月29日施行) 本決定に基づき、中国は正式に「文化表現形式多様性の保護・促進条約」の加盟国になった。当該条約の主要目的は、加盟国内の文化表現形式の多様性を保護・促進し、加盟国に自国文化の表現形式の多様性を保護するために措置を講じる権利を与えるものである。 当該条約は2007年3月18日に正式発効する。

4 未成年保護法(改正)

(全国人民代表大会常務委員会 2006年12月29日公布 2006年12月29日施行) 本法は、主に家庭保護、学校保護、社会保護、司法保護の4つの方面から未成年の保護 措置を規定している。本法によると、未成年とは、満18歳未満の公民を指す(第2条)。 父母は、未成年の喫煙、飲酒等の不良行為を予防・制止する義務を負う。本法では、未成年への煙草・酒の販売を禁止し、経営者は、未成年には煙草・酒を販売しない旨の表示を目立つ場所に設置しなければならない。成人か否かの判断が難しい場合は、身分証明書の提示を要求しなければならない(第37条)。この他、当該法律では、関連保護規定に違反する行為者の法的責任も規定した。

(全7章72条)

ニ 国務院レベル

1 訴訟費用納付規則

(国務院 2006年12月19日公布 2007年4月1日施行)

本規則は、当事者の民事訴訟及び行政訴訟における訴訟費用の納付の範囲、基準、納付と返還、訴訟費用の負担、司法救済及び訴訟費用の管理について詳細に規定し、訴訟費用の軽減を目的とするものである。当該規則は、次の通り規定している。財産案件の費用割合の起点を現行の4%から2.5%に下げる。その他訴訟費と執行に関わる実際支出費用を取り消し、先に執行し、後で費用を徴収する。行政案件において財産案件であるか否かに係わらず、一律に案件毎に案件受理費として費用徴収する。当事者が訴え取り下げ、調停又は簡易手続きを申請した案件においては、案件受理費を半額にして納付する。財産案件について上訴を提起した場合、一審判決に不服の部分について上訴にて請求する金額に基づき案件受理費を納める。また、案件受理費、申請費は全額財政に上納し、予算に組み込み、収支管理を行い、訴訟費用の納付・徴収の制度は公示しなければならず、外国人が人民法院で訴訟する場合は国民待遇の原則及び対等原則等の基本原則を適用することを規定している。

(全8章56条)

2 中華人民共和国都市土地使用税暫定条例(改正)

(商務部 2006年12月31日公布 2007年1月1日施行)

今回新たに改正された本条例によると、市、県、鎮、工鉱区の範囲内において土地を使用する単位及び個人は、都市土地使用税の納税者であり、土地使用税を納付しなければならない(第2条)。この単位には、内資企業、外商投資企業、外国企業及びその他企業及び事業組織等を含み、個人には、個人経営の工商経営者及びその他個人を含む。これは実際には、これまで外商投資企業に適用されていた土地使用費とその他主体に適用されていた土地使用税が統一されたものであり、一連の「二種類の税を統一する」動きの一部と位置づけられる。他に、今回の改訂内容には、具体的な税額の調整が含まれ、今後、具体的な実施規則及び基準を制定する権利は、省・市・自治区等に渡される。

(全14条)

3 中華人民共和国車船税暫定条例

(国務院 2006年12月29日公布 2007年1月1日施行)

本条例に基づき、中国国内の車両、船舶の所有者又は管理者は、車船税の納税者であり、車船税を納付しなければならない。ここでいう車船とは、法に基づき車船管理部門にて登記しなければならない車両・船舶を指す(第1条)。条例は、現行の外商投資企業及び外国企業に適用される車船ナンバープレート使用税及びその他主体に適用される車船使用税を統一して車船税とし、各種納税人に統一的に適用する。同時に、納税者は現行の「車船を所有かつ使用している単位及び個人」から、「車両、船舶の所有者又は管理人」に改正され、税目分類及び税額標準ならびに車船税の減免項目を調整し、徴収管理を強化し、自動車交通事故責任強制保険業務に従事する保険機構が自動車車船税の源泉徴収義務者であり、自動車交通事故責任強制保険を販売する際に、車船税を代理で徴収納付すると規定した。

条例施行後、「車船ナンバープレート使用税暫定条例」及び「中華人民共和国車船使用税暫定条例」を同時に廃止する。

(全14条)

三 中央行政部門レベル

1 製品油市場管理規則

(商務部 2006年12月4日公布 2007年1月1日施行)

本規則は、中国のWTO 加盟時の約束の履行のため、内外資に対する中国の製品油市場の開放を規定した。本規則は、中国国内における製品油の卸売り、小売、倉庫保管等の経営活動に適用される。製品油の経営には許可制度を実施する(第3条第1項)。製品油とは、ガソリン、石油、ディーゼル油及びその他中国国家製品品質基準に合致し、同一の用途を備えるエタノール石油及びバイオディーゼル油等の代替燃料を指す(第4条)。本規則によると、同一の外国投資者が中国国内において製品油の小売経営に従事し、ガソリンスタンドが30か所を超える場合(投資建設したガソリンスタンド、持分支配及び賃貸のガソリンスタンドを含む)、複数のサプライヤーから異なる種類・ブランドの製品油を仕入れて販売する場合、外国側は持分を支配してはならない。本規則は、製品油を取り扱う企業の資格条件、製品油経営許可の申請と受理、製品油経営許可審査の手順と期限、製品油経営許可証の発行と変更、製品油経営の監督管理、本規則に違反した場合の法的責任等について規定している。

(全7章48条)

2 原油市場管理規則

(商務部 2006年12月6日公布 2007年1月1日施行)

本規則は、中国の WTO 加盟時の約束の履行のため、内外資に対し中国の原油市場の開放を規定し、中華人民共和国国内において従事する原油の経営活動に適用する。原油とは、中華人民共和国の領土及び管轄海域において採掘生産した原油及び輸入原油を指す(第4条)。原油経営企業とは、原油の販売及び倉庫保管活動に従事する企業を指す(第2条第2項)。原油経営の許可制度の実施を規定している。外商投資企業の設立、経営範囲変更又は外国企業による国内企業との合併で原油経営業務に係わる場合は、省級の人民政府商務主管部門に申請しなければならない。本規則は、原油の経営許可の申請と受理、原油販売、倉庫保管の許可審査の手続と期限、原油販売、倉庫保管の許可証書の発行と変更、原油経営の監督管理、本規則に違反した場合の法的責任等について規定している。(全7章37条)

3 「用地制限項目リスト」及び「用地禁止項目リスト」の公布実施に関する通知 (国土資源部 2006 年 12 月 12 日公布 2006 年 12 月 12 日施行)

本通知は、新築、増築及び改築の建設項目に適用され、国土資源部門及び投資管理部門が用地制限類の建設項目を厳格に審査しなければならず、用地禁止類の建築項目の関連手続きを行なってはならないと規定した。本通知の規定に違反し関連手続きを行なった場合、法に基づき関連部門及び関係責任者の責任が追求される。各地は現地の実情に応じて、「制限リスト」及び「禁止リスト」に合致する前提の下、現地の「制限リスト」及び「禁止リスト」を制定することができる。通知の付属書類である「用地制限項目リスト」及び「用地禁止項目リスト」はそれぞれ用地制限及び用地禁止の建設項目を規定した。

本通知の施行により、「国土資源部国家経貿委「土地供給制限項目リスト」「土地供給 禁止項目リスト」(第一回)の公布及び実施に関する通知」を同時に廃止する。 (全8号)

4 「全国工業用地払下最低価格標準」公布実施に関する通知 (国土資源部 2006年12月27日公布 2007年1月1日施行)

本通知は、市、県人民政府が工業用地を払下する場合において、土地使用権の払下価格を確定するときに執行しなければならない最低規制標準である(第1条)。全国各地の工業用地の払下価格は規定の最低価格を下回ってはならず、工業用地は入札募集・競売・期限付きオファーの方法により払下しなければならず、その払下最低標準価格及び取引価格はいずれも所在地の土地等級に相応する最低価格標準を下回ってはならない。各地の国土資源管理部門は、土地払下手続きを行うとき、本「標準」を厳格に執行しなければならず、土地取得源、土地開発程度の違い等、各種理由によって規定の最低価格標準を減額修正してはならない(第2条)。不法な低価格で国有土地使用権を払下する行為については、相応の法律責任を追及しなければならない。本通知の付属書類「全国工業用地払下最低価格

標準」及び「土地等級」は、全国各地の工業用地を地区によって 15 の等級に分け、各等級の最低価格標準について厳格に規定している。

5 外国保険ブローカー会社による外商独資保険ブローカー会社設立許可に関する公告 (中国保監会 2006年12月11日公布 2006年12月11日施行)

本公告は、中国のWTO加盟時の約束実現を目的とし、本公告に基づき、中国は外国保険ブローカー会社が中国国内において外商独資保険ブローカー会社の設立を許可し、かつ設立条件及び業務範囲以外に、その他制限を受けないと記している。

(全1項)

(全8号)

6 企業財務通則(改正)

(財務部 2006年12月4日公布 2007年1月1日施行)

本通則は、1992年11月に公布の「企業財務通則」の改定である。通則は、「企業」(国有性の企業法人)の財務管理体制、資金調達、資金運営、コスト・コントロール、収益分配、再編清算、情報管理、財務監督等の内容について詳細に規定した。中華人民共和国国内において法に従い設立した法人格を備えた国有及び国有持分支配企業に本通則を適用する。但し、金融企業を除く(金融企業には「金融企業財務規則」を適用する)。同時にその他企業も本通則を参照して執行すると規定した(第2条)。通則では、企業グループ会社は自らグループ内部の財務管理体制を決定すると規定している。その他、本通則に違反した場合の法的責任についても規定している。

(全10章78条)

7 金融企業財務規則

(財政部 2006年12月7日公布 2007年1月1日施行)

本規則は、主に金融企業の財務管理を強化し、金融企業の財務リスクを防止することを目的とする。本規則に基づき、中華人民共和国国内で法に従い設立された国有及び国有持分支配の金融企業、金融持分支配会社、担保会社、都市商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、信用社に本規則を適用する。その他金融企業は、本規則を参照して執行する。(第2条)規則では、リスクコントロール標準を掲げ、金融企業が識別、計量、監視測定及び抑制等の内容を含むリスクコントロール体制を確立・整備し、財務リスク管理の権限、手順、緊急対応方法及び具体的な措置、及び財務リスクを形成した当事者が負うべき責任を明確にすることを要求し、まず金融企業管理内部でリスク防止し、リスク防止、資金調達、資産運営、コスト調整、収益分配、情報管理等のいくつかの面において、金融企業に対し規範性の要求を出し、相応の罰則をもって拘束力を有する。

本規則実施後、「金融保険企業財務制度」等の金融財務制度を同時に廃止する。

(全11章66条)

8 個人外貨管理規則

(中国人民銀行 2006年12月25日公布 2007年2月1日施行)

本規則は、個人外貨業務を取引主体によって国内と国外の個人外貨業務に区分し、また取引の性質によって経常項目と資本項目の個人外貨業務に区分することを規定した。中国国家外貨管理局及びその支部機構は、本規則の規定に基づき、個人の国内及び国外に跨る外貨業務に対し監督・管理を行なう。

本規則は、個人外貨管理政策に対し大幅な調整を行い、個人の人民元転について「年度 総額管理」を導入した。また、個人の経常項目での外貨収支を経営性と非経営性外貨に区 分し管理し、現金と現金口座等の区別は行なわなくなった。

本規則実施後、「国内住民個人外貨管理暫定規則」等の規定は同時に廃止する。 (全5章42条)

9 個人外貨管理規則実施細則

(外貨管理局 2007年1月5日公布 2007年1月8日施行)

前項で紹介してた規則及び本細則に基づき、国は個人の人民元転と国内の個人の外貨購入に対し、年度総額管理を実施する。年度総額は、一人当たり毎年5万米ドルである。国家外貨管理局は、国際収支状況に基づき、年度総額を調整することができる(第2条)。個人が購入する外貨は、国外送金、本人の外貨貯蓄口座への預け入れ、又は関連規定に基づく携帯出国が可能である(第3条)。本細則は、主に経常項目の個人外貨管理、資本項目の個人外貨管理、個人外貨口座及び外貨現金管理、個人の人民元転・外貨転管理情報システム管理の4つの点について詳細に規定した。

(全6章41条)

10 企業国有財産権譲渡関連事項についての通知

(国資委、財政部 2006年12月31日公布 2006年12月31日施行)

本通知は、市場外協議譲渡を厳格に規制し、協議譲渡の対象企業が国民経済の重要業界、分野に属する場合、企業の一部の国有財産権を協議譲渡後も国有の絶対持分支配地位を保持しなければならないと要求している。各級の国有資産監督管理機構が出資人の職責を履行する企業(以下「出資先企業」という)は、出資先企業内部の資産再編において、協議方式を直接採用して国有財産権を譲渡する場合、譲渡人と譲受人は、出資先企業又はその100%出資企業、絶対持分支配企業でなければならない(第1条)。通知によると、外国企業への企業国有財産権の譲渡は、産権交易市場において公開で行なわなければならず、譲渡人が譲渡条件を提示するときは、「外商投資産業指導目録」及び関連規定に照らし合わせ、

外国企業による対象企業の財産権譲受に対し国家の制限性又は禁止性の規定がある場合、 財産権譲渡の公告において提示しなければならない(第2条)。

また、通知では次の通り規定している。企業の国有財産権を譲渡する際の第一回オファー価格は、審査を受けた又は届出した資産評価結果を下回ってはならない。公開募集しても譲受人が現れない場合、譲渡人は、対象企業の状況に基づいて新たなオファー価格を確定し、再度公告することができる。確定する新たなオファー価格が資産評価結果の90%を下回る場合、関連の財産権譲渡認可機構の書面による同意を得なければならない。企業の国有財産権の譲渡において係わる従業員の処理、社会保険等の関連費用は、評価価格付けの前に譲渡予定の国有純資産の中から先に差し引いてはならず、譲渡代金から差し引いてもならない(第5条)。

(全6章)

11 大型公共建築工事建設管理に関する若干意見

(監察部、財政部、審計署、国家発展及び改革委員会、建設部 2007年1月5日公布 2007年1月5日施行)

本意見における大型公共建築とは、通常、建築面積が2万平方メートル以上のオフィス建築、商業建築、旅行建築、科学研究・教育・文化・衛生建築、通信建築及び交通運送用建物を指す。本意見では、大型公共建築建設工事において政府投資プロジェクトの政策決定段階の建設基準体制を確立・完備させること、固定資産投資プロジェクトの管理手順を厳格に履行し、政府投資の大型公共建築工事の工事費に対するコントロール強化を要求している。また、建築方案で国際入札募集を行う場合、中国市場参入及び設計費用徴収の関連規定を執行しなければならず、かつ国内外の設計会社に同等の待遇を与えなければならないと規定している(第8条)。更に、公開透明な専門家評価審査及び社会公示制度の確立も求めている(第11条)。

(全6章20条)

12 環境行政再審査と行政応訴に関する規則

(国家環保総局 2006年12月7日公布、200年2月1日施行)

本規則により、公民、法人又はその他組織は、環境保護行政主管部門の具体的行政行為がその合法的権益を侵害したと考え、環境保護行政主管部門に対し行政再審査を申請、又は人民法院に行政訴訟を提起した場合に、環境保護行政主管部門が行政再審査案件を処理する、又は行政訴訟で応訴する場合に、本規則を適用する(第2条)。環境保護部門が下した行政処罰、行政審査・承認、認可決定、不作為等6種の行為について、関連公民、法人及びその他組織が行政再議を申請することができることを規定し、行政再議提案制度の確立、現場調査体制及び重大、複雑な案件に対するグループ審議制度の実行等を明確にした。

(全33条)

13 商務領域ブランド評定と保護規則(試行)

(商務部 2007年1月8日公布 2007年1月8日施行)

本規則に基づき、商務部は定期的にブランド(中国語「品牌」)の評定を行い、状況に応じて企業に相応するブランド称号及びブランドマークの使用権を与える。規則第6条によると、商務分野のブランド申請には次の条件を具備しなければならないとされる。(1)申請企業が中国国内において法に従い設立され合法的に存続していること。(2)中国国内において創造され、所有権が申請企業に属し、試用期間が3年以上であり、国内外の主要販売市場において既に商標登録又は同等の効力の法律保護を獲得しており、かつ商標の第一登録地が中国であること。(3)良好な市場競争力及び社会影響力を有すること。(4)申請企業の経済効果・利益及び社会効果・利益が良好であり、販売総収入及びブランド収益能力が業界の先頭にあること。(5)申請するブランド関係製品とサービス及び申請企業自体が中国国家の法律法規の規定を遵守すること。この他に、当該規則では関連ブランドのマークの保護規則も規定している。

(全29条)

14 公益救済目的の寄付金の税引き前控除政策及び関連問題についての通知 (財政部、国家税務総局 2007年1月18日公布 2007年1月18日施行)

本通知は、民政部門による認可で成立した非営利の公益性社会団体及び基金会が、関連規定の条件に全て合致し、かつ財政税務部門が確認後、納税人はその公益救済に用いる寄付によって、現行規定に基づき企業及び個人所得税の納付計算において所得税税引き前控除することができると規定した(第1章第1条)。寄付の税引き前控除の資格がある非営利公益性社会団体、基金会等は、受け取った公益救済用の寄付を教育、民政等の公益事業及び自然災害被災地区、貧困地区に用いなければならない(第4章)。この他に、本通知は、寄付の税引き前控除資格を申請する非営利の公益性社会団体及び基金会が具備しなければならない条件、申請時の必要提出資料等について規定した。

(全8章)

15 公安機関による「中華人民共和国治安管理処罰法」執行の関連問題についての解釈(二)

(公安部 2007年1月26日公布 2007年1月26日施行)

本解釈における「初回治安管理違反」とは、行為者の治安管理に違反する行為が始めて 公安機関に発見又は捜査されることを指す(第5章)。治安管理に違反する行為人の居住 場所とその工商行政管理部門登録登記の経営場所が同一である場合、経営時間内に検査を 行うとき、経営場所の検査として関連手続きを行なわなければならない。非経営時間外に 検査を行う場合、公民住所の検査として関連手続きを行なわなければならない(第10章)。 この他、本解釈は目的を達していない治安管理違反行為の法律責任、刑事責任年齢に達し ておらず刑事処罰を与えない場合に治安管理処罰ができるか否か、被侵害者が行政再議を 申請する権利があるか否か等の問題について規定した。

(全11章)

四 司法解釈

1 インターネット上の著作権紛争に関する案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈(改正)

(最高人民法院 2006年11月22日公布 2006年12月8日施行)

本解釈は、2004年1月に公布した「インターネット上の著作権紛争に関する案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」の改正である。今回の改正は、2006年7月1日に施行した「情報ネットワーク送信権保護条例」を参考にし、次の一条を削除している。「すでに刊行物に掲載されている著作物又はネットワーク上で伝達されている著作物について、転載、要約・編集することを認めない旨を著作権者が声明している場合、又は当該著作物をアップロードするインターネットサービスプロバイダが著作権者の委託を受けてその旨を声明している場合を除いて、ウェブサイト上で転載、要約・編集し、かつ関連規定により報酬を支払い、出所が明記されている場合は、権利侵害を構成しない。但し、ウェブサイト上での作品の転載、要約・編集された著作物が、関連の刊行物の転載する著作物の範囲を超えている場合は、権利侵害と認定しなければならない」。

また、本解釈は、インターネット上の著作権権利侵害紛争案件の管轄裁判所、保護を受けるインターネット上の著作物、インターネット上の著作物の権利侵害行為等の内容について規定した。

(全8条)

2 人民法院執行公開に関する若干規定

(最高人民法院 2006年12月30日 2007年1月1日施行)

本規定における執行公開とは、人民法院が案件執行過程及び執行手続きを公開しなければならないことを指す。本規定は、人民法院が、通知、公告又は裁判所ウェブサイト、ニュースメディア等の方法により社会に執行案件の受理基準及び開始手続き、執行費用の徴収基準及び根拠、執行費の支払減額、猶予、免除の基本条件及び手続き等、案件執行における各段階の関連情報を社会に公開しなければならないと定めている。また、人民法院が執行過程において、執行申請者が案件執行の進捗状況の確認を要求した場合、執行者は事実通りに告知しなければならない。この他に、本規定は、人民法院は関連の利害人に対し、強制措置を講じた理由、競売・換金の結果等、その他執行段階の情報及び理由を公布しなければならないことも定めている。

(全19条)

3 人民法院案件執行手続きに関する若干の期限に関する規定

(最高人民法院 2006年12月31日公布 2007年1月1日施行)

本規定は、被執行者に執行可能な財産がある案件について、通常は受理後6か月以内に執行完了させなければならず、非訴訟執行案件の場合は、受理後3か月以内に執行完了させなければならない(第1条)。執行異議の審査に公聴会が必要な場合、合議庭は公聴会決定後10日以内に異議申立人、執行申請者、被執行者及びその他利害関係者を呼び公聴会を行なわなければならない(第10条)。同時に、事実調査、被執行者の財産状況及び収入等の資産状況の照合及び調査の期限、評価、競売機構の選出期限等について明確に規定した。

(全15条)

4 不正競争民事案件の審理における法律応用に関する若干問題についての解釈) (最高人民法院 2007年1月12日公布 2007年2月1日施行)

本解釈は、知名商品の概念及び裁判所が知名商品認定時に考慮すべき要素を定め、経営者の営業場所の装飾、営業用具のデザイン、営業人員の服装等によって構成される独特のスタイルを作り上げる全体的な営業イメージを「装飾」と認定できることを明確にした(第3条)。一定の市場知名度を有し、関連公衆に周知である企業名称の中の商号は、「企業名称」と認定することができる(第6条)。同時に、虚偽宣伝行為の内容、営業秘密の保護前提を明記し、自らの研究開発又はリバースエンジニアリングの方法により得た営業秘密は営業秘密を侵害する行為とは見なされないとした。その中で、「リバースエンジニアリング」とは、技術手段により公開ルートから入手した製品を分解、測量、分析等行うことにより得た当該製品の関連技術情報を指す(第12条第2項)。この他、本解釈は、顧客名簿の概念、営業秘密侵害案件の訴訟主体及び賠償額の確定等の問題について規定した。

5 植物新品種権紛争案件の具体的な法律適用問題に関する若干規定 (最高人民法院 2007年1月12日公布 2007年2月1日施行)

本解釈は、植物新品種権の所有者又は利害関係者は、植物新品種権が侵害されたと判断した場合に法に従い人民法院に訴訟を提起できると規定した(第1条第1項)。利害関係者とは、植物新品種実施許諾契約の被許諾者、品種権財産権利の合法な相続人等を含む(第1条第2項)。本解釈は、独占実施許諾契約の被許諾者、排他的実施許諾契約の被許諾者及び普通実施許諾契約の被許諾者が訴訟を提起できる各種状況を規定した(第1条第3項)。品種権者の許可なくして、営利目的で授権品種の繁殖材料を生産又は販売、あるいは営利目的で授権品種の繁殖材料を重複して別の品種の繁殖材料の生産に使用した場合、人民法院は植物新品種権の侵害と認定しなければならない(第2条第1項)。

解釈によると、人民法院は被侵害者の請求に基づき、被侵害者が権利侵害により被った 損失又は権利侵害者が権利侵害により取得した利益に応じて賠償金額を確定することがで き、賠償金額の確定が困難な場合は、人民法院は50万元以下で賠償金額を確定することが できる。(第6条第2、3項)。この他、本解釈では、鑑定、証拠保全等の問題についても 規定した。

(全8条)

制度情報(2007年2~3月)

ー 全人代レベル

1 物権法

(全国人民代表大会常務委員会 2007年3月16日公布 2007年10月1日施行)

本法は、物権に関する包括的・統一的な法律であり、中国の法制上も実務上も非常に重要な意義を持つものである。同法は、総則、所有権、用益物権、担保物権、占有の5編から構成されている。本法において物権とは、権利者が法に従い特定の物に対して有する直接支配権又は排他権をいい、所有権、用益物権及び担保物権を含む(総則編第2条)。また、総則編第1章は、「物権法定」と「物権変動の公示・公信」という物権の基本原則について定めている。同編第2章は、不動産と動産を分けて物権の変動について定め、第3章は物権の保護について定めている。

所有権編では、第5章において国家所有権、集団所有権、私人所有権の範囲及び種類が 規定され、かつ適法な貯蓄、投資及びその収益は、法律による保護を受け(第65条)、い かなる単位及び個人もこれを侵害、略奪、破壊することを禁止する(第66条)。第6章で は、不動産所有者の建築物区分所有権及びその関連する権利義務が規定され、第7章及び 第8章ではそれぞれ相隣関係、共有について規定された。また、第9章は、動産、不動産 及びその他の物権についての善意取得制度が規定されている(第106条)

用益物権編では、「建設用地使用権」という新たな物権用語を用い、土地請負経営権、 宅地使用権等の地上権の種類と並列させた。地役権者は、契約の約定に従い、他人の不動 産を利用し、自己の不動産の効果と利益を高める権利を有する(156条)とし、さらに地役 権の設定、登記、行使、期間、抵当権設定、滅失及び法律保護等について規定した。

担保物権編では、抵当権、質権、留置権等について系統的に規定し、かつ担保法と本法の規定との間に齟齬がある場合には、本法を適用するとした(第 178 条)。また、本法は、占有編について第 19 章単独で一編を構成し、これまで法律の空白と言われてきた占有者の権利義務、占有者と権利者/非権利者との関係等について規定した。

(全5編19章247条)

2 企業所得税法

(全国人民代表大会常務委員会 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行)

本法は、企業所得税に関する基本的な法律である。従前との最大の違いは、原則として国内資本の企業と外資系の企業との間の税率等の格差を廃した点にある。すなわち、法に従い中国国内に設立された、又は外国(地区)の法律により設立されたが中国国内に実際の管理機構を有する企業を居住企業とし、外国(地区)の法律により設立され、かつ実際の管理機構が中国国内に存在しないが中国国内に機構、場所を設立している企業、又は中国国内を源泉とする所得がある企業を非居住企業として(第2条)、これまで、外資系か

国内資本かで所得税率を分けて規定していたのを廃して、原則として、一律企業所得税税率を25%とすることが規定された(第4条)。但し、条件に合致する利益がわずかな小企業に対しては、税率を20%に軽減して所得税を徴収する。また、国が重点的に支援する必要のあるハイテク企業に対しては、税率を15%に軽減して所得税を徴収する(第28条)。

本法の公布前にすでに認可設立されている企業が現行の法律及び行政法規の税収規定に従い低税率の優遇を享受している場合、本法の施行後5年以内に段階的に新税率に移行することを認めている。また、定期減免税優遇政策(二免三減)を享受している企業は、本法の施行後も期間満了まで継続して享受することができる。但し、利益獲得していないために優遇を享受できていない企業の優遇期限については、本法施行年度より起算する。また、経済特区内及び国務院がすでに経済特区優遇政策の執行を決定している地区(浦東新区)に新たに設立された、国が重点的に支援する必要のあるハイテク企業については、過渡的な優遇政策を享受することができる(第57条)。

本法の施行日より、外商投資企業及び外国企業に適用されていた「外商投資企業及び外国企業所得税法」、並びに内資企業に適用されていた「企業所得税暫定条例」は同時に廃止される(第60条)。

(全8章60条)

二 国務院レベル

1 商業フランチャイズ管理条例

(国務院 2007年2月6日公布 2007年5月1日施行)

本条例にいう商業フランチャイズとは、登録商標、企業マーク、特許、ノウハウ等の経営資源を保有する企業(フランチャイザー)が、契約形式によってその保有する経営資源をその他の経営者(フランチャイジー)が使用することを許諾し、フランチャイジーが契約の約定に従い統一された経営モデルのもとで経営を展開し、かつフランチャイザーにロイヤルティを支払う経営活動を指す(第2条)。フランチャイザーがフランチャイズ活動に従事する場合は、直営店を少なくとも2店有し、かつ経営期間が1年を超えていなければならない(第7条)。フランチャイザーは、初めてフランチャイズ契約を締結した日より15日以内に、本条例の規定に従い商務主管部門に届け出なければならない(第8条)。フランチャイザーの同意を得ずに、フランチャイジーは他人にフランチャイズ権を譲渡してはならない。フランチャイジーは、その保有するフランチャイザーの営業秘密を他人に漏洩し又は他人に使用を許諾してはならない(第18条)。このほか、フランチャイズ契約の届出に必要な提出文書、フランチャイズ契約の主な内容、フランチャイザーが提供すべき情報及び関連の法令責任等について規定した。

(全5章34条)

2 身体障害者就業条例

(国務院 2007年2月25日公布 2007年5月1日施行)

本条例は、使用者に一定の割合で身体障害者を就業させ、かつ適切な職種及び持ち場を与えるよう要求するものである。使用者の全従業員に占める身体障害者の割合は1.5%を下回ってはならず、具体的な割合は省級人民政府が規定する(第8条)。身体障害者を集中的に雇用する使用者において全日制業務に従事する身体障害者従業員の占める割合は、当該単位の従業員総数の25%以上でなければならない(第11条)。使用者は、身体障害者のためにその身体状況にあった労働条件及び労働保護を提供しなければならず、昇進、報酬、社会保険、福利等において身体障害者の従業員を差別してはならない(第13条)。国は、身体障害者を集中して雇用する使用者に対し、法に従い税収優遇を与え、かつ生産、経営、技術、資金、用地使用等の面において扶助する。このほか、本条例ではさらに身体障害者の就業サービス、本条例に違反した場合の法律責任等についても規定した。

(全6章30条)

3 先物取引管理条例

(国務院 2007年3月6日公布 2007年4月15日施行)

本条例は、先物取引所の設立及び管理、先物会社の設立及び監督管理、先物取引の基本 規則、先物業協会、監督管理及び関連の法律責任等について規定した。本条例の適用範囲 は、商品及び金融先物契約、オプション契約取引及びその関連活動を含む先物取引に従事 するあらゆる単位及び個人(第2条)とされ、新条例の適用範囲は単純な商品先物から金 融先物、オプション契約取引等にまで拡大された。また、国が設立を認可した先物取引所 以外で先物取引を行うこと、また形式を変えた先物取引の実施を明確に禁止した(第3条)。

本条例で先物会社が「会社法」及び本条例の規定に従い設立された先物業務を経営する金融機関と定義された(第 15 条)ことにより、旧条例の金融機関は先物取引に従事してはならず、先物取引のために融資及び担保を提供してはならないという条項が削除された。また、先物会社の業務は許可制度を実行し、国務院先物監督管理機構がその商品先物、金融先物業務の種類に従い許可証を交付する(第 17 条)。これは、金融先物、特に株価指数先物の普及に向けた法律上の基礎を固めたものといえる。

本条例の施行に伴い、「先物取引管理暫定条例」は廃止される。 (全8章91条)

4 国務院によるサービス業の発展加速に関する若干意見

(国務院 2007年3月19日公布 同日施行)

本意見は、サービス業の発展加速に関する全体的要求と主要目標について規定したものである。対外開放の面においては、WTO 加盟時のサービス貿易分野における開放の約束に

従い、外商投資サービス業を奨励し、サービス業の外資参入に関する法律法規を整備し、 金融市場の基本的制度の確立を図り、銀行、証券及び保険等の業界のリスク対応能力を強 化し、国の金融安全を維持保護する(第6条)。サービス分野改革の面では、電信、鉄道 及び民間航空等のサービス業の改革を推進することを提案し、市場参入許可条件を緩和し、 競争メカニズムを導入し、国有資産の再編を進め、投資主体の多様化を実現する(第7条)。

(全10条)

三 中央部門レベル

1 村鎮銀行管理暫定規定

(中国銀行業監督管理委員会 2007年1月22日公布 同日施行)

本規定にいう村鎮銀行とは、中国銀監会が関連の法律法規に基づき認可し、国内外の金融機関、国内のノンバンク企業法人、国内の自然人が出資して農村地区に設立した、主に現地の農民、農業及び農村経済発展のために金融サービスを提供する銀行業金融機関をいう(第2条)。村鎮銀行は独立した企業法人であり、株主が投資により形成した全ての法人財産権を享有し、法に従い民事権利を享有し、かつ全ての法人財産をもって独立して民事責任を負う(第3条)。本規定は、国外金融機関が村鎮銀行に投資参入する条件として、①直近1年の年末の総資産が原則として10億米ドルを下回らないこと。②直近2会計年度連続利益を出していること。③銀行業金融機関の自己資本比率が登録地の銀行業自己資本比率の平均水準に達しかつ8%を下回らないこと、ノンバンク金融機関の資本総額がリスク加重資産総額の10%を下回らないこと等の条件を設けた(第22条)。このほか、村鎮銀行の設立条件、手続、持分設定及び出資者の資格、コーポレートガバナンス、経営管理、監督検査、機構の変更と終了等についても規定を設けた。

(全8章63条)

2 貸付会社管理暫定規定

(中国銀行業監督管理委員会 2007年1月22日公布 同日施行)

本規定にいう貸付会社とは、中国銀監会が関連の法律法規に基づき認可し、国内商業銀行又は農村合作銀行が農村地区に設立した県域の農民、農業及び農村経済発展のための貸付サービスの提供を専門とするノンバンク金融機関で、国内商業銀行又は農村合作銀行が全額出資する有限責任会社を指す(第2条)。本規定は、貸付会社の条件及び手続、貸付会社の組織機構及び経営管理、監督管理、機構の変更と終了等、並びに外資金融機関が農村地区に貸付会社を設立する場合は、本規定を参照して執行すると規定した(第44条)。

(全6章47条)

3 ファイナンスリース会社管理規則(改正)

(中国銀行業監督管理委員会 2007年1月23日公布 2007年3月1日施行)

本規則にいうファイナンスリース会社とは、中国銀行業監督管理委員会の認可を経て、ファイナンスリース業務の経営を主とするノンバンク金融機関を指す(第2条)。ファイナンスリースとは、レッサーが、レッシーによるリース物件及びサプライヤーに対する選択又は承諾に基づいて、サプライヤーから取得したリース物件を契約の約定に従って、レッシーの占有・使用のためにリースし、レッシーからリース料を収受する取引活動を指す(第3条)。ファイナンスリース会社の設立は、出資額が設立予定のファイナンスリース会社の登録資本の50%以上を占める主要出資者が申請人として、中国銀行業監督管理委員会に対し申請を提出しなければならない(第8条)。ファイナンスリース会社の主要出資者は、直近1年の年末の資産が800億人民元又は等価の自由兌換通貨を下回ってはならず、中国国内外で登記したリース会社は、直近1年の年末の資産が100億人民元又は等価の自由兌換通貨を下回ってはならない(第9条)。このほか、さらにファイナンスリース会社の設立条件、経営規則、業務範囲、出資者の条件、機構の設立・変更及び終了について規定した。

(全6章46条)

4 信託会社管理規則

(中国銀行業監督管理委員会 2007年1月23日公布 2007年3月1日施行)

本規則にいう信託会社とは、「会社法」及び本規則に従い設立される主として信託業務を経営する金融機関を指す。本規則にいう信託業務とは、信託会社が営業及び報酬の受け取りを目的とし、受託者として信託を引き受け及び信託事務を処理する経営行為を指す(第2条)。本規則において、信託財産は、信託会社の固有財産に含まれず、信託会社の受益者に対する負債にも含まれない。信託会社が終了する際に、信託財産はその清算財産に含まれない(第3条)。信託会社の設立は、有限責任会社又は株式会社の形態をとらなければならない(第6条)。信託会社の設立は、中国銀行業監督管理委員会の認可を経て、かつ金融許可証を受領しなければならない(第7条)。信託会社の登録資本の最低限度額は3億人民元又は等価の自由兌換貨幣とし、登録資本は貨幣での実収資本とする(第10条)。本規則は、さらに信託会社の設立条件、審査事項、信託会社の経営範囲及び経営規則、信託会社の監督管理及び法律責任等についても規定した。

(全7章66条)

5 信託会社集合資金信託計画管理規則

(中国銀行業監督管理委員会 2007年1月23日公布 2007年3月1日施行)

本規則は、中国国内に集合資金信託計画の設立は、信託会社が受託人となり、委託者の要望に沿って、受益者の利益のために、2つ以上の委託者が引渡した資金を集中して管理、運用又は処分する資金信託業務活動に適用される(第2条)。信託計画の資金は、保管制を実行し、現金以外の信託財産について、信託当事者は第三者保管を実行すると約定することができる。但し、中国銀行業監督管理委員会に別段の規定がある場合はその規定に従う(第19条)。信託会社は、法律法規の規定及び信託計画文書の約定に従い適時に情報を開示し、かつ開示情報の真実性、正確性及び完全性を保証しなければならない(第34条)。このほか、本規則は、さらに信託会社による信託計画の設立、適格信託者の条件、受益者大会、信託計画財産の保管、信託計画の運営とリスク管理、信託計画の変更、終了及び清算等の具体的な内容についても規定した。本規則の施行後は、「信託会社資金信託管理暫定規則」は適用しない(第55条)

(全9章55条)。

6 国内金融機関の不良債権対外譲渡の届出に関する管理についての通知

(国家発展改革委員会・外貨管理局 2007年2月1日公布 2007年4月1日施行)

本通知によると、国内の金融機関が国外の投資者に不良債権を譲渡し、国内機関が対外債務を負う場合、不良債権を譲渡する国内金融機関は、発改委及び外貨管理局に報告し、外債管理を受けなければならない。本法はまた、届出の内容、期間及び届出制度に違反した場合の処罰等を規定した。

(全15条)

7 外商投資建設工事サービス企業管理規定

(商務部・建設部 2007年1月22日公布 2007年3月26日施行)

本規定にいう外商投資建設工事サービス企業とは、中国国内で法に従い設立し、かつ相応の資格を取得した中外合弁経営建設工事サービス企業、中外合作経営建設工事サービス企業及び外資建設工事サービス企業を指す。建設工事サービスには、建設工事監理、工事入札募集代理及び工事費用コンサルティングを含む(第3条)。本規定は、外商投資建設工事サービス企業の設立を申請する外国側投資者は、その所在国にて相応の工事サービスに従事している企業、その他経済組織又は公認専門技術者でなければならない(第13条)。外商投資建設工事サービス企業は、契約及び定款の条項に変更がある場合は、省級商務部門にて関連の手続を行わなければならない(第16条)。このほか、外商投資建設工事サービス企業は、契約及び定款の条項に変更がある場合は、省級商務部門にて関連の手続を行わなければならない(第16条)。このほか、外商投資建設工事サービス企業の資格申請の手続、提出資料等についても規定した。

(全20条)

8 ジェネラルアビエーション経営許可管理規定

(中国民用航空総局 2007年1月25日公布 2007年2月14日施行)

本規定は、中国国内で営利性ジェネラルアビエーション(原文は「通用航空」)活動に 従事するジェネラルアビエーション企業、並びに制限類耐空証明の航空機及び軽航空機を 使用して自家用航空機操縦士免許の訓練、航空スポーツ訓練飛行、航空スポーツ実演飛行 及び個人のスカイレジャー業務に従事する企業法人格を有する営利性航空クラブ(「航空 クラブ」という)の経営許可の管理に適用する(第2条)。設立を申請する航空企業は、 企業法人でなければならず、企業の法定代表者は中国国籍公民でなければならない(第7 条)。経営許可証の有効期間は3年とする(第23条)。本規定はさらに、申請者がジェネ ラルアビエーション企業又は航空クラブの設立申請を行う際の手続、経営許可条件、経営 許可証の変更、終了及び管理、監督検査等についても規定した。

9 「『外商投資民間航空業規定』の補充規定(二)」の関連問題についての解釈 (中国民用航空総局 2007年2月6日公布 同日施行)

本解釈は、「『外商投資民間航空業規定』の補充規定(二)」の適用範囲、外国投資家が航空運輸販売代理企業を設立する際の受理部門、経営範囲、登録資本及び経済担保証明書類等について規定した。

(全6項)

10 税関による行政処罰事件処理手続規定

(税関総署 2007年3月2日公布 2007年7月1日施行)

本法は、税関の行政処罰事件の手続、処理担当者が回避すべき事由及び手続、税関行政処罰の証拠種類、法律文書の送達、事件の調査、行政処罰の決定及び執行、簡単な事件の処理手続き等について規定した。本規則は、税関が差押える貨物、物品、輸送手段、その他の財産及び帳簿、証憑等の資料の期間は、1年を超えないものと規定した。事件の調査に必要であり、直属の税関関長又はその授権した下部の税関関長の承認を経て、延長することができるが、延長期間は1年を超えてはならない。但し、不服審査申立、訴訟期間は含めない(第47条)。簡単な事件処理手続に適用する事件は、税関が現場調査を行った後に、行政処罰告知書を直接交付し、その場で当事者又はその代理人に署名のうえ受け取らせることができる(第91条)。

(全7章97条)

11 税関による一時輸出入貨物管理規則

(税関総署 2007年3月1日公布 2007年5月1日施行)

本規則は、税関の認可を経て、一時的に輸出入通関を行いかつ規定の期間内に再入、出国する貨物に対して適用する(第2条)。貨物の一時輸入許可証を ATA カルネ(原文は「ATA単証冊」)という(第3条)。本規則によると、一時輸出入貨物は基本的に輸出入された日より6か月以内に再入国又は出国により運搬されなければならない(第7条)。このほ

か、本規則は、さらに一時輸出入貨物に対する審査確認、監督管理、関連の法律責任等についても規定した。

(全5章43条)

12 税関の輸入貨物直接返送に関する管理規則

(税関総署 2007年2月2日公布 2007年4月1日施行)

本規則は、貨物の入国後に、税関による通関手続きが完了する前に、輸入貨物の荷受人・ 荷送人、もとの輸送手段責任者又はその代理人が貨物の全部又は一部を直接国外に返送す るよう申請する場合、又は税関が国の関連規定に基づき直接返送を命じた場合に、適用す る(第2条)。本規則に明確に規定していない輸入貨物を直接返送する手続は、「税関に よる『行政許可法』の実施に関する規則」の関連規定に従い処理する(第10条)。保税区、 輸出加工区及びその他の税関特殊監督管理区域及び保税監督管理場所輸入貨物の直接返送 については本規則の関連規定に従い処理する(第20条)。また、直接返送の手続、条件等 についても規定した。

(全23条)

13 当面、優先的に発展させるハイテク産業化重点分野ガイド (2007年度)

(国家発展改革委員会、科学技術部、商務部、国家知的財産権局 2007年1月23日公布 同日施行)

本ガイドは、当面優先的に発展させるべき IT、バイオ、航空宇宙、新素材、先進エネルギー、現代農業、先進的製造、先進的環境保護及び資源総合利用、海洋の十大産業の計 130項目のハイテク産業化重点分野を確定した。2004年度の「ガイド」と比べて、各分野の産業化重点内容が大きく調整され、産業化が基本的に実現された 5項目の分野が削除され、技術的変化があった 44項目の分野が調整され、35項目に対して簡単な用語修正がなされ、地方、関連部門及び専門家の意見に基づき 10項目が追加された。

14 流通分野食品安全管理規則

(商務部 2007年1月19日公布 2007年5月1日施行)

本規則における市場とは、食品取引活動に従事する卸売り市場、小売市場(自由市場、スーパーマーケット、百貨店、コンビニエンスストア等を含む)をいう。本規則における販売業者とは、食品の卸売り、小売、現場生産販売等の活動に従事する組織又は個人をいう(第2条)。本規則によると、市場は契約制参入許可制度、販売業者管理制度、証明書・証憑検査制度、購入販売台帳制度、不合格食品市場追放制度の5大管理制度を確立しなければならない(第7条)。本規則によると、マスコミが本規則に違反する行為に対して世論による監督を行うことを奨励すると明確に規定した(第13条)。このほか、本規則はさらに関連する処罰の金額等についても規定した。

(全17条)

15 薬品流通監督管理規則

(国家食品薬品監督管理局 2007年1月31日公布 2007年5月1日施行)

本規則は、中国国内における薬品の仕入及び販売、貯蔵等の行為の規範化を主な目的とし、薬品の生産、経営企業による仕入及び販売に対する監督管理、医療機関による薬品の購入及び貯蔵に対する監督管理、並びに監督管理制度に違反した場合に負うべき法的責任等について規定した。本規則の施行に伴い、「薬品流通監督管理規則(暫定)」は同時に廃止する。

(全5章47条)

16 市場競争力の最も高いブランドの標識の使用に関する規定

(商務部 2007年1月30日公布 同日施行)

本規定にいう市場競争力の最も高いブランドの標識とは、商務部が所有する一種の標識である。市場競争力の最も高いブランドの称号を与えられたブランドについては、その企業は製品又はサービスの包装、飾り付け、説明書、広告宣伝及びインターネット等の媒体において統一的に規定された市場競争力の最も高いブランドの標識を使用することができる(第5条)。本規定によると、市場競争力の最も高いブランドの標識は、市場競争力の最も高いブランドの称号と一致する製品又はサービスにおいてのみ使用することができるものとし、使用範囲を拡大してはならない(第8条)。市場競争力の最も高いブランドの称号を授与されていない企業又は個人は、市場競争力の最も高いブランドの標識を冒用及び偽造してはならない(第11条)。このほか、本規定にはさらに「商務分野ブランド評定及び保護規則」に基づき、市場競争力の最も高いブランドの標識の使用を停止しなければならず、かつ自らが使用した市場競争力の最も高いブランドの標識を整理する責任を負わなければならない(第9条)。ブランドの所有権に変更が生じた場合は、市場競争力の最も高いブランドの標識の使用権もこれに伴い変更しなければならない(第10条)。(全14条)

17 上場会社情報開示管理規則

(中国証券監督管理委員会 2007年1月30日公布 同日施行)

本規則によると、情報開示義務者は、真実、正確、完全かつ適時に情報を開示しなければならず、虚偽記載、誤導性の陳述又は重大な遺漏があってはならない。情報開示義務者は、全ての投資者に対して同時に情報を開示しなければならない(第2条)。また、情報開示義務者が守秘義務を負うことを規定し、上場会社に対し情報開示内部管理制度の確立を明確に要求した。証券取引価格に影響が生じうる重大な事件が発生した場合には臨時報

告を行わなければならないと規定し、重大事件の類別及び開示義務にかかる基準を列挙した(第30条)。本規則はさらに、その他関連各当事者の行為規範を明確にし、機構及び個人は上場会社のインサイダー情報を違法に取得し、吹聴してはならない。機構及び個人は、虚偽の情報を捏造、吹聴してはならないとし、またマスコミの行為を規範化した。このほか、情報開示の監督管理及び関連の法律責任等についても規定した。

(全7章72条)

18 車輌船舶税暫定条例実施細則

(財政部・国家税務総局 2007年2月1日公布 同日施行)

本実施細則は、主に「車輌船舶暫定条例」の中の関連する名詞の定義について解釈をしたものである。本規定によると、車輌船舶の管理者は、車輌船舶に対して管理使用権を有するが、所有権を有しない単位である(第2条)。飛行場、港湾及びその他企業内部の場所で車輌船舶管理部門に登記した車輌船舶を運転し、又は作業する場合は、車輌船舶税を納付しなければならない(第4条)。また、車輌船舶税の納税者及び納税範囲、車輌船舶税の免税範囲、納税義務発生時間及び納税期間、車輌船舶税の税額幅等についても規定した。

(全34条)

19 地理的表示製品専用標章管理規則

(国家工商行政管理総局 2007年1月24日公布 2007年1月30日施行)

本規則にいう専用標章とは、国家工商行政管理総局商標局が地理的表示製品のために設立した専用標章を指し、当該占用標章を使用する製品の地理的表示は、すでに国家工商行政管理総局商標局が審査確認のうえ登録したものであることを表す(第2条)。既に地理的表示を登録した合法的使用者は、その地理的表示製品に同時に当該専用標章を使用することができ、商品の包装もしくは容器、又は広告宣伝、展示会及びその他商業活動において使用することができる(第5条)。このほか、当該標章の使用についてはいかなる費用も納める必要はなく、専用標章は地理的表示と同様に使用しなければならないと定められた。

(全11条)

20 薬品広告審査規則

(国家食品薬品監督管理局・国家工商行政管理総局 2007年3月13日公布 2007年5月1日施行)

本規則によると、各種メディア又は形式を利用して掲出する広告に薬品の名称、薬品の 適応症又は薬品と関連するその他の内容が含まれているものは全て薬品広告とみなし、本 規則に従い審査を受けなければならない(第2条)。薬品広告は、審査の結果「広告法」、 「薬品管理法」、「薬品管理法実施条例」、「薬品広告審査掲出基準」及び国の広告管理に関するその他の規定に合致しなければならない(第3条)。薬品広告認可文書の有効期間は1年とし、期間満了後無効となる(第15条)。認可を受けた薬品広告は、掲出時に広告の内容を変更してはならない。薬品広告の内容を変更する必要がある場合は、薬品広告認可文書を改めて申請しなければならない(第16条)。このほか、薬品広告認可文書の申請手続及び申請資料、地域を跨いで掲出する薬品広告の届出に必要な資料、関連の法律責任等についても規定した。本規則の施行に伴い、旧「薬品広告審査規則」は同時に廃止する。

(全31条)

21 中国銀行業によるバーゼルⅡの実施に関する指導意見

(銀行業監督管理委員会 2007年2月28日公布 同日施行)

バーゼルⅡ(原文は「新資本協議」)とは、2004年6月、バーゼル銀行監督管理委員会 が公布した「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」のことであ り、当該協議は有効な資本監督管理の三大支柱、すなわち「最低所要自己資本、監督当局 による監督検査及び情報開示」を確立した。本意見によると、その他の国又は地域(香港、 マカオを含む)に業務活動を行う営利性機構を設けており、国際業務の比重が大きい大型 商業銀行は、バーゼルⅡを実施しなければならない(以下「バーゼルⅡ実施銀行(原文は 「新資本協議銀行」)」という)。その他の商業銀行(外資系銀行の支店を含む)は、バ ーゼルⅡの実施を自ら申請することができる。バーゼルⅡの実施を選択しない場合は、現 行の資本監督管理規定を継続して執行する。本意見によると、バーゼルⅡ実施銀行は、2010 年末よりバーゼルⅡの実施を開始するものとし、その時点で銀監会の定める最低基準に達 することができなかった場合は、認可を経てバーゼルⅡの実施を当面延期することができ る。但し、2013年末を過ぎてはならない。商業銀行は、少なくとも半年前までに銀監会に バーゼルⅡの正式申請を提出しなければならず、銀監会の認可を経た後、バーゼルⅡを実 施する。銀監会は、2010年よりバーゼルII実施銀行の申請を開始する。その他の銀行は、 2011 年以降より提出することができる。このほか、さらにバーゼルⅡの実施方法、普及実 施の主要措置等についても規定した。

(全6条)

22 弁護士事務所による証券法律業務従事管理規則

(中国証券監督管理委員会・司法部 2007年3月9日公布 2007年5月1日施行)

本規則は、弁護士の独立性の強調に重点を置き、同一の弁護士事務所は、同時に同一の 証券を発行する発行者及び保証推薦人、元引受を行う証券会社のために法律意見を提出し てはならず、同時に同一の買収行為を行う買収者及び被買収者である上場会社のために法 律意見を提出してはならず、またその他同一の証券業務活動において利害関係を有する異なる当事者のために法律意見を提出してはならない。弁護士が会社及びその関係の董事、監事、高級管理職に就任する、又は弁護士の独立性に影響を与えるその他の事由がある場合は、当該弁護士が所属する法律事務所は、就任している会社の委託を受けて、当該会社のために証券に関する法律サービスを提供してはならない(第11条)。法律意見には「基本的に合致する」、「発見されていない」等のあいまいな言葉を使用してはならず、意見書は結論を明確にしなければならない(第21条)。

(全45条)

四 司法解釈

1 死刑事件再審の若干問題に関する規定

(最高人民法院 2007年1月22日公布 2007年2月28日施行)

本規定によると、原判決の認定事実及び適用法律が正確で、量刑が適当で、訴訟手続が合法的である場合は、審査のうえ確認を与えるよう決定しなければならない。原判決が被告人を死刑と判決し、かつ不当でないが、具体的に認定したある事実又は引用した法律の条項等が完全に正確、規範的ではない場合、是正を求めた後、死刑を審査確認する判決又は裁定を下すことができる(第2条)。最高人民法院が再審した後、原判決の認定事実が不明で、証拠が不足している場合は、審査のうえ確認を与えない旨を裁定し、かつ原判決を取り消し、改めて審判するよう差し戻す(第3条)。最高人民法院が再審した後、原判決が正確であるが、法に従い死刑判決には当たらないと認定した場合は、審査のうえ確認を与えない旨を裁定し、かつ原判決を取り消し、改めて審判するよう差し戻す(第4条)。最高人民法院が再審した後、第一審人民法院が法定訴訟手続に違反しており、公正な審判に影響を及ぼすおそれがあると認定した場合は、審査のうえ確認を与えない旨を裁定し、かつ原判決を取り消し、改めて審判するよう差し戻す(第5条)。このほか、本規定はさらに、併合罪、複数人に死刑判決を宣告する事件、及び再審を行う人民法院等についても規定した。

(全13条)

2 司法解釈業務に関する若干規定

(最高人民法院 2007年3月23日公布 2007年4月1日施行)

本規定は、立件、起草及び送付、検討、公布、施行及び届出、編纂、修正、廃止等の内容について言及している。最高人民法院が公布する司法解釈は、法的効力を有する(第5条)。司法解釈の形式は、「解釈」、「規定」、「回答」及び「決定」の4種類に分かれる(第6条)。司法解釈の上層部への提出原稿は、全国人民代表大会の関連専門委員会又は全国人民代表大会常務委員会の関連業務部門に意見を求めなければならない(第18条)。司法解釈は公布された日より施行されるが、別途規定がある場合を除く(第25条)。司法

解釈は、公布された日より 30 日以内に全国人民代表大会常務委員会に届け出なければならない(第 26 条)。1997 年 6 月 23 日に公布された「司法解釈業務に関する若干の規定」は同時に廃止する(第 31 条)。

(全31条)

Ⅱ 法令和訳

企業破産法

[中华人民共和国企业破产法]

(全国人民代表大会常務委員会 2006年8月27日制定、同日公布、2007年6月1日施行)

- 第1章 総則(第1条~第6条)
- 第2章 申立及び受理
 - 第1節 申立(第7条~第9条)
 - 第2節 受理 (第10条~第21条)
- 第3章 管財人 (第22条~第29条)
- 第4章 債務者の財産(第30条~第40条)
- 第5章 破産費用及び共益債務(第41条~第43条)
- 第6章 債権の届出(第44条~第58条)
- 第7章 債権者集会
 - 第1節 一般規定(第59条~第66条)
 - 第2節 債権者委員会(第67条~第69条)
- 第8章 再生
 - 第1節 再生の申立及び再生期間 (第70条~第78条)
 - 第2節 再生計画の作成及び認可(第79条~第87条)
 - 第3節 再生の執行(第89条~第94条)
- 第9章 和議 (第95条~第106条)
- 第10章 破産清算
 - 第1節 破産宣告 (第107条~第110条)
 - 第2節 換価及び配当 (第111条~第119条)
 - 第3節 破産手続の終結 (第120条~第124条)
- 第11章 法律責任(第125条~第131条)
- 第12章 附則(第132条~第136条)
- 第1章 総則
- 第1条

企業の破産手続を規範化し、債権債務を公平に整理し、債権者及び債務者の合法的権益 を保護し、社会主義市場経済の秩序を維持するため、本法を制定する。

第2条

企業法人が期限の到来した債務を弁済できず、かつ資産が全部の債務を弁済するのに不 足する又は明らかに弁済能力が欠如している場合は、本法の規定に従い債務を整理するも のとする。

企業法人は、前項に定める事由がある場合、又は明らかに弁済能力を喪失する可能性が ある場合には、本法の規定に従い再生(原文は「重整」)を行うことができる。

第3条

破産事件は、債務者の住所地の人民法院が管轄する。

第4条

破産事件の審理手続について、本法に規定がない場合は、民事訴訟法の関連規定を適用 する。

第5条

本法に従い開始する破産手続は、債務者の中華人民共和国領域外の財産に対して効力を生じるものとする。

外国の裁判所が出した、法的効力の生じた破産事件の判決及び裁定に対して、債務者の中華人民共和国領域内の財産にかかわり、人民法院に承認及び執行の申立又は請求を行う場合は、人民法院は、中華人民共和国が締結するもしくは加盟する国際条約に従って、又は互恵の原則に則って審査を行うものとし、中華人民共和国の法律の基本原則に違反せず、国家の主権、安全及び社会の公共利益を損ねず、中華人民共和国領域内の債権者の合法的権益を損ねないと判断するときは、承認及び執行の裁定を行う。

第6条

人民法院が破産事件を審理する場合は、法に従い企業従業員の合法的権益を保障し、法 に従い破産企業の経営管理者の法律責任を追及しなければならない。

第2章 申立及び受理

第1節 申立

第7条

債務者に本法第2条に定める事由がある場合、債務者は、人民法院に再生、和議又は破産清算の申立をすることができる。

債務者が期限の到来した債務を弁済できない場合、債権者は、債務者に再生又は破産清算するよう人民法院に申し立てることができる。

企業法人がすでに解散したが清算していない又は清算が完了しておらず、資産が債務弁 済に不足する場合は、法に従い清算の責任を負う者は人民法院に破産清算を申し立てなけ ればならない。

第8条

人民法院に破産申立をする場合は、破産申立書及び関連の証拠を提出しなければならない。

破産申立書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申立人、被申立人の基本状況
- (2) 申立の目的
- (3) 申立の事実及び理由
- (4) 人民法院が記載すべきと認めるその他の事項

債務者が申立をする場合は、さらに財産状況説明、債務台帳、債権台帳、関連の財務会計報告、従業員の再配置案並びに従業員賃金の支払状況及び社会保険費用の納付状況を人民法院に提出しなければならない。

第9条

人民法院が破産申立を受理する前に、申立人は申立の取下げを請求することができる。

第2節 受理

第10条

債権者が破産申立をした場合、人民法院は申立を受領した日より5日以内に債務者に通知しなければならない。債務者は、申立に異議のある場合、人民法院からの通知を受領した日より7日以内に人民法院に申し立てることができる。人民法院は、異議申立期間満了の日より10日以内に受理の是非を裁定しなければならない。

前項に定める事由を除き、人民法院は破産申立を受領した日より 15 日以内に受理の是非 を裁定しなければならない。

特別な事由があり、前2項に定める裁定受理期間を延長する必要がある場合は、1級上の 人民法院の認可を受けて15日間延長することができる。

第 11 条

人民法院が破産申立を受理した場合は、裁定を行った日より 5 日以内に申立人に送達しなければならない。

債権者が申立をした場合は、人民法院は裁定を行った日より 5 日以内に債務者に送達しなければならない。債務者は、裁定の送達された日より 15 日以内に、財産状況説明、債務

台帳、債権台帳、関連の財務会計報告並びに従業員賃金の支払状況及び社会保険費用の納付状況を人民法院に提出しなければならない。

第12条

人民法院が破産申立を受理しないと裁定した場合は、裁定を行った日より5日以内に申立人に送達し、かつ理由を説明しなければならない。申立人は、裁定に不服のある場合、裁定の送達された日より10日以内に1級上の人民法院に上訴を提起することができる。

人民法院は、破産申立を受理してから破産宣告を行うまでの間に、債務者が本法第2条に定める事由に合致しないことが審査により判明した場合は、申立を却下する裁定を行うことができる。申立人は裁定に不服のある場合、裁定の送達された日より10日以内に1級上の人民法院に上訴を提起することができる。

第13条

人民法院が破産申立を受理すると裁定した場合は、同時に管財人(原文は「管理人」) を指定しなければならない。

第14条

人民法院は、破産申立の受理を裁定した日より 25 日以内に、既知の債権者に通知し、かつ公告しなければならない。

通知及び公告には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申立人、被申立人の名称又は氏名
- (2) 人民法院が破産申立を受理した期日
- (3) 債権届出の期間、場所及び注意事項
- (4) 管財人の名称又は氏名、及びその事務を処理する所在地
- (5) 債務者の債務者又は財産保有者が管財人に債務を弁済すべき又は財産を交付すべき 要求
- (6) 第1回債権者集会(原文は「債権人会議」) 開催の期日及び場所
- (7) 人民法院が通知及び公告すべきと認めるその他の事項

第15条

人民法院が破産申立受理の裁定を債務者に送達した日より破産手続終結の日まで、債務 者の関係人は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) その占有及び管理する財産、印鑑及び財務帳簿、文書等の資料を適切に保管する。
- (2) 人民法院、管財人の要求に基づき業務を行い、かつ質問に事実のとおりに答える。
- (3) 債権者集会に列席し、かつ債権者の質問に事実のとおりに答える。
- (4) 人民法院の許可を得ずに、住所地を離れてはならない。

(5) 新たにその他の企業の董事、監事、高級管理職の任に就いてはならない。 前項にいう関係人とは、企業の法定代表者を指す。人民法院の決定を受けて、企業の財 務管理者及びその他の経営管理者を含めることができる。

第16条

人民法院が破産申立を受理した後、債務者の個別の債権者に対する弁済は無効とする。

第17条

人民法院が破産申立を受理した後、債務者の債務者又は財産保有者は、管財人に対して 債務を弁済し又は財産を交付しなければならない。

債務者の債務者又は財産保有者が前項の規定に故意に違反して債務者に債務を弁済し又は財産を交付し、債権者に損失を被らせた場合、その債務弁済又は財産交付の義務は免除されないものとする。

第18条

人民法院が破産申立を受理した後、管財人は、破産申立が受理される前に成立した債務者及び相手方当事者のいずれもが履行を完了していない契約に対して、解除又は履行継続を決定する権利を有するものとし、かつ相手方当事者に通知する。管財人が破産申立を受理した日より2か月以内に相手方当事者に通知しなかった場合、又は相手方当事者からの督促を受領した日より30日以内に回答しなかった場合は、契約を解除するものとみなす。

管財人が契約の履行継続を決定した場合は、相手方当事者は履行しなければならない。 但し、相手方当事者は、管財人に担保の提供を要求する権利を有する。管財人が担保を提供しない場合は、契約を解除するものとみなす。

第19条

人民法院が破産申立を受理した後、債務者の財産に関係する保全措置は解除しなければならず、執行手続は中止しなければならない。

第20条

人民法院が破産申立を受理した後、すでに開始されているが終結していない債務者に関係する民事訴訟又は仲裁は中止しなければならない。管財人が債務者の財産を接収・管理した後に、当該訴訟又は仲裁は引き続き行うものとする。

第21条

人民法院が破産申立を受理した後、債務者に関係する民事訴訟は、破産申立を受理した 人民法院に対してのみ提起することができるものとする。

第3章 管財人

第22条

管財人は、人民法院が指定する。

債権者集会が、管財人が法に従いかつ公正に職務を執行できない、又はその他職務に堪 えない事由があると認める場合は、人民法院に更迭を申し立てることができる。

管財人の指定及び管財人の報酬の確定方法については、最高人民法院が規定する。

第23条

管財人は、本法の規定に従い職務を執行し、人民法院に業務を報告し、かつ債権者集会 及び債権者委員会の監督を受けるものとする。

管財人は債権者集会に列席し、債権者集会にて職務の執行状況を報告し、かつ質問に答えなければならない。

第24条

管財人は、関連部門、機構の人員により構成される清算委員会又は法に従い設立された 弁護士事務所、会計士事務所、破産清算事務所等の社会仲介機構が担当することができる。

人民法院は、債務者の実状に基づき、関連の社会仲介機構の意見を聴取した後に、関連の専門知識を備えかつ執務資格を取得している当該機構の人員を指定して管財人を担当させることができる。

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、管財人を担当してはならない。

- (1) 故意の犯罪により刑事罰を受けたことがある者
- (2) 関連の専門執務証書を取り上げられたことがある者
- (3) 当該事件と利害関係がある者
- (4) 管財人を担当するには不適切であると人民法院が認めるその他の事由 個人が管財人を担当する場合は、執務責任保険に加入しなければならない。

第 25 条

管財人は、次の各号に掲げる職責を履行するものとする。

- (1) 債務者の財産、印鑑及び財務帳簿、文書等の資料を接収・管理する。
- (2) 債務者の財産状況を調査し、財産状況報告を作成する。
- (3) 債務者の内部管理事務を決定する。
- (4) 債務者の日常支出及びその他の必要支出を決定する。

- (5) 第1回債権者集会の開催前に、債務者の営業を継続するか停止するかを決定する。
- (6) 債務者の財産を管理及び処分する。
- (7) 債務者を代表して訴訟、仲裁又はその他の法律手続に参加する。
- (8) 債権者集会の開催を提案する。
- (9) 管財人が履行すべきであると人民法院が認めるその他の職責 本法に管財人の職責に対する別段の規定がある場合は、その規定に従うものとする。

第26条

第1回債権者集会開催の前に、管財人が債務者の営業の継続もしくは停止を決定する場合、又は本法第69条に定める行為のいずれかを行う場合は、人民法院の許可を得なければならない。

第27条

管財人は、勤勉に職責を尽くし、忠実に職務を執行しなければならない。

第28条

管財人は、人民法院の許可を得て、必要な職員を招聘することができる。

管財人の報酬については、人民法院が確定する。債権者集会は、管財人の報酬に対して 異議がある場合、人民法院に申し立てる権利を有する。

第29条

管財人は、正当な理由なく職務を辞任してはならない。管財人が職務を辞任する場合は、 人民法院の許可を得なければならない。

第4章 債務者の財産

第30条

破産申立を受理した時点で債務者に属する全ての財産、及び破産申立が受理されてから 破産手続が終結するまでに債務者が取得した財産は、債務者の財産とする。

第31条

人民法院が破産申立を受理する前の1年以内に、債務者の財産に関して次の各号に掲げる行為のいずれかがあった場合、管理者は人民法院に取消を求める権利を有する。

- (1) 無償で財産を譲渡した場合
- (2) 明らかに不当な価格で取引を行った場合
- (3) 物的担保のなかった債務に対して物的担保を提供した場合
- (4) 期限未到来の債務を期限前に弁済した場合

(5) 債権を放棄した場合

第32条

人民法院が破産申立を受理する前の6か月以内に、債務者に本法第2条第1項に定める 事由があり、依然として個別の債権者に対して弁済を行う場合は、管財人は人民法院にこれを取り消すよう請求する権利を有する。但し、個別の弁済が債務者の財産に利益を与える場合を除く。

第33条

債務者の財産にかかわる次の各号に掲げる行為は、無効とする。

- (1) 債務を逃避するために財産を隠匿し、移転すること
- (2) 債務を虚構し、又は真実でない債務を承認すること

第34条

本法第31条、第32条又は第33条に定める行為により取得した債務者の財産について、 管財人は取り戻す権利を有する。

第35条

人民法院が破産申立を受理した後、債務者の出資者が出資義務を完全に履行していない場合には、管財人は当該出資者が引き受けた出資を払い込むよう要求しなければならず、また出資期間の制限を受けないものとする。

第36条

債務者の董事、監事及び高級管理職が職権を利用して企業から獲得した非正常な収入及 び横領した企業の財産について、管財人は取り戻さなければならない。

第37条

人民法院が破産申立を受理した後、管財人は、債務弁済又は債権者の認める担保を提供 することにより、質物、留置物を取り戻すことができる。

前項に定める債務弁済又は代替担保について、質物又は留置物の価額が担保された債権額を下回る場合、当該質物又は留置物のその時点での市場価額を限度とする。

第38条

人民法院が破産申立を受理した後、債務者が占有する債務者に属しない財産について、 当該財産の権利者は、管財人を通じて取り戻すことができる。但し、本法に別段の定めが ある場合を除く。

第39条

人民法院が破産申立を受理する時点で、売主がすでに売買目的物を買主としての債務者に発送したが、債務者がまだ受領しておらずかつ代金を全額支払っていないときは、売主は運送途中の目的物を取り戻すことができる。但し、管財人は代金を全額支払い、売主に目的物を引き渡すよう請求することができる。

第40条

債権者は、破産申立が受理される前に、債務者に対して負う債務について、管財人に相殺を主張することができる。但し、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、相殺してはならない。

- (1) 債務者の債務者が、破産申立が受理された後に、債務者に対する他人の債権を取得した場合
- (2) 債務者が期限到来債務を弁済できない事実又は破産申立をした事実があることを債権者がすでに知っていながら、債務者に対して債務を負っている場合。但し、債権者が法律の定めにより又は破産申立の1年前に発生した原因により債務を負担した場合を除く。
- (3) 債務者が期限到来債務を弁済できない事実又は破産申立をした事実があることを債務者の債務者がすでに知っていながら、債務者に対して債権を取得している場合。但し、債務者の債務者が法律の定めにより又は破産申立の1年前に発生した原因により債権を取得した場合を除く。

第5章 破産費用及び共益債務

第41条

人民法院が破産申立を受理した後に発生する次の各号に掲げる費用は、破産費用とする。

- (1) 破産事件の訴訟費用
- (2) 債務者の財産を管理、換価及び配当するための費用
- (3) 管財人が職務を執行するための費用、報酬及び職員を招聘するための費用

第42条

人民法院が破産申立を受理した後に発生する次の各号に掲げる債務は、共益債務とする。

- (1) 管財人又は債務者が、双方ともが履行を完了していない契約を履行するよう相手方当 事者に請求したことにより生じた債務
- (2) 債務者の財産に対する事務管理により生じた債務

- (3) 債務者の不当利得により生じた債務
- (4) 債務者が営業を継続するために支払わなければならない労働報酬及び社会保険費用、 並びにこれにより生じたその他の債務
- (5) 管財人又は関係人が職務執行において他人に損害を与えたことにより生じた債務
- (6) 債務者の財産が他人に損害を与えたことにより生じた債務

第43条

破産費用及び共益債務は、債務者の財産により随時、弁済する。

債務者の財産が全ての破産費用及び共益債務の弁済に不足する場合は、まず破産費用を 弁済する。

債務者の財産が全ての破産費用の弁済に不足する場合又は全ての共益債務の弁済に不足する場合は、按分して弁済する。

債務者の財産が破産費用の弁済に不足する場合は、管財人は人民法院に破産手続の終結を申し立てなければならない。人民法院は請求を受領した日より 15 日以内に破産手続終結の裁定を行い、かつ公告しなければならない。

第6章 債権の届出

第44条

人民法院が破産申立を受理する場合、債務者に対して債権を享有する債権者は、本法に 定める順序に従い権利を行使するものとする。

第45条

人民法院は、破産申立を受理した後、債権者の債権届出の期間を確定しなければならない。債権届出期間は、人民法院が破産申立受理の公告を行った日より起算するものとし、 最短でも30日を下回ってはならず、最長でも3か月を超えてはならない。

第46条

期限未到来の債権は、破産申立が受理された時点で期限が到来したものとみなす。 利息付の債権は、破産申立が受理された時点より利息の計算を停止する。

第 47 条

条件付き、期限付きの債権及び訴訟、仲裁において未決の債権について、債権者は届出 を行うことができる。

第48条

債権者は、人民法院の確定した債権届出期間内に、管財人に債権の届出を行わなければならない。

債務者が未払いの従業員賃金及び医療、身体障害者補助及び救済費用、従業員の個人口座に振り込むべき未払いの基本養老保険及び基本医療保険費用、並びに法律、行政法規において従業員に支給が義務付けられている補償金については、届け出る必要はないものとし、管財人が調査した後、リストを作成して公示する。従業員は、リストの記載に異議がある場合、管財人に更正を求めることができる。管財人が更正しないときは、従業員は人民法院に訴訟を提起することができる。

第49条

債権者が債権の届出を行う場合は、書面にて債権の額及び物的担保の有無を説明し、かつ関連証拠を提供しなければならない。届け出た債権が連帯債権である場合は、その旨を説明しなければならない。

第50条

連帯債権者は、そのうちの1名が連帯債権者全体を代表して債権の届出を行うことができるものとし、また共同で債権の届出を行うこともできる。

第51条

債務者の保証人又はその他の連帯債務者がすでに債務者に代わって債務を弁済している 場合は、その債務者に対する求償権をもって債権の届出を行うものとする。

債務者の保証人又はその他の連帯債務者がまだ債務者に代わって債務を弁済していない場合は、その債務者に対する将来の求償権をもって債権の届出を行うものとする。但し、 債権者がすでに管財人に全部の債権の届出を行っている場合を除く。

第52条

連帯債務者の複数人が本法に定める手続を適用するよう裁定された場合、その債権者は 全部の債権について各破産事件において別々に債権の届出を行う権利を有する。

第53条

管財人又は債務者が本法の定めに従い契約を解除する場合、相手方当事者は、契約の解除により生じた損害賠償請求権をもって債権の届出を行うことができる。

第54条

債務者が委託契約の委託人で、本法に定める手続を適用すると裁定され、受託人が当該 事実を知らず、委託事務を継続して処理していた場合、受託人はこれにより生じた請求権 をもって債権の届出を行うものとする。

第55条

債務者が手形の振出人で、本法に定める手続を適用すると裁定され、当該手形の支払人が支払又は支払の引受を継続していた場合、支払人はこれにより生じた請求権をもって債権の届出を行うものとする。

第56条

人民法院が確定した債権届出期間内に、債権者が債権の届出を行わなかった場合、破産 財団の最後配当の前に届出の追完を行うことができる。但し、これ以前にすでに行われた 配当については、それに対する補充配当は行わないものとする。債権届出の追完を審査及 び確認するための費用については、届出の追完を行う者が負担する。

債権者が本法の規定に従い債権の届出を行っていない場合、本法に定める手続に従い権利を行使してはならない。

第57条

管財人は、債権届出資料を受領した後、登録簿を作成し、届出がなされた債権に対して 審査を行い、かつ債権表を作成しなければならない。

債権表及び債権届出資料は、管財人が保管し、利害関係人の閲覧に供するものとする。

第58条

本法第57条の規定に従い作成した債権表は、第1回債権者集会に提出して審査を受けなければならない。

債務者、債権者が債権表に記載された債権に異議のない場合、人民法院が確認の裁定を 行う。

債務者、債権者が債権表に記載された債権に異議のある場合は、破産申立を受理した人 民法院に訴訟を提起することができる。

第7章 債権者集会

第1節 一般規定

第 59 条

法に従い債権届出を行った債権者は、債権者集会の構成員であり、債権者集会に参加する権利を有し、議決権を享有する。

債権が確定されていない債権者は、人民法院がその議決権行使のために臨時に債権額を 確定できる場合を除き、議決権を行使してはならない。

債務者の特定財産に対して担保権を享有する債権者が、優先弁済権を放棄していない場合、本法第61条第1項第(7)号、第(10)号に定める事項については議決権を享有しない。

債権者は、代理人に委託して債権者集会に出席させ、議決権を行使させることができる。 代理人が債権者集会に出席する場合は、人民法院又は債権者集会の議長に債権者の授権委 託書を提出しなければならない。

債権者集会は、債務者の従業員及び労働組合の代表の参加、及び関連事項についての意 見表明がなければならない。

第60条

債権者集会には議長1名を置くものとし、人民法院が議決権を有する債権者の中から指名する。

債権者集会の議長は、債権者集会を主宰する。

第61条

債権者集会は、次の各号に掲げる職権を行使する。

- (1) 債権を審査する。
- (2) 人民法院に管財人の更迭を申し立て、管財人の費用及び報酬を審査する。
- (3) 管財人を監督する。
- (4) 債権者委員会の構成員を選出及び更迭する。
- (5) 債務者の営業の継続又は停止を決定する。
- (6) 再生計画を採択する。
- (7) 和議を採択する。
- (8) 債務者の財産の管理案を採択する。
- (9) 破産財団の換価案を採択する。
- (10) 破産財団の配当案を採択する。
- (11) 債権者集会が行使すべきであると人民法院が認めるその他の職権 債権者集会は、審議事項の決議について議事録を作成しなければならない。

第62条

第1回債権者集会は人民法院が招集するものとし、債権届出期間満了の日より 15 日以内に開催する。

その後の債権者集会は、人民法院が必要と認めるとき、又は管財人、債権者委員会、債権総額の4分の1以上を占める債権者が債権者集会の議長に提案したときに開催する。

第63条

債権者集会の開催について、管財人は15日前までに既知の債権者に通知しなければならない。

第64条

債権者集会の決議は、会議に出席した議決権を有する債権者の過半数により採択し、かつその代表する債権額が物的担保のない債権総額の2分の1以上を占めていなければならない。但し、本法に別段の定めがある場合を除く。

債権者が、債権者集会の決議に法律規定違反があり、その利益を損ねると認める場合は、 債権者集会で決議がなされた日より 15 日以内に、人民法院に当該決議の取消の裁定を求め、 債権者集会に法に従い改めて決議を行うよう命じる請求をすることができる。

債権者集会の決議は、全ての債権者に等しく拘束力を有する。

第65条

本法第61条第1項第(8)号、第(9)号に定める事項について、債権者集会の決議で採択されなかった場合は、人民法院が裁定を行う。

本法第61条第1項第(10)号に定める事項について、債権者集会の2度の決議を経てもなお採択されなかった場合は、人民法院が裁定を行う。

前2項に定める裁定について、人民法院は、債権者集会において宣言する又は別途債権 者に通知することができる。

第66条

債権者が本法第65条第1項に従い行った人民法院の裁定に対して不服がある場合、債権額が物的担保のない債権総額の2分の1以上を占める債権者が本法第65条第2項に従い行った人民法院の裁定に対して不服がある場合は、裁定を言い渡された日又は通知を受領した日より15日以内に、当該人民法院に対して不服審査を申し立てることができる。不服審査の期間中、裁定の執行は停止しないものとする。

第2節 債権者委員会

第67条

債権者集会は、債権者委員会の設立を決定することができる。債権者委員会は、債権者 集会が選任した債権者の代表及び債務者の従業員代表又は労働組合の代表1名により構成 する。債権者委員会の構成員は9名を超えてはならない。

債権者委員会の構成員は、人民法院の書面による認可の決定を受けなければならない。

第68条

債権者委員会は、次の各号に掲げる職権を行使する。

- (1) 債務者の財産の管理及び処分を監督する。
- (2) 破産財団の配当を監督する。
- (3) 債権者集会の開催を提案する。
- (4) 債権者集会が委託するその他の職権

債権者委員会は、職務の執行において、管財人、債務者の関係人に対し、その職権の範囲内の事務に対して説明を行うよう又は関連文書を提供するよう求める権利を有する。

管財人、債務者の関係人が本法の規定に違反し、監督の受入れを拒否した場合は、債権 者委員会は、監督事項について人民法院に決定を出すよう請求する権利を有する。人民法 院は、5日以内に決定を出さなければならない。

第69条

管財人が次の各号に掲げる行為を行う場合、速やかに債権者委員会に報告しなければならない。

- (1) 土地、家屋等の不動産権益にかかわる譲渡
- (2) 試掘権、採掘権、知的財産権等の財産権の譲渡
- (3) 全ての在庫又は営業の譲渡
- (4) 借入
- (5) 物的担保の設定
- (6) 債権及び有価証券の譲渡
- (7) 債務者及び相手方当事者のいずれもが履行を完了していない契約の履行
- (8) 権利の放棄
- (9) 担保物の取戻し
- (10) 債権者の利益に重大な影響を及ぼすその他の財産処分行為

債権者委員会が設立されていない場合に、管財人が前項に定める行為を行うときは、速 やかに人民法院に報告しなければならない。

第8章 再生

第1節 再生の申立及び再生期間

第70条

債務者又は債権者は、本法の規定に従い、直接、人民法院に対して、債務者に再生を行 うよう申し立てることができる。

債権者が債務者に破産清算を申し立てる場合は、人民法院が破産申立を受理してから債務者の破産を宣告する前に、債務者又は債務者の登録資本における10分の1以上の出資額を占める出資者は、人民法院に再生を申し立てることができる。

第71条

人民法院は、審査により再生の申立が本法の規定に合致していると認める場合、債務者 の再生を裁定し、かつ公告しなければならない。

第72条

人民法院が債務者の再生を裁定した日から再生手続が終結するまでを再生期間とする。

第73条

再生期間中、債務者が申立を行い、人民法院がこれを認可した場合は、債務者は管財人の監督のもとで自ら財産及び営業事務を管理することができる。

前項に定める事由がある場合、本法の規定に従いすでに債務者の財産及び営業事務を接収・管理している管財人は、債務者に財産及び営業事務を引き渡さなければならず、本法に定める管財人の職権は債務者が行使するものとする。

第74条

管財人が財産及び営業事務の管理に責任を負う場合は、債務者の経営管理者を招聘して 営業事務の責任を負わせることができる。

第75条

再生期間中、債務者の特定財産に対して享有する担保権は、暫定的に行使を中止する。 但し、担保物が損壊する又は明らかに価値が減少する恐れがあり、担保権者の権利に危害 を及ぼすに足る場合は、担保権者は人民法院に担保権の行使の回復を請求することができ る。

再生期間中、債務者又は管財人が営業を継続するために借入を行う場合は、当該借入に対して担保を設定することができる。

第76条

債務者が合法的に占有する他人の財産について、当該財産の権利者が再生期間中に取戻 しを要求する場合は、事前に約定した条件に合致しなければならない。

第77条

再生期間中、債務者の出資者は投資収益の配当を請求してはならない。

再生期間中、債務者の董事、監事及び高級管理職は、その保有する債務者の持分を第三者に譲渡してはならない。但し、人民法院の同意を得た場合を除く。

第78条

再生期間中、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合で、管財人又は利害関係人の 請求を受けたときは、人民法院は再生手続終結の裁定を行い、かつ債務者の破産を宣告し なければならない。

- (1) 債務者の経営状況及び財産状況が引き続き悪化し、回復の可能性が乏しい場合
- (2) 債務者に、詐欺、悪意により債務者の財産を減少させようとする行為又はその他明らかに債権者にとって不利な行為がある場合
- (3) 債務者の行為により管財人が職務を執行できなくなった場合

第2節 再生計画の作成及び認可

第79条

債務者又は管財人は、人民法院が債務者の再生を裁定した日より6か月以内に、同時に 人民法院及び債権者集会に対し再生計画案を提出しなければならない。

前項に定める期間が満了となり、債務者又は管財人から請求を受け、正当な理由がある場合は、人民法院は3か月間の延長を裁定することができる。

債務者又は管財人が期日に従い再生計画案を提出しなかった場合、人民法院は再生手続終結の裁定を行い、かつ債務者の破産を宣告しなければならない。

第80条

債務者が自ら財産及び営業事務を管理する場合は、債務者が再生計画案を作成する。 管財人が財産及び営業事務の管理に責任を負う場合は、管財人が再生計画案を作成する。

第81条

再生計画案には、次の各号に掲げる内容を含めなければならない。

- (1) 債務者の経営案
- (2) 債権分類
- (3) 債権調整案
- (4) 債権弁済案
- (5) 再生計画の執行期間
- (6) 再生計画執行の監督期間
- (7) 債務者の再生に資するその他の案

第82条

次の各号に掲げる各種債権の債権者は、再生計画案を検討する債権者集会に参加し、次の債権分類に従い、グループに分かれて再生計画案について決議を行うものとする。

(1) 債務者の特定財産に対して担保権を享有する債権

- (2) 債務者が未払いの従業員賃金及び医療、身体障害者補助及び救済費用、従業員の個人 口座に振り込むべき未払いの基本養老保険及び基本医療保険費用、並びに法律、行政 法規において従業員に支給が義務付けられている補償金
- (3) 債務者の未払い税
- (4) 一般債権(原文は「普通債権」)

人民法院は、必要な場合、一般債権グループの中に少額債権グループを設け、再生計画 案に対して決議を行うことを決定することができる。

第83条

再生計画は、債務者が未払いの本法第82条第1項第(2)号に定める以外の社会保険費用を減免する規定を設けてはならない。当該費用の債権者は、再生計画案の決議に参加しないものとする。

第84条

人民法院は、再生計画案を受領した日より 30 日以内に債権者集会を開催し、再生計画案 について決議を行わなければならない。

会議に出席する同一の決議グループの債権者の過半数が再生計画案に同意し、かつその 代表する債権額が当該グループの債権総額の3分の2以上を占める場合は、当該グループ は再生計画案を採択したものとする。

債務者又は管財人は、債権者集会にて再生計画案について説明を行い、かつ質問に答えなければならない。

第85条

債務者の出資者代表は、再生計画案を検討する債権者集会に列席することができる。 再生計画案が出資者権益の調整事項にかかわる場合は、出資者グループを設け、当該事項に対して決議を行わなければならない。

第86条

各決議グループが全て再生計画案を採択した場合、再生計画は採択されたものとする。 再生計画が採択された日より 10 日以内に、債務者又は管財人は、人民法院に再生計画の 認可を申請しなければならない。人民法院は、審査により本法の規定に合致すると認める 場合、申請を受領した日より 30 日以内に認可の裁定を行い、再生手続を終結させ、かつ公 告しなければならない。

第87条

一部の決議グループが再生計画案を採択できない場合は、債務者又は管財人は、再生計画案を採択していない決議グループと協議を行うことができる。当該決議グループは、協議の後にもう一度決議することができる。双方の協議した結果は、その他の決議グループの利益を損ねてはならない。

再生計画案を採択していない決議グループが再度の決議を拒否し又は再度決議を行って もなお再生計画案を採択できないが、再生計画案が次の各号に掲げる条件に合致する場合 は、債務者又は管財人は人民法院に再生計画案の認可を申請することができる。

- (1) 再生計画案に従い、本法第82条第1項第(1)号に定める債権が当該特定財産について 全額弁済され、その弁済延期により被った損失が公平な補償を受けられ、かつその担 保権が実質的な損害を受けていない場合、又は当該決議グループがすでに再生計画案 を採択している場合
- (2) 再生計画案に従い、本法第82条第1項第(2)号、第(3)号に定める債権が全額弁済される場合、又は相応の決議グループがすでに再生計画案を採択している場合
- (3) 再生計画案に従い、一般債権の受ける弁済割合が、再生計画案が認可申請に提出され た時点で破産清算手続に従いその得られる弁済割合を下回らない場合、又は当該決議 グループがすでに再生計画案を採択している場合
- (4) 出資者権益に対する再生計画案の調整が公平、公正である場合、又は出資者グループ がすでに再生計画案を採択している場合
- (5) 再生計画案が同一の決議グループの構成員を公平に扱い、かつ規定された債権弁済順位が本法第113条の規定に違反していない場合
- (6) 債務者の経営案が実行可能性を備えている場合

人民法院は、審査により再生計画案が前項の規定に合致していると認める場合、申請を 受領した日より30日以内に認可の裁定を行い、再生手続を終結させ、かつ公告しなければ ならない。

第88条

再生計画案が採択されずかつ本法第87条の規定に従い認可されなかった場合、又はすでに採択された再生計画が認可されなかった場合は、人民法院は再生手続の終結を裁定し、かつ債務者の破産を宣告しなければならない。

第3節 再生計画の執行

第89条

再生計画は、債務者が執行に責任を負う。

人民法院は、再生計画の認可を裁定した後、すでに財産及び営業事務を接収・管理している管理者は、債務者に財産及び営業事務を引き継がなければならない。

第90条

人民法院が再生計画の認可を裁定した日より、再生計画に定める監督期間内は、管財人が再生計画の執行を監督する。

監督期間中、債務者は、管財人に再生計画の執行状況及び債務者の財務状況を報告しなければならない。

第91条

監督期間が満了となった場合は、管財人は人民法院に監督報告を提出しなければならない。監督報告を提出した日より、管財人の監督の職責は終了する。

管財人が人民法院に提出した監督報告について、再生計画の利害関係人は閲覧する権利 を有する。

管財人の申請を受けて、人民法院は再生計画執行の監督期間の延長を裁定することができる。

第92条

人民法院により認可の裁定を受けた再生計画は、債務者及び全ての債権者に等しく拘束 力を有する。

債権者が本法の規定に従い債権の届出を行っていない場合は、再生計画の執行期間中に 権利を行使してはならない。再生計画の執行が完了した後に、再生計画に定める同類債権 の弁済条件に従い権利を行使することができる。

債権者が債務者の保証人及びその他の連帯債務者に対して享有する権利は、再生計画の 影響を受けないものとする。

第93条

債務者が再生計画を執行できない又は執行しない場合、人民法院は、管財人又は利害関係人の請求を受けて、再生計画の執行終結を裁定し、かつ債務者の破産を宣告しなければならない。

人民法院が再生計画の執行終結を裁定した場合、債権者が再生計画において行った債権 調整の承諾は効力を失うものとする。債権者が再生計画の執行により受けた弁済は依然と して有効であり、弁済を受けていない部分の債権は、破産債権とする。

前項に定める債権者は、その他の同順位の債権者が自己の受ける弁済と同一の割合に達 したときのみに、引き続き配当を受けることができる。

本条第1項に定める事由がある場合、再生計画の執行のために提供された担保は、引き 続き有効とする。

第94条

再生計画に従い減免される債務については、再生計画の執行が完了した時点より、債務 者は弁済責任を負わないものとする。

第9章 和議

第95条

債務者は、本法の規定に従い、直接、人民法院に和議を申し立てることができる。また、 人民法院が破産申立を受理してから債務者の破産を宣告する前にも、人民法院に和議を申 し立てることができる。

債務者が和議を申し立てる場合は、和議案を提出しなければならない。

第96条

人民法院は、審査により和議の申立が本法の規定に合致していると認める場合、和議を 裁定し、これを公告し、かつ債権者集会を招集して和議案を検討させるものとする。

債務者の特定財産に対して担保権を享有する権利者は、人民法院が和議の裁定を行った 日より権利を行使することができる。

第97条

債権者集会の和議案の決議の採択は、会議に出席した議決権を有する債権者の過半数が 同意し、かつその代表する債権額が物的担保のない債権総額の3分の2を占めるものとす る。

第98条

債権者集会が和議を採択した場合、人民法院が認可の裁定を行い、和議手続を終結させ、 かつ公告する。管財人は、債務者に財産及び営業事務を引き継ぎ、かつ人民法院に職務執 行の報告を提出しなければならない。

第99条

和議案が債権者集会の決議を経て採択されなかった場合、又はすでに債権者集会において採択された和議案が人民法院の認可を得られなかった場合は、人民法院は和議手続の終結を裁定し、かつ債務者の破産を宣告しなければならない。

第100条

人民法院により認可の裁定を受けた和議案は、債務者及び全ての和議債権者に等しく拘束力を有する。

和議債権者とは、人民法院が破産申立を受理した時点で債務者に対して物的担保のない債権を享有する者をいう。

和議債権者が本法の規定に従い債権の届出を行わなかった場合は、和議案の執行期間中に権利を行使してはならない。和議案の執行が完了した後に、和議案に定める弁済条件に従い権利を行使することができる。

第101条

和議債権者が債務者の保証人及びその他の連帯債務者に対して享有する権利は、和議の影響を受けないものとする。

第102条

債務者は、和議案に定める条件に従い債務を弁済しなければならない。

第103条

債務者の詐欺又はその他の違法行為により成立した和議案について、人民法院は、無効と裁定し、かつ債務者の破産を宣告しなければならない。

前項に定める事由がある場合、和議債権者が和議の執行により受ける弁済は、その他の 債権者が受ける弁済と同等の割合の範囲内に限って、返還しないものとする。

第 104 条

債務者が和議を執行できない又は執行しない場合、人民法院は、和議債権者の請求を受けて、和議の執行終結を裁定し、かつ債務者の破産を宣告しなければならない。

人民法院が和議執行の終結を裁定する場合、和議債権者が和議において行った債権調整 の承諾は、効力を失うものとする。和議債権者が和議の執行により受けた弁済は、依然と して有効であり、弁済を受けていない部分の和議債権は、破産債権とする。

前項に定める債権者は、その他の債権者が自己の受けた弁済と同一の割合に達したときのみに、引き続き配当を受けることができる。

本条第1項に定める事由がある場合、和議の執行により提供された担保は、引き続き有効とする。

第 105 条

人民法院が破産申立を受理した後、債務者が全ての債権者と債権債務の処理について自 ら協議を行い合意に達した場合は、人民法院に認可の裁定及び破産手続の終結を請求する ことができる。

第106条

和議に従い減免された債務は、和議の執行が完了した時点より債務者は弁済責任を負わないものとする。

第10章 破產清算

第1節 破産宣告

第 107 条

人民法院は、本法の規定に従い債務者の破産を宣告する場合、裁定を行った日より5日 以内に、債務者及び管財人に送達し、裁定を行った日より10日以内に既知の債権者に通知 し、かつ公告しなければならない。

債務者が破産宣告を受けた後、債務者は破産者と称し、債務者の財産は破産財産と称し、 人民法院が破産申立を受理した時点で債務者に対して享有する債権は破産債権と称する。

第108条

破産宣告の前に、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、人民法院は、破産手続の終結を裁定し、かつ公告しなければならない。

- (1) 第三者が、債務者のために不足なく担保を提供する、又は債務者のために期限の到来した債務を全て弁済する場合
- (2) 債務者が期限の到来した債務を全て弁済した場合

第109条

破産者の特定財産に対して担保権を享有する権利者は、当該特定財産に対して優先弁済権を享有する。

第110条

本法第 109 条に定める権利を享有する債権者が優先弁済権を行使したが弁済を完全に受けられなかった場合は、その未弁済の債権は一般債権とする。優先弁済権を放棄した場合は、その債権は一般債権とする。

第2節 換価及び配当

第111条

管財人は、速やかに破産財産換価案を作成し、債権者集会に提出して検討に供しなければならない。

管財人は、債権者集会が採択した又は人民法院が本法第65条第1項の規定により裁定した破産財団の換価案に従い、適時に破産財団を換価・売却しなければならない。

第112条

破産財団の換価・売却は、競売により行わなければならない。但し、債権者集会に別途 決議のある場合を除く。 破産企業は、全部又は一部を換価・売却することができる。企業が換価・売却する場合、 そのうちの無形資産及びその他の財産を単独で換価・売却することができる。

国の規定に従い競売できない又は譲渡が制限される財産については、国の定める方式に 従い処理しなければならない。

第113条

破産財団が破産費用及び共益債務を優先的に弁済した後、以下の順位により弁済するものとする。

- (1) 破産者が未払いの従業員賃金及び医療、身体障害者補助及び救済費用、従業員の個人 口座に振り込むべき未払いの基本養老保険及び基本医療保険費用、並びに法律、行政 法規において従業員に支給が義務付けられている補償金
- (2) 破産者が未払いの前項に定める以外の社会保険費用及び破産者の未払い税
- (3) 一般破産債権(原文は「普通破産債権」)

破産財団が同順位の弁済要求を満たすのに不足する場合は、按分して配当する。

破産企業の董事、監事及び高級管理職の賃金は、当該企業の従業員の平均賃金に従い計算する。

第114条

破産財団の配当は、貨幣配当方式により行わなければならない。但し、債権者集会に別途決議のある場合を除く。

第115条

管財人は、速やかに破産財団の配当案を作成し、債権者集会に提出して検討に供しなければならない。

破産財団の配当案には、次の各号に掲げる事項を記載しなけばならない。

- (1) 破産財団の配当に参加する債権者の名称又は氏名、住所
- (2) 破産財団の配当に参加する債権額
- (3) 配当に供することのできる破産財団の金額
- (4) 破産財団配当の順位、配当率及び金額
- (5) 破産財団配当実施の方法

債権者集会において破産財団配当案が採択された後、管財人が当該案を人民法院に提出 して認可の裁定を申請するものとする。

第116条

破産財団配当案は、人民法院の裁定により認可を受けた後、管財人が執行する。

管財人は、破産財団配当案に従い複数回に分けて配当する場合、その回に配当する財産の額及び債権額を公告しなければならない。管財人が最後配当を行う場合は、公告においてその旨を明らかにし、かつ本法第117条第2項に定める事項を明記しなければならない。

第117条

停止条件付又は解除条件付の債権については、管財人はその配当額を供託しなければならない。

管財人が前項の規定に従い供託した配当額は、最後配当の公告日に、停止条件が成就しない場合又は解除条件が成就した場合には、その他の債権者に配当しなければならない。 最後配当の公告日に、停止条件が成就した場合又は解除条件が成就しない場合には、債権者に支払わなければならない。

第118条

債権者が受領していない破産財団の配当額については、管財人は供託しなければならない。債権者が最後配当の公告日より満2か月を経過してもなお受領しない場合は、配当受領の権利を放棄したものとみなし、管財人又は人民法院は供託された配当額をその他の債権者に配当しなければならない。

第119条

破産財団を配当する場合、訴訟又は仲裁において未決の債権については、管財人はその 配当額を供託しなければならない。破産手続が終結した日より満2年が経過してもなお配 当を受領できない場合、人民法院は、供託された配当額をその他の債権者に配当しなけれ ばならない。

第3節 破産手続の終結

第 120 条

破産者に配当に供することのできる財産がない場合、管財人は、人民法院に破産手続終 結の裁定を請求しなければならない。

管財人は、最後配当を完了した後、速やかに人民法院に破産財団配当報告を提出し、かつ人民法院に破産手続終結の裁定を請求しなければならない。

人民法院は、管財人から破産手続終結の請求を受領した日より 15 日以内に、破産手続終 結の是非を裁定しなければならない。終結を裁定した場合は、公告しなければならない。

第 121 条

管財人は、破産手続終結の日より 10 日以内に、人民法院の破産手続終結の裁定を持参し、 破産者のもとの登記機関にて抹消登記手続を行わなければならない。

第122条

管財人は、抹消登記手続を完了した翌日に職務の執行を終了する。但し、訴訟又は仲裁 が未決である場合を除く。

第123条

破産手続が本法第43条第4項又は第120条の規定に従い終結した日より2年以内に、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、債権者は、人民法院に破産財団配当案に従い追加配当を請求することができる。

- (1) 本法第31条、第32条、第33条及び第36条の規定に従い取戻すべき財産があること がわかった場合
- (2) 破産者に配当に供すべきその他の財産があることがわかった場合 前項に定める事由があるが、財産の額が配当費用の支払いに不足する場合は、追加配当 を行わず、人民法院がそれを国庫に納入する。

第124条

破産者の保証人及びその他の連帯債務者は、破産手続の終結後、債権者が破産清算手続 に従い弁済を受けていない債権に対し、法に従い引き続き弁済責任を負うものとする。

第11章 法律責任

第 125 条

企業の董事、監事又は高級管理職が忠実義務、勤勉義務に違反し、就任した企業を破産 に至らせた場合は、法に従い民事責任を負うものとする。

前項に定める事由のある者は、破産手続終結の日より3年間、いかなる企業の董事、監事、高級管理職も担当してはならない。

第126条

債権者集会に列席する義務のある債務者の関係者が、人民法院の召喚を受けても正当な理由なく債権者集会への列席を拒否した場合、人民法院は勾引し、かつ法に従い過料に処することができる。債務者の関係人が本法の規定に違反し、陳述、回答を拒否した場合、又は虚偽の陳述、回答をした場合、人民法院は法に従い過料に処することができる。

第127条

債務者が本法の規定に違反し、財産状況説明、債務台帳、債権台帳、関連の財務会計報告、並びに従業員賃金の支払状況及び社会保険費用の納付状況を人民法院に提出することを拒否した場合又は不実の提供を行った場合、人民法院は、直接の責任者に対し法に従い過料に処することができる。

債務者が本法の規定に違反し、財産、印鑑及び帳簿、文書等の資料を管財人へ提供することを拒否した場合、又は関連の財産の証拠資料を偽造、廃棄して財産状況を不明にさせた場合は、人民法院は直接の責任者に対し法に従い過料に処することができる。

第128条

債務者に本法第31条、第32条及び第33条に定める行為があり、債権者の利益を損ねた場合は、債務者の法定代表者及びその他の直接の責任者は法に従い賠償責任を負うものとする。

第129条

債務者の関係人が本法の規定に違反し、無断で住所地を離れた場合、人民法院は、訓戒、 拘留することができ、法に従い過料に処することができる。

第130条

管財人が本法の規定に従い勤勉に職責を尽くさず、忠実に職務を執行しなかった場合、 人民法院は、法に従い過料に処することができる。債権者、債務者又は第三者に損失をも たらした場合は、法に従い賠償責任を負うものとする。

第131条

本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第12章 附則

第 132 条

本法の施行後、破産者が本法の公布日より前に発生した未払いの従業員賃金、医療、身体障害者補助及び救済費用、従業員の個人口座に振り込むべき未払いの基本養老保険及び基本医療保険費用、並びに法律、行政法規において従業員に支給が義務付けられている補償金については、本法第113条の規定に従い弁済を受けた後に、完全に弁済されなかった部分は、本法第109条に定める特定財産をもって、当該特定財産に対して担保権を享有する権利者より優先して弁済を受けるものとする。

第133条

本法の施行前に国務院が定めた期間及び範囲内の国有企業が破産する特殊事項については、国務院の関連規定に従い処理するものとする。

第134条

商業銀行、証券会社、保険会社等の金融機構に本法第2条に定める事由がある場合、国務院金融監督管理機構は、人民法院に対し、当該金融機構に対する再生又は破産清算の申立を行うことができる。国務院金融監督管理機構が法に従い重大な経営リスクの発生した金融機構に対して接収・管理、委託管理等の措置を講じる場合は、人民法院に対し、当該金融機構を被告又は被執行人とする民事訴訟手続又は執行手続を中止するよう申し立てることができる。

金融機構が破産する場合について、国務院は、本法及びその他の関連する法律の規定に従い実施規則を制定することができる。

第135条

法律に定める企業法人以外のその他の組織の清算が破産清算に属する場合は、本法に定める手続を準用する。

第136条

本法は、2007年6月1日より施行するものとし、「中華人民共和国企業破産法(試行)」は同時に廃止する。

監督法

[中国人民共和国各级人民代表大会常务委员会监督法]

第53令

「中華人民共和国各級人民代表大会常務委員会監督法」は、すでに中華人民共和国第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 23 回会議により 2006 年 8 月 27 日に採択され、ここに公布するものとし、2007 年 1 月 1 日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤 2006 年 8 月 27 日

目次

- 第1章 総則
- 第2章 人民政府、人民法院及び人民検察院の特定活動報告の聴取及び審議
- 第3章 決算の審査及び認可、国民経済及び社会発展計画、予算執行状況報告の聴取及び 審議、監査活動報告の聴取及び審議
- 第4章 法律法規の実施状況に対する検査
- 第5章 規範性文書の届出審査
- 第6章 質問及び質疑
- 第7章 特定問題調査
- 第8章 免職案の審議及び決定
- 第9章 附則

第1章 総則

第1条

全国人民代表大会常務委員会及び県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会が法に従い監督の職権を行使することを保障し、社会主義的民主主義を発展させ、法に基づく統治 国家を推進するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条

各級人民代表大会常務委員会は、憲法及び関連法律の規定に基づき、監督の職権を行使 する。

各級人民代表大会常務委員会が監督の職権を行使する手続に、本法を適用する。本法に 規定がない場合は、関連法律の規定を適用する。

第3条

各級人民代表大会常務委員会による監督の職権行使は、国家活動の大局にかかわり、経済建設を中心とし、中国共産党の指導を堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論及び「三つの代表」の重要思想を堅持し、人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、改革開放を堅持しなければならない。

第4条

各級人民代表大会常務委員会は、民主集中制の原則に従い、監督の職権を集団で行使する。

第5条

各級人民代表大会常務委員会は、当該級人民政府、人民法院及び人民検察院の業務に対して監督を実施し、法に基づく行政及び公正な司法を促進する。

第6条

各級人民代表大会常務委員会が監督の職権を行使する状況については、当該級人民代表 大会に報告し、監督を受けなければならない。

第7条

各級人民代表大会常務委員会が監督の職権を行使する状況は、社会に公開するものとする。

第2章 人民政府、人民法院及び人民検察院の特定活動報告の聴取及び審議 第8条

各級人民代表大会常務委員会は、毎年、改革・発展・安定の大局及び民衆の切実な利益 に関係し、広く社会の関心を集める重要な問題をいくつか選択し、当該級人民政府、人民 法院及び人民検察院の特定活動報告に対する聴取及び審議を計画的に実施する。

常務委員会が特定活動報告を聴取及び審議する年度計画は、委員長会議又は主任会議による採択を経て、常務委員会の構成員に配布し、かつ社会に公布する。

第9条

常務委員会が当該級人民政府、人民法院及び人民検察院の特定活動報告を聴取及び審議する議題は、次の各号に掲げる経緯により反映された問題に基づき確定する。

- (1) 当該級人民代表大会常務委員会が法律執行検査の過程で発見した顕著な問題
- (2) 人民政府、人民法院及び人民検察院の業務に対して提出された提案、批評及び意見が 集中的に反映された問題
- (3) 当該級人民代表大会常務委員会の構成員の提出が比較的集中した問題

- (4) 当該級人民代表大会の専門委員会、常務委員会業務機構が調査研究中に発見した顕著な問題
- (5) 人民の投書や来訪が集中的に反映された問題
- (6) 広く社会の関心を集めるその他の問題

人民政府、人民法院及び人民検察院は、当該級人民代表大会常務委員会に特定活動の報告を要求することができる。

第10条

常務委員会が特定活動報告を聴取及び審議する前に、委員長会議又は主任会議は、当該級人民代表大会常務委員会の構成員及び当該級人民代表大会の代表に関連活動に対する視察又は特定テーマの調査研究を行わせることができる。

常務委員会は、視察又は特定テーマの調査研究に参加する代表者を常務委員会会議に列席させ、特定活動報告を聴取し、意見の提出を求めることができる。

第11条

常務委員会が特定活動報告を聴取及び審議する前に、常務委員会事務機構は、当該活動に対する各方面の意見をまとめ、当該級人民政府、人民法院又は人民検察院に提出して検討させ、かつ特定活動報告において回答させなければならない。

第12条

人民政府、人民法院又は人民検察院は、常務委員会が会議を開催する 20 日前までに、その事務機構から特定活動報告を当該級人民代表大会の関連専門委員会又は常務委員会の関連業務機構に送付して、意見を求めなければならない。人民政府、人民法院又は人民検察院が報告を修正した後、常務委員会が会議を開催する 10 日前までに常務委員会に送付する。

常務委員会事務機構は、常務委員会が会議を開催する7日前までに、特定活動報告を常 務委員会の構成員に配布しなければならない。

第13条

特定活動報告は、人民政府、人民法院又は人民検察院の責任者が当該級人民代表大会常務委員会に報告するものとするが、人民政府は関連部門の責任者に当該級人民代表大会常務委員会への報告を委託することもできる。

第14条

常務委員会の構成員は、特定活動報告の審議意見に対して、当該級人民政府、人民法院又は人民検察院に提出し検討処理に付す。人民政府、人民法院又は人民検察院は、検討処

理状況を、その事務機構が当該級人民代表大会の関連専門委員会又は常務委員会の関連業務機構に送付して意見を求めた後、常務委員会に書面報告を提出しなければならない。常務委員会が必要と認める場合は、特定活動報告に対して決議を行うことができる。当該級人民政府、人民法院又は人民検察院は、決議に定める期間内に、決議の執行状況を常務委員会に報告しなければならない。

常務委員会が聴取した特定活動報告及び審議意見、及び人民政府、人民法院又は人民検察院の審議意見に対する検討処理状況又は決議の執行状況は、当該級人民代表大会に通知し、かつ社会に公布する。

第3章 決算の審査及び認可、国民経済及び社会発展計画、予算執行状況報告 の聴取及び審議、監査活動報告の聴取及び審議

第15条

国務院は、毎年6月に、前年度の中央決算の草案を全国人民代表大会常務委員会に提出 して審査及び承認を受けなければならない。

県級以上の地方各級人民政府は、毎年6月から9月までの間に、前年度の当該級決算草 案を当該級人民代表大会常務委員会に提出して審査及び承認を受けなければならない。

決算草案は、当該級人民代表大会が承認した予算に定める科目に従い作成しなければならず、予算額、調整額又は変更額、及び実際の執行額とに分けて記載し、かつ説明しなければならない。

第16条

国務院及び県級以上の地方各級人民政府は、毎年6月から9月までの間、当該級人民代表大会常務委員会に当年度の前段階の国民経済及び社会発展計画、予算の執行状況を報告しなければならない。

第17条

国民経済及び社会発展計画、予算が人民代表大会の承認を受けた後に執行の過程で部分的調整を行う必要が生じた場合は、国務院及び県級以上の地方各級人民政府は、調整案を 当該級人民代表大会常務委員会に提出し、審査及び承認を受けなければならない。

異なる予算科目間の資金調整を厳格にコントロールする。予算が配分された農業、教育、科学技術、文化、衛生、社会保障等の資金を減らす必要がある場合は、国務院及び県級以上の地方各級人民政府は、当該級人民代表大会常務委員会に提起して審査及び承認を受けなければならない。

国務院及び県級以上の地方各級人民政府の関連主管部門は、当該級人民代表大会常務委員会が会議を開催して予算調整案の審査及び承認を行う1か月前に、予算調整の仮案を当

該級人民代表大会財政経済委員会に送付して仮審査を受けなければならない、又は常務委 員会の関連業務機構に送付して意見を求めなければならない。

第18条

常務委員会は、決算案及び予算執行状況報告について、以下の内容を重点的に審査する。

- (1) 予算収支均衡状況
- (2) 重点支出の配分及び資金準備状況
- (3) 予算を超える収入の処置及び使用状況
- (4) 部門予算制度の確立及び執行状況
- (5) 下級財政部門への移転支出状況
- (6) 当該級人民代表大会の予算承認に関する決議の執行状況

前項の規定を除き、全国人民代表大会常務委員会は、さらに国債の残高状況を重点的に 審査しなければならない。県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会は、さらに上級財 政部門の補助資金の処置及び使用状況を重点的に審査しなければならない。

第19条

常務委員会は、毎年、決算を審査及び承認すると同時に、当該級人民政府が提出した監査機関の前年度予算の執行及びその他財政収支の監査業務報告を聴取及び審議しなければならない。

第20条

国民経済及び社会発展計画の執行状況報告、予算執行状況報告及び監査業務報告に対する常務委員会構成員の審議意見は、当該級人民政府に提出して検討処理に付す。人民政府は、検討処理状況を常務委員会に書面で報告しなければならない。常務委員会が必要と認める場合は、監査業務報告に対して決議を行うことができる。当該級人民政府は、決議に定める期間内に、決議の執行状況を常務委員会に報告しなければならない。

常務委員会が聴取した国民経済及び社会発展計画執行状況報告、予算執行状況報告、監査業務報告及び審議意見、並びに審議意見の検討処理状況又は決議執行状況に対する人民政府の報告は、当該級人民代表大会に通知しかつ社会に公布する。

第21条

国民経済及び社会発展 5 か年計画が人民代表大会の承認を受けた後、実施の中期段階に おいて、人民政府は、計画実施状況の中期評価報告を当該級人民代表大会常務委員会の審 議に提出しなければならない。中期評価の結果、計画を調整する必要がある場合は、人民 政府は調整案を当該級人民代表大会常務委員会に提出して審査及び承認を受けなければならない。

第4章 法律法規の実施状況に対する検査

第22条

各級人民代表大会常務委員会は、本法第9条に定める経緯を参照し、毎年、改革・発展・ 安定の大局及び民衆の切実な利益に関係し、広く社会的関心を集めているいくつかの重要 な問題を選択し、計画的に関連法律、法規の実施状況に対して法律執行の検査を行う。

第23条

常務委員会の年度法律執行検査計画は、委員長会議又は主任会議の採択を経て、常務委員会の構成員に配布し、かつ社会に公布する。

第24条

常務委員会は、年度法律執行検査計画に基づき、少数精鋭、効率の原則に則り、法律執行検査班を構成する。

法律執行検査班の構成員は、当該級人民代表大会常務委員会の構成員及び当該級人民代表大会の関連専門委員会の構成員の中から確定し、かつ当該級人民代表大会の代表を招聘 して参加させることができる。

第25条

全国人民代表大会常務委員会及び省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会は、必要に基づき、1級下の人民代表大会常務委員会に、当該行政区域における関連の法律、法規の実施状況に対する検査を委託することができる。委託を受けた人民代表大会常務委員会は、検査状況を書面で1級上の人民代表大会常務委員会に提出しなければならない。

第26条

法律執行検査の終了後、法律執行検査班は、速やかに法律執行検査報告を提出しなければならず、委員長会議又は主任会議が常務委員会の審議への提出を決定する。

法律執行検査報告には、次の各号に掲げる内容を含む。

- (1) 検査対象の法律、法規の実施状況に対して評価を行い、法律執行において存在する問題及び法律執行業務の改善意見を提出する。
- (2) 関連法律、法規に対する修正改善の意見を提出する。

第27条

常務委員会の構成員は、法律執行検査報告に対する審議意見を法律執行検査報告と併せて当該級人民政府、人民法院又は人民検察院に提出して検討処理に付す。人民政府、人民法院又は人民検察院は、検討処理状況を、その事務機構が当該級人民代表大会の関連専門委員会又は常務委員会の関連業務機構に送付して意見を求めた後、常務委員会に報告しなければならない。必要なときは、委員長会議又は主任会議が常務委員会の審議への提出を決定する、又は常務委員会が追跡検査を行う。常務委員会は、当該級人民代表大会の関連専門委員会又は常務委員会の関連業務機構に追跡検査を委託することもできる。

常務委員会の法律執行検査報告及び審議意見、及びその検討処理状況に関する人民政府、人民法院又は人民検察院の報告は、当該級人民代表大会に通知しかつ社会に公布する。

第5章 規範性文書の届出審査

第28条

行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例、規則の届出、審査及び取消は、立法法の関連規定に従い処理する。

第29条

県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会が1級下の人民代表大会及びその常務委員会の行った不適切な決議、決定、並びに当該級人民政府が公布した不適切な決定、命令を審査、取消する手続は、省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会が立法法の関連規定を参照して、具体的な規定を制定する。

第30条

県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会は、1級下の人民代表大会及びその常務委員会の行った決議、決定及び当該級人民政府の公布した不適切な決定、命令に対し、審査の結果、次の各号に掲げる不適切な事由があると認める場合、これを取り消す権利を有する。

- (1) 法定権限を越えて、公民、法人及びその他の組織の合法的権利を制限又は剥奪し、或いは公民、法人及びその他の組織の義務を増やした場合
- (2) 法律、法規の規定に抵触する場合
- (3) その他不適切な事由がある場合は、これを取り消さなければならない。

第31条

最高人民法院、最高人民検察院が行った裁判、検察業務における具体的な法律適用に関する解釈は、公布された日より30日以内に全国人民代表大会常務委員会に届け出なければならない。

第32条

国務院、中央軍事委員会及び省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会は、最高人民法院、最高人民検察院の行った具体的な法律適用の解釈が法律の規定に抵触すると認める場合、又は最高人民法院、最高人民検察院との間で相手方の出した具体的な法律適用の解釈が法律の規定に抵触すると認める場合、全国人民代表大会常務委員会に書面で審査実施の要求を提出することができ、常務委員会業務機構が関連専門委員会に送付して審査させ、意見を提出させる。

前項に定める以外の他の国家機関及び社会団体、企業・事業組織並びに公民が、最高人民法院、最高人民検察院の行った具体的な法律適用の解釈が法律の規定に抵触すると認める場合は、全国人民代表大会常務委員会に書面により審査実施の要求を提出することができ、常務委員会業務機構が検討し、必要なときは、関連専門委員会に送付して審査させ、意見を提出させる。

第33条

全国人民代表大会法律委員会及び関連専門委員会は、審査の結果、最高人民法院又は最高人民検察院の行った具体的な法律適用の解釈が法律の規定に抵触すると認めるにもかかわらず、最高人民法院又は最高人民検察院が修正しない又は廃止しない場合、最高人民法院又は最高人民検察院に修正、廃止要求の議案を提出し、又は全国人民代表大会常務委員会の法律解釈を求める議案を提出することができ、委員長会議により常務委員会の審議への提出を決定する。

第6章 質問及び質疑

第34条

各級人民代表大会常務委員会会議が議案及び関連報告を審議する場合、当該級人民政府 又は関連部門、人民法院又は人民検察院は、関連責任者を派遣して会議に参加させ、意見 を聴取し、質問に回答しなければならない。

第35条

全国人民代表大会常務委員会の構成員は10名以上の連名により、省、自治区、直轄市、自治州、区を設ける市人民代表大会常務委員会の構成員は5名以上の連名により、県級人民代表大会常務委員会の構成員は3名以上の連名により、常務委員会に書面で当該級人民政府及びその部門及び人民法院、人民検察院に対する質疑案を提出することができる。

質議案は、質疑の対象、質疑の質問及び内容を明記しなければならない。

第36条

質議案については、委員長会議又は主任会議が、質疑を受けた機関に提出し、回答させることを決定する。

委員長会議又は主任会議は、質疑を受けた機関が常務委員会会議において又は関連専門 委員会の会議において口頭で回答するか、又は質疑を受けた機関が書面で回答すかを決定 することができる。専門委員会会議において回答する場合は、質疑案を提起した常務委員 会の構成員が会議に列席し、意見を発表する権利を有する。委員長会議又は主任会議が必 要と認める場合は、質疑案に対する回答の状況報告を常務委員会会議に配布することがで きる。

第37条

質疑案を提出した常務委員会構成員の過半数が、質疑を受けた機関の回答に満足しない場合は、要求を提出することができ、委員長会議又は主任会議の決定を経て、質疑を受ける機関が改めて回答する。

第38条

質議案を口頭で回答する場合は、質疑を受けた機関の責任者が会議に参加して回答する ものとする。質議案を書面で回答する場合は、質疑を受けた機関の責任者が署名するもの とする。

第7章 特定問題調査

第39条

各級人民代表大会常務委員会が自らの職権範囲内に属する事項に対し決議、決定を行う 必要があるが、関連する重大な事実が明らかでない場合は、特定問題についての調査委員 会を設立することができる。

第40条

委員長会議又は主任会議は、当該級人民代表大会常務委員会に特定問題に関する調査委員会の設立を提案し、常務委員会の審議に提出することができる。

5分の1以上の常務委員会の構成員が書面に連名した場合は、当該級人民代表大会常務委員会に特定問題に対する調査委員会の設立を提案することができるものとし、委員長会議又は主任会議が常務委員会の審議にかけるかを決定するか、又は先に関連する専門委員会の審議にかけて、報告を提出させた上で常務委員会の審議に提出することを決定する。

第41条

調査委員会は、主任委員、副主任委員及び委員により構成され、委員長会議又は主任会 議が当該級人民代表大会常務委員会の構成員及び当該級人民代表大会の代表の中から指名 し、常務委員会の審議に提出して承認を受ける。調査委員会は、関連の専門家を招聘して 調査業務に参加させることができる。

調査する問題と利害関係を有する常務委員会構成員及びその他の人員は、調査委員会に 参加してはならない。

第42条

調査委員会が調査を行う場合、関連の国家機関、社会団体、企業・事業組織及び公民のいずれも必要な資料を提出する義務を有する。

資料を提出する公民が資料の出所に対して秘密保持を要求する場合、調査委員会は、秘密を保持しなければならない。

調査委員会は、調査の過程で調査の状況及び資料を公布しなくてもよい。

第43条

調査委員会は、それを成立させた常務委員会に調査報告を提出しなければならない。常 務委員会は、報告に基づき、相応の決議、決定を出すことができる。

第8章 免職案の審議及び決定

第44条

県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会は、当該級人民代表大会の閉会期間に、当該級人民政府の個別の副省長、自治区の副主席、副市長、副州長、副県長、副区長の職務の解任を決定することができる。自らが任命した当該級人民政府のその他の構成員及び人民法院の副院長、庭長、副庭長、裁判委員会の委員、裁判員、人民検察院の副検察長、検察委員会委員、検察員、中級人民法院院長、人民検察院分院検察長の職務を解任することができる。

第45条

県級以上の地方各級人民政府、人民法院及び人民検察院は、当該級人民代表大会常務委員会に本法第44条に定める国の職員の免職案を提出することができる。

県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会主任会議は、常務委員会に本法第 44 条に定める国の職員の免職案を提出することができる。

県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会の5分の1以上の構成員の書面による連名により、常務委員会に本法第44条に定める国の職員の免職案を提出することができるものとし、主任会議により常務委員会の審議へ提出するか否かを決定する。又は、主任会議が提案し、全体会議の決定を経て、調査委員会を構成し、以降の常務委員会会議が調査委員会の報告に基づき審議決定する。

第46条

免職案は、免職する対象及び理由を明記し、かつ関連する資料を提出しなければならない。

免職案が決議にかけられる前に、免職を提起された者は、常務委員会の会議において弁明意見を提出する、又は書面により弁明意見を提出する権利を有するものとし、主任会議が常務委員会会議への配布を決定する。

免職案の決議は無記名投票の方式を採用するものとし、常務委員会構成員全体の過半数により採択するものとする。

第9章 附則

第47条

省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会は、本法及び関連法律に基づき、当地の 実情と結びつけて、実施規則を制定することができる。

第48条

本法は、2007年1月1日より施行する。

「第11次5か年計画」資源総合利用指導意見

「中国共産党中央による国民経済及び社会発展の第 11 次 5 か年計画の制定に関する建議」において、資源節約を基本国策とし、循環経済を発展させ、生態環境を保護し、資源節約型及び環境友好型社会の建設を加速することが明確に打ち出された。資源総合利用の展開は、資源節約の基本政策を実施し、経済成長方式を転換し、循環経済を発展させ、資源節約型及び環境友好型社会を建設する上での重要な手段及び緊急の任務である。「中華人民共和国国民経済及び社会発展第 11 次 5 か年計画要綱」、「国務院による節約型社会の建設を適切に行うための短期重点業務に関する通知」(国発[2005]21 号)及び「国務院による循環経済の発展を加速することに関する若干の意見」(国発[2005]22 号)に基づき、ここに「第 11 次 5 か年計画」資源総合利用指導意見を検討し、提出する。

一 資源総合利用の現状

「第9次5か年計画」以来、国家政策の指導及び支援のもとで、我が国の資源総合利用 規模が不断に拡大し、利用分野が次第に開拓され、技術レベルが日々向上し、産業化のプロセスが絶えず加速し、顕著な経済効果、環境効果及び社会効果を得られるようになり、 資源制限及び環境圧力の緩和、並びに経済社会の持続可能な発展の促進に対して重要な役割を発揮した。

(一) 資源総合利用規模の不断の拡大

2005 年、我が国の共生、随伴鉱物資源の約3分の1が総合開発を実現した。共生・随伴 鉄金属の30種以上の鉱物のうち、20種以上が総合利用できるようになった、共生・随伴非 鉄金属の成分の70パーセント以上を総合利用できるようになった。炭坑の鉱山ガスの抽 出・放出利用率は33パーセントであった。2005年固体廃棄物の総合利用量は7.7億トン、 利用率は56.1パーセントに達し、「第9次5か年計画」末と比較して4.3ポイント上昇し た。このうち、微粉炭、ボタ石の総合利用率がそれぞれ65パーセントと60パーセントに 達し、それぞれ7ポイントと17ポイント上昇した。2005年、固体廃棄物を利用して生産し た新型壁材の総量は我が国の壁材総量の40パーセントを占め「第9次5か年計画」末と比 較して11ポイント上昇した。

全国にはすでに廃棄物回収ネットワーク、及び区域性金属スクラップ、廃プラスチック、紙くず等の集散市場が都市と農村の至る所で形成され、非鉄金属、紙パルプ等の製品は3分の1近くの原料がリサイクル資源によるものであり、すでに資源供給の重要ルートの1つとなっている。2005年、我が国が回収利用した廃棄鉄鋼は6909万トン、紙くず3500万トン以上、廃プラスチック1096万トンである。いずれも「第9次5か年計画」末と比して倍以上の増加である。50パーセント以上のバナジウム、22パーセント以上の金、50パーセ

ント以上のパラジウム、ジスプロジウム、ガリウム、インジウム、ゲルマニウム等のレアメタルが総合利用によるものである。林木の「三剰物」を利用した人工板材の生産はすでに産業化され、ごみ焼却、埋立ガスの利用及びゴミ堆肥等もすでに展開されている。2005年、家禽・家畜の糞尿を利用して生産したメタンガスは80億立方メートルに達した。

(二) 資源総合利用技術レベルの日々の向上

我が国の資源総合利用技術の設備レベルは絶えず向上し、産業化のプロセスも不断に加速している。新型高効率事前処理技術及び浮遊選鉱薬剤の応用によって、金、銀を含んだ多金属鉱の総合回収が促進された。スラグ回収及び磁選付加価値加工技術の応用は、転炉スラグ、電炉スラグ等の幅広い総合利用を可能とした。廃材の利用による設備製造の国産化が基本的に実現し、ボタ石 100%からレンガを生産する技術設備はすでに国際先進レベルに達している。微粉炭の総合利用は、大量投入、高付加価値方向へと発展している。燃料用ボタ石、炭泥等の低カロリー燃料発電の循環流動床ボイラー容量はすでに 450 トン/時に達し、廃棄物の利用効率及び発電効率が高まっただけでなく、汚染物の排出も有効に低減した。動植物の廃油を利用したディーゼル生産技術も産業化が実現された。廃棄金属の利用方法は、新たな技術突破を実現し、伝統的な再製錬を主とした方法から各種製品の製造へと転換し、直接利用の比重が著しく向上した。

(三) 資源総合利用による経済、環境及び社会的効果の獲得

資源総合利用は多くの企業に構造調整、経済効果の向上、環境改善、雇用機会創造を促す重要な手段となり、新たな経済成長点となり、さらには石炭業界が再生産業(原文は「接続産業」)を発展させるための重点となった。全国には総合利用による生産高及び利益が企業の総生産高及び利益の過半数を占める先進企業が多く出現し、経済発展及び環境保護における Win-Win を実現した。2005 年、セメント原料の 20 パーセント、壁材の 40 パーセントが工業固体廃棄物から生産されており、固体廃棄物の利用合計は 5 億トンにのぼり、土地の占用が 15 万ムー¹減少し、著しい環境効果を挙げることができた。2005 年、燃料用ボタ石発電機が 900 万キロワット分取り付けられ、9 万人以上の雇用を創出できた。

(四) 奨励及び支援政策の日々の改善

国は、資源総合利用を奨励する一連の政策、特に税収減免の優遇政策を相次いで公布し、 資源総合利用の開発に対する企業の積極性を極力引き出すようにした。国の資源総合利用 の優遇政策を徹底的に実施し、企業の資源総合利用及び税収管理強化を指導及び規範化す るために、資源総合利用認定管理業務を展開し、かつ技術の進歩と結びつけて「資源総合 利用目録」を改正し、国の資源総合利用における税収、運用等の面における優遇政策の指

-

¹ MHM 訳注:1ムーは6.667 アール。

導及び奨励の役割を真に発揮した。国は、田畑を潰すことによるレンガ製造(原文は「田 毀焼磚」)を抑制するため、壁材専門基金を徴収し、固体廃棄物を原料とした新型壁材の 生産を推進し、同時に中の詰まった粘土煉瓦(原文は「実心粘土砖」)の生産に対する制 限性政策を公布し、新型壁材の迅速な発展を積極的に推進し、資源総合利用製品のために さらに大きな市場需要を創造した。

(5) 存在する主な問題

まず、資源総合利用の重要性及び切迫性に対する認識が不足していることである。企業の中には、これまで長い間、資源総合利用を資源供給の重要な源とみなさず、単に廃物処理の措置としてしか考えていなかったような企業もあり、そういった企業の資源総合利用の重要性に対する認識がさらに高まることが待たれ、資源総合利用の重要性及び切迫性に対する認識をさらに一歩向上させなければならない。

次に、法規が不完全で、政策の実施が困難なことである。我が国には資源総合利用の専門法規がなく、国は一連の企業による資源総合利用推進に関する規範性文書を公布したものの、現行政策の連続性及び政策の支援力はまだ状況発展の需要に適応できていない。一部の地域には、政策の実施が困難で、執行に偏りがある等の問題がなおも存在している。

三つ目に、技術設備が旧式で、革新能力が弱いことである。自主知的財産権を有する技術及び設備がなく、重大な牽引作用を備えた共通性及び核心技術の開発が不十分で、多くの再生可能な廃棄物が相応に開発利用されるまでに至っていない。総合利用製品の中には技術含有量が低く、付加価値が高くなく、競争力が弱いものがある。

四つ目に、基礎業務が脆弱で、業務能力の確立が遅々として進まないことである。国民 経済発展統計システムには資源総合利用の基礎データに対する統計が欠如しており、統計 データが不完全で、方法が不統一で、基礎データが欠落しており、情報交流がスムーズで ないために、マクロコントロールの基礎資料として使えない。

二 直面する情勢及び任務

改革開放以来、中国経済の発展は世界が注目する成果を挙げた。だが、粗放型の経済成長方式は根本的に転換されておらず、資源制約の矛盾が日増しに顕著となり、環境圧力がますます大きくなっている。「第11次5か年計画」は、我が国が全面的に小康社会を建設するうえでカギとなる時期であり、我々は未曾有の発展の好機に直面していると同時に、各方面からの厳しい挑戦も突きつけられている。最も顕著な挑戦は、経済発展に対する資源、環境の制約である。人口増加及び工業化、都市化のプロセスの加速に伴い、資源消費の度合いがさらに強まることに伴い、経済成長方式の転換を急ぎ、資源利用効率を高める必要がある。我が国の資源総合利用レベルは、先進国と比べてかなりの開きがある。我が国の鉱物資源総実収率(原文は「総回収率」)及び共生・随伴鉱物資源の総合利用率はそ

れぞれ30パーセントと35パーセント程度であり、国外の先進国レベルと比して20ポイントも低い。我が国の木材総合利用率は約60パーセントであるが、先進国では一般的に80パーセント以上である。このほか、我が国の大量の廃棄・中古家電及び電子製品、非鉄金属スクラップ、紙くず、廃プラスチック、廃ガラス、廃材・中古木材等は未だ有効利用されるに至っておらず、資源の浪費である上に、環境汚染ともなっている。しかしこれは逆に我が国の資源総合利用の潜在力は非常に大きいということを意味している。

資源総合利用は、資源の持続可能利用の保障に有利であり、環境汚染の圧力を軽減する。推計によると、2010年までに、鉱物の資源総合利用及び資源利用効率の向上によって、毎年、国のために提供できる鉱石の生産量は、石炭 2.5 億トン、炭層ガス 32.5 億立方メートル、石油については 700 万トンと予測され、内訳は低品位及び利用が難しい埋蔵量の利用によるものが 500 万トン、採掘残留鉱を利用したものが 100 万トン、非従来的なオイル・シェール及びオイル・サンドの資源を利用して生産した石油が 100 万トンとなっている。我が国の固体廃棄物の総合利用率が 1 ポイント上昇すれば、毎年約 1000 万トンの廃棄物の排出を減少させることが可能となる。微粉炭の総合利用率が 1 ポイント上昇すれば、200 万トン近くの排出を減少させることが可能となり、極めて大きく環境を改善することが出来る。

資源総合利用は、科学的発展観を実行し、資源節約の基本国策を実施し、循環経済を発展させ、資源利用効率を向上させ、生態環境を保護し、節約型及び環境友好型社会を建設し、持続可能な発展を実現させる重要な措置であり、戦略及び全局的視野を備えた資源総合利用の意義の重要性を十分に認識しなければならない。

三 資源総合利用の指導思想及び発展目標

(1) 指導思想

資源節約の基本国策の実施を真摯に貫徹し、科学的発展観を指導とし、「各地の実情に応じた適切な規則の制定、利用の奨励、重点の突破、全面的推進」の方針を堅持し、資源利用効率及び効果の向上を目標とし、技術革新及び制度刷新を原動力として、企業を実施主体とし、法制度の確立を強化し、政策措置を整備し、政府が大々的に推進し、市場を有効に駆り立て、かつ社会全体が積極的に参与する、我が国の国情に適った資源総合利用のマクロ管理体系を徐々に確立し、循環経済の発展を促進し、資源節約型、環境友好型社会を建設する。

(2) 基本原則

1 利用拡大、効率的利用及びクリーン利用の原則を堅持する。大量かつ広範で、資源化潜在力の大きな廃棄物回収と再生利用を重点的に推進し、産業チェーンを合理的に延長し、

高付加価値の総合利用製品を開発し、二次汚染を減少させ、資源利用効率を向上させ、 経済効果、社会効果及び環境効果の有機的統一を実現する。

- 2 政策による奨励の原則を堅持する。政策による奨励及び指導作用を継続的に発揮し、相応の奨励政策を整え、現行政策を真摯に実行し、市場主体が資源総合利用業務を積極的に展開するよう促す。
- 3 市場牽引の原則を堅持する。市場の資源配置の基礎的役割を十分に発揮させ、資源総合 利用を、真に企業の生産コスト削減、資源利用効率向上、廃棄物排出減少の重要措置、 及び企業の健全な発展の原動力とならしめるようにする。
- 4 技術促進の原則を堅持する。技術革新を奨励し、研究開発能力を向上させ、先進的かつ 適応技術の普及・応用を推進し、技術集約及び産業化を通じて資源総合利用産業発展の 市場化、規範化及び集約化を促進する。
- 5 全社会的参与の原則を堅持する。企業は主動的に資源総合利用の責任及び義務を負う。 仲介機構は積極的にパイプ的役割を発揮する。公衆は非合理的な消費方式を改め、廃棄 物の分類及び回収に進んで参加する。政府は率先して模範的役割を発揮する。

(3) 発展目標

2010年までに、鉱物資源の総実収率と共生・随伴鉱物の総合利用率については、2005年を基準にして各5ポイント引き上げるようにし、各々35パーセント、40パーセントに到達させる。

工業固体廃棄物の総合利用率を 60 パーセントに到達させ、このうち微粉炭の総合利用率 は 75 パーセント、ボタ石は 70 パーセント、尾鉱は 10 パーセント、製錬くずは 86 パーセントに達するようにする。硫石膏を基本的に全部利用するようにし、燐灰石等の化学工業 固型廃棄物の利用を著しく成長させる。

主要再生資源の回収・利用量を 65 パーセントまで引き上げ、再生銅、アルミニウム、鉛の生産量に占める割合をそれぞれ 35 パーセント、25 パーセント、30 パーセントに到達させる。木材総合利用率については、現状の 60 パーセント前後から 70 パンセーント前後に引き上げる。

2010年までに、資源総合利用産業を急速に発展させ、資源利用効率を有効かつ大幅に高め、同種製品における総合利用製品の割合を徐々に高め、一定の規模を有し、高度な技術設備レベルを備え、資源利用率が高く、廃棄物排出量が比較的少ない総合利用企業グループを形成する。

四 資源総合利用の重点分野及び重点プロジェクト

重点分野

(一) 鉱物資源総合利用

重点は、大量、不足、稀少金属等の重要な鉱物資源の総合利用である。

1 エネルギー鉱物

石炭工業は、石炭系オイル・シェール、カオリン等の共生・随伴鉱物資源の総合開発利用を積極的に推進する。コールヘッドメタンの地表の掘削・採掘及び坑内の鉱山ガスの採集及びコールヘッドメタン(鉱山ガス)の総合利用を大きく発展させる。

石油・石油化学工業は、水攻法採掘、集約採掘法(原文は「聚駆開採」)を発展させ、利用が難しい埋蔵量の開発利用を推進する。オイル・サンド、オイル・シェールの工業 化利用を発展させる。循環流動床ボイラー燃料用の高硫黄石油コークス技術を推進する。 油田及び石油精製過程におけるトーチガス、酸性ガス等の廃ガス回収及び総合利用を推 進する。

2 鉄金属鉱物

中・低品位鉄鉱、低品位マンガン鉱、ホウ素・マグネシウム・鉄鉱、錫・鉄鉱等の選鉱が難しく利用困難な資源については、総合利用の技術研究力を強化し、鄂西鮞状の赤鉄鉱、微細で選鉱が難しい金鉱石鉱、燐・炭酸を含むマンガン鉱等の選鉱の新加工技術を重点的に突破し、複合磁場選択設備、大型多磁極永久磁石磁気選別機、超伝導磁気選別機、事前選別(原文は「預選**抛**廃」)等の設備を研究開発し、生産過程における自動制御と情報化技術を発展させ、規模化、集約化した技術を形成し、我が国が調査により明らかにした埋蔵量の利用率を向上させる。

3 非鉄金属及び希少金属鉱物

国に供給が足りない銅、ニッケル、鉛、亜鉛、アルミニウム等の鉱物については、独自の特色を有する選鉱・製錬加工技術を研究開発し、非鉄金属の共生・随伴鉱物資源を総合開発、利用する。高効率、低コスト、低汚染の加圧浸出技術、バイオリーチング技術、処理の難しい鉱物の選鉱・製錬を合体させた新技術、鉱石マグマ電解技術を重点的に開発する。鉱物の分離、濃縮及び総合利用の新しい技術、加工工程及び設備を開発する。希土類金属鉱の資源総合利用及び複雑で処理の難しい貴金属共生鉱の、選鉱及び製錬過程における総合回収及び総合利用を強化する。処理の難しい貴金属鉱の循環流動化燃焼技術、無毒浸出薬剤、処理の難しい稀少金属生物酸化技術、地下及び現場での溶浸技術を開発する。

4 非金属鉱物

共生・随伴非金属鉱物資源の総合利用及び高付加価値加工(原文は「深加工」)を発展させる。塩湖資源を合理的に利用し、リチウム、ホウ素、カリウム資源の保障を強化する。燐鉱石、ホウ素鉱、滑石、及びグラファイト、蛍石、石灰石、カオリン、石英等の総合利用を強化する。

(二) 「三廃」総合利用

重点は、大量で、堆積量が多く、資源化の潜在力が高い廃棄物の資源化利用である。

1 固体廃棄物

製錬くず、鉱山の尾鉱等の回収価値の高い金属を重点的に発展させ、資源総合利用付加価値を高める。

ボタ石、炭泥による発電を発展させる。ボタ石、微粉炭及び各種化学工業の固型廃棄物を利用した新型壁材等の生産を主とした建材の廃物利用を大きく発展させる。道路補修、埋め戻し、再開拓等の分野における微粉炭、ボタ石等の利用を発展させる。苛性ドロス、カーバイトスラグ等の化学工業固型廃棄物の建材製品における応用技術を普及させる。クロムくずの総合利用を奨励する。

発電所の脱硫・脱燐石膏等の工業副産物の石膏を天然石膏に代替させる資源化利用を 積極的に推進する。

都市の生活ごみの総合処理を積極的推進し、最大限に資源化を実現する。都市生活ゴミ焼却による発電、堆肥等の総合利用技術を大きく推進する。ごみの再利用、再生利用及び無害化利用の確立を推進する。

2 廃液(水)

製紙、食品醸造、捺染、皮革、化工、紡織、農産物・畜産物製品加工等の産業の廃液の資源化利用を発展させ、利用可能な資源を重点的に回収する。工業排水の循環利用を推進する。再生水の応用を拡大する。立て坑水の資源化利用を強力に推進する。

3 放散ガス及び余熱、余剰圧力

コークス炉、高炉、転炉ガスに対し回収及び資源化利用を行う。工業竈の余熱、余剰 圧力による発電及び熱の等級別利用を発展させる。油田、製油企業の各種放散ガスに対 し回収及び総合利用を行う。生産過程における二酸化炭素に対し回収、資源化利用を行 う。

(三) 再生資源の回収・利用

重点は、再生資源回収システムの整備、市場秩序の規範化、廃棄・中古資源加工利用の産業化の加速である。

1 再生資源の回収

国内における再生資源の回収分野の市場秩序を重点的に規範化し、資源の異なる特性に基づき、相応の回収モデルを検討、確立する。コミュニティ回収市場、再生資源集散加工市場等の方面から着手し、再生資源回収システムのモデルケース建設を推進し、規範的かつ完全な再生資源回収ネットワークシステムを徐々に確立し、再生資源集散加工基地を育成し、再生資源回収の秩序と規範性を高め、健全に発展させる。

2 再生資源の加工利用

再生資源の加工利用産業規模及び利用レベルの引き上げを目標とし、再生資源集散加工基地の建設及び再生資源利用の産業化を重点的に推進する。高付加価値を備えた総合利用製品の生産を奨励する。技術設備が立ち遅れ、汚染が深刻な生産・加工技術を淘汰する。廃棄・中古家電、廃棄・中古タイヤ、廃プラスチック、紙くず、包装物、廃棄木製品、廃棄石油製品の回収・利用の産業化プロセスを重点的に推進する。

3 国外の再生資源

環境保護規制基準に合致する資源性再生資源(鉄くず、非鉄金属くず、紙くず等)については、国外市場の利用を政策面から奨励しなければならない。国外の再生可能資源の輸入の検査検疫及びその監督管理を強化し、「先進国のゴミ」(原文は「洋**垃圾**」)の混入を厳重に防ぎ、国外再生資源を規範的、秩序的に輸入し、配置を合理的に計画し、集中的かつシステマティックな処理を強化し、条件が整った時点で輸入再生資源の資源化モデル園区を建設する。

(四)農業・林業廃棄物の総合利用

農業廃棄物(茎、農業用フィルム、家禽・家畜の糞尿等)、農産物・加工副産物、林木の「三剰物」、小径材・薪(原文は「次小薪材」)等の資源化利用を重点的に発展させる。 木質複合材料及び経済的かつ合理的な木材代替製品を発展させ、廃棄資源を総合的に利用 してバイオマスエネルギーを開発、利用する。

廃材・中古木材及びその廃棄・中古木材製品の回収・再利用を奨励する。 木材の性質改良、防腐、防虫及び難燃技術を発展させ、その産業化を推進する。

重点プロジェクト

1 共生・随伴鉱物資源の総合利用開発利用プロジェクト

攀枝花、白雲鄂博、金川の三大資源総合利用基地の建設を引き続き支援する。鉄鋼、 銅鉱、ニッケル鉱、油田等の鉱山に総合利用モデル基地を建設する。オイル・サンド、 オイル・シェールの埋蔵量が多く、含油率の高い鉱区を選択し、総合開発利用モデルを 進める。鉄鋼、銅鉱、ボーキサイト、金鉱、鉛・亜鉛鉱、タングステン鉱に重点を置き、 若干の尾鉱の再選鉱モデルプロジェクトを建設する。石油、銅鉱、鉄鋼に重点を置き、 選鉱くずの資源化回収・利用を行う。

2 大量の固体廃棄物の資源化利用プロジェクト

ボタ石、微粉炭、製錬くず、化学工業の残滓等の大量の工業固体廃棄物の資源化利用を重点的に発展させる。固体廃棄物を大量に利用する応用技術の産業化を支持する。規模化及び製品を多様化した廃材利用の建材企業を発展させる。比較的高い発熱量を有するボタ石、炭泥、石油コークス等の工業固体廃棄物の総合利用による発電を発展させる。

現有のボタ石、炭泥等を総合利用した発電所に対して技術改良を行う。脱硫・脱燐・脱 フッ素石膏等の工業副産石膏を使った建材製品の生産及び産業化を推進する。

3 再生金属加工産業化プロジェクト

再生金属産業化建設プロジェクトを加速し、資源化の利用が一定の規模に達し、技術が一定のレベルに達し、製品が一定の等級に達するようにさせる。30 万トン以上の再生銅、再生アルミニウム、再生鉛のモデル企業を若干数建設する。

4 廃棄・中古家電、廃棄・中古タイヤ等の再生資源産業化プロジェクト

廃棄・中古家電回収処理モデルを実施し、若干のモデル基地を建設し、逐次かつ計画 的にその産業化を推進する。若干の廃棄・中古タイヤ、廃潤滑油、廃プラスチック等の 再生資源加工利用産業化モデル基地を建設する。

5 再生資源回収システム建設モデルプロジェクト

24 の都市における回収システムモデルケースの建設を重点的に支援し、都市コミュニティの回収サイトをベースとし、集散市場を中心とし、加工利用を目的とした三位一体の廃棄・中古物資回収ネットワークシステムを形成し、専業化、規模化のレベルを高める。

6 農業廃棄物及び木材総合利用プロジェクト

茎発電及び家禽・家畜糞尿メタンガス生産等の再生可能エネルギープロジェクトを実施する。木材の「三剰物」、木質複合材料、成長の速い木等の資源化利用プロジェクトを実施する。木材の性質改良及び木材保護製品を普及させる。

五 保障措置

資源節約の基本国策を真摯に実行し、資源の総合利用及び循環経済の発展を、発展戦略、 発展計画、産業政策、投資管理並びに財政、税収、金融及び価格等の関連政策の制定及び 実施において貫徹する。

(一) 制度確立の強化、法に基づく行政の推進

資源総合利用の立法プロセスを加速し、「循環経済法」を核心に据え、「資源総合利用 条例」を基礎とし、主要廃棄物資源化利用管理専門法規を含む一連の資源総合利用の法律 法規体系を徐々に形成し、法執行、監督及び検査に力を注ぎ、資源総合利用業務を徐々に 法制化の軌道に乗せ、法に従い資源の総合利用を推進し、資源総合利用を展開すべきであ りながら展開していない企業に対し処罰を強化する。相応の市場参入許可及び環境参入許 可制度を確立し、二次汚染を防止し、深刻な汚染をもたらした企業を厳重に処罰する。

資源総合利用標準システムを整備する。基礎標準の制定に力を入れ、国際基準に合わせた技術標準を制定し、資源総合利用のために統一した交流プラットフォームを提供する。

資源総合利用の統計制度を確立する。重要な資源総合利用情報データを国民経済統計システムに組み込み、国がマクロコントロールを行い、及び企業・事業単位が資源総合利用を展開するために、統一的、権威的なデータ情報を提供する。

(二) 計画指導の強化、重点プロジェクトの実施

各地区、各業界は、実情に基づき、指導意見を真摯に実施し、当該地区及び当該業種の 資源総合利用計画を編成し、かつ年度計画に組み込み、計画の重点及び保障措置の要求に 従い、計画の実施を適切に行い、目標の実現を保証する。

合理的計画、重点の強調、逐次推進の原則に基づき、資源総合利用重点プロジェクト建設を実施し、指導的役割及び模範的役割を発揮し、資源総合利用の全面的推進を促進する。 各級政府は、重点プロジェクト及び重大技術開発に対して投資及び資金補助又は貸付割引の支援を与える。

(三) 奨励政策の整備、着実な政策実施

市場経済体制に適応した、資源総合利用を奨励及び支援する政策措置をさらに確立及び整備する。総合利用の発展状況及び技術進歩の実情に基づき、資源総合利用の財政・税収優遇政策を適時に調整及び整備する。資源総合利用認定制度をさらに整備及び実施し、資源総合利用に対する国の奨励及び支援政策を確実に実施する。資源総合利用の賞罰政策を検討、確立及び実施する。

生産者責任延長制度を検討、普及させ、再生資源回収・利用のインセンティブ・メカニズム及び環境外部コストを十分に考慮し、大量の廃棄・中古品回収処理コスト補償制度を確立し、廃棄電子・電器、廃棄・中古タイヤ等の資源循環産業の形成を推し進める。

各級政府は、再生資源を使用した製品、又は一定比率の再生資源を原料として製造された商品を優先的に購入しなければならない。国は、差別消費税(原文は「差別消費税」) 等の手段によって消費者が再生利用製品を購入することを奨励する。

(四) 技術革新の強化、技術進歩の推進

資源総合利用を国家重大科学技術発展計画に組み入れ、関連分野における技術の難関突破を実現する。「中国資源総合利用技術政策」を制定し、資源総合利用に関する政策、技術及び管理等の面における情報を適時に社会に向けて公表する。企業の革新能力を強化させ、企業が先進的な資源総合利用技術を重点的に開発及び応用するよう導く。

資源総合利用分野の国際協力を強化し、国外の先進的な管理経験を手本とし、先進的かつ適応した資源総合利用技術を導入する。

(五) 宣伝教育の強化、全人民の意識向上

資源総合利用の宣伝活動を広く、深く、持続的に展開し、資源に対する全人民の憂慮意識、節約意識及び責任意識を不断に高める。資源総合利用を小中学校教育、高等教育、職業教育及び技術研修システムに組み入れる。新聞出版、ラジオ映画テレビ、文化等の部門及び関連の社会団体は、各自の優位性を十分に発揮し、資源総合利用の宣伝を適切に行い、

資源総合利用の典型を宣伝するようにし、著しい資源浪費、環境汚染の現象を白日のもとに晒す。社会全体が正確な消費観を樹立するよう指導し、資源総合利用製品の使用を奨励し、ゴミの分別回収及び利用を徐々に推進する。使い捨て製品の生産及び使用を減らし、資源節約及び環境保護の生活方式及び消費モデルを形成する。

(六)組織的協力の強化、着実な業務推進

資源総合利用は1つのシステムプロジェクトであり、国民経済及び社会発展の各分野に 亘るものであるため、関連部門の協調協力、共同推進が必需である。国家発展改革委員会 は、関連部門とともに有効な業務協力体制を確立し、部門間の協力及び協調を強化し、業 種協会及び関連の仲介機構の役割を十分に発揮し、サービスシステムを育成する。地方各 級人民政府の関連部門、各企業・事業単位は、資源総合利用業務に対する指導を強化し、 各級それぞれの責任を果たし、級ごとに確実に実施し、着実に資源総合利用業務の展開を 推進しなければならない。

名詞の解釈

- 1 資源総合利用:主に鉱物資源採掘過程における共生・随伴鉱物に対する総合開発及び合理的使用、生産過程で発生する固体廃棄物、廃水(液)、廃ガス、余熱、余剰圧力等に対する回収及び合理的な利用、社会の生産及び消費過程で発生する各種廃棄物に対する回収及び再生利用をいう。
- 2 鉱物資源総実収率:採掘、選鉱及び製錬の三段階において、鉱物資源が有効的に回収、 利用される程度をいう。鉱物資源総合開発利用のレベルを表す総合的な評価指標である。

鉱物資源総実収率=採掘実収率×選鉱実収率×製錬実収率

- このうち:採掘実収率とは、採掘した資源量の可採埋蔵量に占めるパーセンテージをいう。選鉱実収率とは、精鉱中の有用成分(又は金属)の量と原鉱中の有用成分(又は金属)の量とのパーセンテージをいう。製錬実収率とは、製錬製品中に含まれる回収された有用成分の重量の入炉精鉱中の当該有用成分の重量に占めるパーセンテージをいう。
- 3 工業固体廃棄物の総合利用率:毎年の工業固体廃棄物総合利用の総量と当年度の工業固体廃棄物の産出量及び総合利用のこれまでの貯蔵量の総和とのパーセンテージをいう。
- 4 共生、随伴鉱物:共生鉱物とは、同一鉱区(又は鉱床)内に、2種又は多種の工業指標 に合致しかつ小型以上の規模(小型を含む)を有する鉱物をいう。

随伴鉱物とは、鉱床(又は鉱体)中から主鉱、共生鉱と一緒に産出され、技術的及び経済的には単独採掘する価値はないが、主要鉱物の採掘及び加工時に合理的に採掘、抽出され、及び利用できる鉱石、鉱物又は元素をいう。

- 5 共生・随伴鉱物の総合利用率:採掘・選鉱・利用する共生・随伴鉱物量(鉱物量)と採掘使用する共生・随伴鉱物資源の埋蔵量(鉱物量)とのパーセンテージをいう。
- 6 木材総合利用率:原木→用材→製品という生産過程における木材利用の割合をいい、これには枝材の利用は含まない。
- 8 再生資源:生産、流通、消費等の過程で発生した使用価値のなくなった各種形態で存在 しているが、様々な加工方法によって使用価値を得ることのできる各種材料の総称をい う。
- 9 廃棄・中古物資:性能、規格及びデザイン等の面においてすでに当該物品が満たすべき 要求に達しないが、それが使用価値又は価値を備えているという属性が明らかであるも のをいい、再生資源の一部である。
- 10 林木の「三剰物」: 伐採時の余剰物(枝、梢、樹皮、葉、根及び籐の蔓、灌木等)、 造材時の余剰物(造材の端材のこと)、加工時の余剰物(板の皮、細長い板、木材・ 竹の端材、、おがくず、板切れ、チップ、かんなくず、木切れ、材木の木切れ)をい う。
- 11 「小径材、薪」: 二級加工材(材質が針葉樹、広葉樹の加工用原木の最低等級に劣るが、一定の利用価値のある二級加工原木のこと)、小径材(長さ2メートル以下又は直径8ミリメートル以下の小さい原木の枝、松の棒、足場の棒、雑木の棒、短い原木等)、薪を含む。
- 12 木材の性質改良:疎水性の基団を用いて木材成分中の親水性の水酸基と置換える、又は樹脂類化合物を用いて木材の細胞壁を膨張させることにより木材の水に対する親和力を低減し、木材の寸法の安定性及び抗微生物腐食能力を一定レベル高めること。

国務院による省エネルギー活動強化に関する決定

[国务院关于加强节能工作的决定]

国発〔2006〕28号

各省、自治区、直轄市人民政府、及び国務院各部委、各直属機構宛

科学的発展観をさらに貫徹し、資源節約の基本国策を着実に遂行し、社会各方面の力を動員し、省エネルギー活動をさらに強化し、節約型社会の建設を加速し、「第 11 次 5 か年計画」要綱に示された省エネルギー目標を実現し、経済社会の発展を全面的・協調的・持続可能な発展の軌道に確実に転換させることを促進するため、ここに以下のとおり決定する。

一 省エネルギー活動強化の重要性及び緊迫性を充分に認識する。

(1) 省エネルギーの戦略的位置付けを最優先させなければならない。

わが国は人口が多く、エネルギー資源が相対的に不足しており、1 人当たりのエネルギー保有量は世界の平均水準を遥かに下回る。わが国は現在、工業化及び都市化の急速な発展段階にあるため、エネルギー消耗が非常に高く、消費規模は拡大し続けており、特に高投入、高消耗、高汚染の粗放型経済成長方式がエネルギー需給矛盾と環境汚染の状況を激化させている。エネルギー問題は、すでに経済及び社会の発展を制約する重要な要因となっており、戦略的及び大局的な見地から、エネルギー活動を正しく遂行することの重要性を充分に認識し、エネルギーセキュリティーを高く重視し、エネルギーの持続可能な発展を実現させなければならない。わが国のエネルギー問題を解決するための根本的な活路は、開発と節約の並行、節約優先の方針を堅持し、省エネルギー低消費を強く推進し、エネルギー利用効率を高めることである。省エネルギーは、エネルギー制限を緩和し、環境負荷を軽減し、経済安全を保障し、全面的にややゆとりのある社会を建設する目標及び持続可能な発展を実現するための必然的選択であり、科学的発展観の本質的要求を具現化したものであり、長期的な戦略任務であり、さらに重要な戦略的位置付けとしなければならない。

(2) 省エネルギー活動を目下の緊急任務としなければならない。

ここ数年、経済成長方式の転換が遅れ、高エネルギー消費業種の成長が速すぎたために、単位 GDP 当たりのエネルギー消費が上昇し、特に今年上半期は、エネルギー消耗の伸びが依然として経済成長の伸びを上回り、省エネルギー活動はより大きなプレッシャーに直面し、非常に厳しい情勢となっている。各地区、各部門は、省エネルギー活動の緊迫性を十分に認識し、憂慮意識及び危機意識を高め、歴史的責任感及び使命感を強化する。省エネルギー活動を当面の緊急任務とし、各級政府の重要議事日程に組み込み、全力を尽くして、

強力な措置を講じ、「第11次5か年計画」のエネルギー節約目標を実現し、国民経済の急速かつ良好な発展を促進させる。

二 科学的発展観を用いて省エネルギー活動を統率する。

(3) 指導思想

鄧小平理論及び「三つの代表」の重要思想を指導とし、科学的発展観を全面的に貫徹 し、資源節約の基本国策を実行し、エネルギー利用効率の向上を核とし、経済成長方式の 転換、経済構造の調整及び技術進歩の加速を基本に据え、社会全体の省エネルギー意識を 強化し、厳格な管理制度を確立し、有効な奨励政策を実行し、市場の資源配置の基本的役 割を十分に発揮し、市場主体の省エネルギーに対する自覚を喚起し、節約型生産方式及び 消費モデルの構築を加速し、エネルギーの高効率利用によって経済社会の持続可能な発展 を促進する。

(4) 基本原則

省エネルギーと発展の相互促進を堅持するものとし、省エネルギーはよりよい発展のためであり、科学的発展実現のためには省エネルギーが必要である。開発と節約の並行、節約優先、効率基本を堅持する。省エネルギーを経済成長方式転換の主要方針とし、抜本的に高エネルギー消費、高汚染の粗放型経済成長方式を変革する。市場メカニズムの機能発揮と政府によるマクロコントロールを結合させ、省エネルギーに資する体制環境、政策環境及び市場環境を創造するよう努力する。埋蔵源の規制と埋蔵量の採掘、法による管理と奨励政策、重点強調と全面的推進との結合を堅持する。

(5) 主要目標

「第11次5か年計画」期末までに、GDP1万元当たりの(2005年の価格をベースに計算)エネルギー消費を0.98トン標準炭まで削減し、「第10期5か年計画」期末比マイナス20%、年平均省エネルギー率を4.4%とする。重点業種の主要製品の単位当りエネルギー消費量を全体的に今世紀初頭の国際先進レベルに到達させる又は近づける。社会主義市場経済体制に相応しい比較的完全な省エネルギー法規及び標準システム、政策保障システム、技術支援システム、監督管理システムの土台を構築し、市場主体の自主的な省エネルギー体制を形成する。

三 省エネルギー型産業体制の構築を加速する。

(6) 産業構造の大幅調整

各地区及び関連部門は、「国務院による『産業構造調整促進暫定規定』の公布実施に関する決定」(国発〔2005〕40号)の要求を真摯かつ確実に遂行し、産業構造の最適化・

グレードアップを推進し、主に工業主導型及び数量拡張主導型に依拠した経済成長を、第 三次産業協同推進型及び最適化・グレードアップ主導に転換するよう推進し、省エネルギーに立脚した発展を促進する。産業及び地区の分布を合理的に計画し、政策決定の失敗によるエネルギー浪費を回避する。

(7) サービス業の急速な発展の推進

サービス業の低エネルギー消費、低汚染の優勢を十分に発揮し、国民経済に占めるサービス業の比率向上に努める。専業化・分業化及び社会効率の向上を重点とし、生産性サービス業を積極的に発展させる。人々の需要を満たし、大衆生活の利便性を図ることを中心として、生活サービス業を向上させる。大・中都市は優先的にサービス業を発展させ、条件を備えた大・中都市は、サービス経済を主とした産業構造を徐々に形成する。

(8) 工業構造の積極的な調整

高エネルギー消費の新規プロジェクトを厳しく規制し、エネルギー消費基準をプロジェクト審査及び届出の強制条件とし、高エネルギー消費業種の過剰な成長を抑制する。企業の移転改造については、エネルギー消費の参入許可管理を厳格に実施する。旧式の生産能力、工程技術、技術及び設備を早急に淘汰し、期日に従い淘汰しない企業については、地方各級人民政府及び関連部門が、法に従い生産停止又は閉鎖を命じ、法に従い汚染排出許可証を取り上げ、電力供給を停止するものとし、生産許可証管理実施に該当する場合は、法に従い生産許可証を取り上げる。企業の連合・再編を積極的に推進し、産業集中度及び規模の効果と利益を引き上げる。

(9) エネルギー利用構造の最適化

高効率のクリーンエネルギーを大幅に発展させる。原炭の直接利用を徐々に減少させ、 石炭の発電利用比重を高め、石炭の気化及び液化を発展させ、転換効率を引き上げる。企 業及び住民に電気の合理的使用を指導する。風力エネルギー、太陽エネルギー、バイオエ ネルギー、地熱エネルギー、水力エネルギー等の再生可能エネルギー及び代替エネルギー を大きく発展させる。

四 重点分野の省エネルギーに尽力する。

(10) 工業における省エネルギーの強化

鉄鋼、非鉄金属、石炭、電力、石油石化、化学工業、建材等の重点エネルギー消費業種及び年間消費量が1万トン標準炭以上の企業の省エネルギー活動に特に力を入れ、「千社企業の省エネ行動実施」を組織し、企業の積極的な製品構造調整を推進し、省エネルギー技術改良を加速し、エネルギー消耗を低減する。

(11) 建築における省エネルギーの推進

省エネルギー土地節約型建築を大幅に発展させ、新築住宅及び公共建築に対し省エネルギー50%の設計基準を厳格に実施し、直轄市及び条件を備えた地区は率先して省エネルギー65%の基準を実施する。既存建築の省エネルギー改造を推進する。新型壁材の発展を加速する。

(12) 交通運輸における省エネルギーの強化

省エネルギー型総合交通運輸システムの建設を積極的に推進し、鉄道及び河川運輸の発展を加速し、公共交通及び軌道交通を優先的に発展させ、老朽化した鉄道汽車、自動車、船舶の淘汰を加速し、省エネルギー環境保護型交通手段の発展を奨励し、自動車の代用燃料及びクリーン燃料の開発及び普及に努める。

(13) 商業及び民間用省エネルギーの導入

公共施設、ホテル・商業ビル、オフィスビル、住宅において、高効率省エネルギーの事 務設備、家電、照明製品等の採用を推進する。

(14) 農村における省エネルギーの強化

高エネルギー消費で老朽化した農業機械及び漁船装置の淘汰及び更新を加速し、農業揚水排水灌漑機電設備の更新改造を加速し、農村家庭用のメタンガス及び大・中型家畜養殖場のメタンガスプロジェクトを大きく発展させ、省燃料・省石炭の竈を普及させ、土地柄に適した小型水力発電、風力エネルギー、太陽エネルギー及び農作物の茎を利用した集中ガス供給システムを発展させる。

(15) 政府機構における省エネルギーの推進

各級政府部門及び指導幹部は自ら決起し、節約を励行し、省エネルギー活動における模範とならなければならない。政府機構の建築物及び暖房、空調、照明システムの省エネルギー改良、並びに事務設備の省エネルギーを重点的に行い、政府の省エネルギー調達を大きく推進し、公用車改革を着実に推進する。

五 省エネルギー技術の進歩を強力に推進する。

(16) 先進的な省エネルギー技術、製品の研究開発及び普及応用の加速

各級人民政府は、省エネルギーを政府の科学技術投入、ハイテク産業化推進の重点分野とし、科学研究単位及び企業による高効率省エネルギー工程技術、技術及び製品の開発を支援し、自社の知的財産権を有する省エネルギー共通技術及び核心技術モデルを優先的に支援し、自主革新能力を強化し、技術のボトルネックを解決する。多様な方式を採用し、高効率省エネルギー製品の普及と応用を加速する。条件を備えた地方は、先進的な国家エ

ネルギー効率基準に達しており、認証を経た省エネルギー製品に対して適切な財政支援を与え、消費者に使用を奨励することができる。製品品質に対する国家検査免除制度を確実に実施し、高効率省エネルギー製品生産企業の発展を奨励する。関連部門は、省エネルギー技術政策を制定、公布し、業種に共通技術を普及させる。

(17) 重点省エネルギープロジェクトの全面的実施

関連部門、地方人民政府及び関連単位は、「第11次5か年計画」の要綱に示された石炭工業ボイラー(旧式の竈)の改良、区域のコジェネレーション、余熱余圧利用、石油の節約及び代替エネルギー、電機システムの省エネルギー、エネルギーシステムの最適化、建築の省エネルギー、グリーン照明、政府機構の省エネルギー及び省エネルギーのモニタリング及び技術サービスシステムの構築等の十大重点省エネルギープロジェクトを真摯に実施する。発展改革委員会は、各地区、各関連部門及び関連単位に関連の政策措置を早急に実施させ、プロジェクト関連の資金払込を確保させ、同時に関連部門とともに重点プロジェクト、重大プロジェクトの実施状況の監督検査を確実に行う。

(18) 省エネルギーサービス体系の育成

関連部門は、省エネルギーサービス体系の確立を加速する指導意見を早急に検討、制定し、各級の各種省エネルギー技術サービス機構の構造転換、モデル革新、分野開拓、サービス能力増強及びサービス水準の向上を促進する。契約エネルギー管理の普及を加速し、企業の省エネルギー技術改良を推進する。

(19) 国際交流及び協力の強化

国外の先進的な省エネルギー技術及び管理経験を積極的に導入し、国際組織、金融機関及び関連の国及び地域と省エネルギー分野における協力を広く展開する。

六 省エネルギーの監督管理を強化する。

(20) 省エネルギーの法律法規及び基準体系の健全化

「中華人民共和国省エネルギー法」改正の関連業務を早急に行い、省エネルギー管理制度をさらに厳格化し、省エネルギー法律執行の主体を明確にし、奨励政策を強化し、懲戒処分を強化する。省エネルギーに関わる付属法規を検討、制定する。主要なエネルギー消費業種に対するエネルギー消費参入許可基準、省エネルギー設計規範の制定及び整備を早急に行い、主要工業のエネルギー消費設備、自動車、建築、家電、照明製品等のエネルギー効率基準及び公共建築におけるエネルギー消費設備の運用基準を制定、整備する。各地区は、当該地区の主要エネルギー消費製品及び大型公共建築の単位当たりエネルギー消費の上限を検討、制定する。

(21) 計画指導の強化

各地区、各関連部門は、「第11次5か年計画」の要綱に基づき、エネルギー消費低減を 実現する約束性目標を当該地区、当該部門の「第11次5か年計画」及び関連する専門計画 の重要内容とし、目標、任務及び政策措置を明確にし、当該地区及び業種の省エネルギー 計画を真摯に制定及び実施する。

(22) 省エネルギー目標責任制及び評価考課制度の確立

発展改革委員会は、「第 11 次 5 か年計画」の要綱に確定された単位 GDP 当たりのエネルギー消費の低減目標を各省、自治区、直轄市に割り振り、省級人民政府は、目標を各市、県及び重点エネルギー消費企業に割り振り、厳格な目標責任制を実行する。統計局、発展改革委員会等の部門は、毎年、定期的に各地区のエネルギー消費状況を公布する。省級人民政府は、当該地区のエネルギー消費の公報制度を確立する。エネルギー消費指標を、各地の経済社会発展総合評価及び年度考課制度に組み込み、地方各級人民政府の指導グループ及び指導幹部の任期中における科学的発展観の実施徹底の重要考課内容とし、国有大・中型企業の責任者の経営業績を考課する上での重要内容とし、省エネルギー業務間責制を実行する。発展改革委員会は、関連部門とともに実施規則を早急に制定する。

(23) 固定資産投資プロジェクトの省エネルギー評価及び審査制度の確立

関連部門及び地方人民政府は、固定資産投資プロジェクト(新築、改修、拡張プロジェクトを含む)に対して省エネルギー評価及び審査を行う。省エネルギー審査を行っていない又は省エネルギー審査に合格していないプロジェクトは、一律に審査認可、審査確認してはならず、エネルギーの浪費を根絶する。プロジェクト建設を無断で認可した場合は、法律法規に従い直接責任者の責任を追及する。発展改革委員会は、関連部門とともに固定資産投資プロジェクトの省エネルギー評価及び審査の具体的な規則を制定する。

(24) 重点エネルギー消費企業の省エネルギー管理の強化

重点エネルギー消費企業は、厳格な省エネルギー管理制度及び有効な奨励体制を確立し、 広く従業員を動員して積極的に省エネルギー低消費に取り組む。基本業務を強化し、専任 者を配置し、省エネルギー低消費の目標及び責任を生産現場、班・組及び個人にまで実行 させ、監督検査を強化する。関連部門及び地方各級人民政府は、重点エネルギー消費企業 のエネルギー節約状況に対する追跡調査、指導及び監督を強化し、重点企業のエネルギー 利用状況を定期的に公布する。このうち、「千社企業の省エネ節約行動」を実施する高エ ネルギー消費企業に対し、発展改革委員会は、各関連省級人民政府及び関連中央企業と省 エネルギー目標責任書を締結し、省エネルギー目標責任及び考課を強化する。

(25) エネルギー効率マーク及び省エネルギー製品認証制度の整備

強制的なエネルギー効率マーク制度の実施を急ぎ、エネルギー効率マークの適用を家電、モーター、自動車及び建築に拡大し、エネルギー効率マークの社会認知度を不断に向上させ、社会の消費行為に導入し、企業の高効率省エネルギー製品の早期研究開発を促進する。自主的な省エネルギー製品認証を推進し、認証行為を規範化し、認証範囲を拡大し、国際協力相互認証の確立を推進する。

(26) 電力の需要側及び電力の調整管理の強化

電力需要側に対する管理の総合優位性を十分に発揮し、都市、企業の電力使用プランを 最適化し、高効率省エネルギー技術の応用を普及させ、エネルギー効率の高い発電所の建 設を推進し、電力エネルギーの使用効率を高める。発電調整規則を改善し、優先的にクリ ーンエネルギー発電に取り組み、石炭火力発電ユニットの配置最適化を図り、高エネルギー ー消費及び高汚染の低効率ユニット発電を制限し、電力の省エネルギー、環境保護及び経 済調整を実現する。

(27) 室内空調温度管理

国家機関、社会団体、企業・事業組織及び個人商工業者を含むあらゆる公共建築物内の単位は、特定の用途を除き、夏季室内空調温度については26℃を下回らないよう設定し、冬季室内空調温度については20℃を上回らないよう設定する。関連部門は、これに基づき公共建築物の室内温度の関連基準を修正、改善し、かつ監督検査を強化する。

(28) 省エネルギー監督検査能力の強化

関連部門及び地方各級人民政府は、省エネルギー活動の監督検査能力を強化し、高エネルギー消費企業及び公共施設のエネルギー使用状況、固定資産投資プロジェクトの省エネルギー評価及び審査状況、淘汰設備異地再利用の禁止状況、並びに製品のエネルギー効率基準及びマーク、省エネルギー建築の設計基準、業種設計規範の執行等の状況を重点的に検査する。省エネルギー建築基準に達しない建築物は、建設及び販売を開始してはならない。国が淘汰すると公布した高エネルギー消費製品の生産、販売及び使用を厳しく禁じる。廃棄処分となった自動車及び船舶等の違法な取引行為を厳しく取締まる。省エネルギー主管部門及び品質技術監督部門は、監督検査及び処罰を強化し、違法行為についてはこれを公表する。

七 健全な省エネルギー保障体制を確立する。

(29) エネルギー価格改革の推進

電気料金の管理を強化及び改善し、原価制約メカニズムを確立する。電力の時間割電気料金規則を整備し、使用者に合理的な電気使用及び電気節約を指導する。電気料金格差の 実施範囲を拡大し、高エネルギー消費産業の盲目的な拡大を抑制し、構造調整を促進する。 石油の包括的価格調整案²を実現し、国内の石油製品価格を合理化する。天然ガスの価格改革を継続して推進し、天然ガスと代替エネルギーと価格連動及び動態の調整メカニズムを確立する。石炭価格市場化改革を全面的に推進する。エネルギー消費限度超過の上乗せ料金政策を検討、制定する。

(30) 政府の対省エネルギー支援の強化

各級人民政府は、省エネルギー技術及び製品の普及、モデルテストケース、宣伝・研修、情報サービス及び表彰奨励等の活動を支援し、省エネルギー活動のために必要な経費を各級人民政府の財政予算に組み入れる。「第11次5か年計画」期間中、国は、毎年、省エネルギー重大プロジェクト、モデルプロジェクト及び高効率省エネルギー製品の普及のために一定の資金を割り当てる。

(31) 省エネルギー税収優遇政策の実施

発展改革委員会は関連部門とともに「省エネルギー製品リスト」を早急に制定し、「省エネルギー製品リスト」に挙げられた製品の生産及び使用に対し、財政部、税務総局は、関連部門とともに具体的な税収優遇政策を早急に検討、作成し、国務院の審査認可を得る。高エネルギー消費、高汚染、資源性製品の輸出を規制する政策措置を厳格に実施する。エネルギー節約の燃料税収制度の促進、並びに高エネルギー消費加工貿易のコントロール及び不合理なエネルギー消費の抑制を促進する関連税収政策を検討、確立する。種類別のエネルギー鉱産物資源税金計算方法の改革案を早急に検討し、かつ適時に実施する。資源条件及び市場の変化に基づき、関連の資源税徴収基準を適切に引き上げる。

(32) 省エネルギー融資ルートの開拓

各種金融機関は、省エネルギープロジェクトに対する貸付支援を適切に強化し、社会各方面における対省エネルギー投資を推進及び誘致する。企業による市場を通じた直接融資を奨励し、省エネルギー低消費の技術改良を加速する。

(33) 都市の熱供給体制改革の推進

都市の熱供給の商品化、貨幣化を加速し、暖房手当を「間接手当」から「直接手当」に変更し、熱供給量計測を強化し、従量計算費用徴収制度を推進する。熱供給の価格形成メカニズムを整備し、関連部門は建築物の熱供給の従量費用徴収政策を早急に検討、制定し、省エネルギーに資する熱供給市場を育成する。

-

² 訳注:原文は「石油総合配套調価方案」です。

(34) 省エネルギー奨励制度の実施

各地区、各部門は、省エネルギー管理、省エネルギーの科学技術研究及び推進活動において目覚しい成績を収めた単位及び個人に対して表彰及び奨励する。エネルギー生産経営単位及びエネルギー使用単位は、科学的・合理的な省エネルギー奨励規則を制定し、当該単位の実情に合わせて省エネルギー活動に貢献した集団、個人を表彰及び奨励し、省エネルギー奨励金は賃金総額に含めて計算する。

八 省エネルギー管理チームを設立し、基本活動を強化する。

(35) 省エネルギー管理チームの設立の強化

各級人民政府は、省エネルギー管理チームの設立を強化し、省エネルギー管理能力を充実させ、省エネルギー監督体制を整備し、当該行政区域内の省エネルギー活動に対する監督管理及び日常監察(モニタリング)業務を強化し、法に従い省エネルギーの法律執行及び監察(モニタリング)を行う。現有の関連機構を統合させた上で、国家省エネルギーセンターを設立し、政策検討、固定資産投資プロジェクトの省エネルギー評価、技術の普及、宣伝・研修、情報コンサルティング、国際交流及び協力等の活動を展開する。

(36) エネルギー統計及び計量管理の強化

各級人民政府は、統計部門が法に従い省エネルギー統計調査、統計に関する法律執行及びデータ公表等を行うために必要な業務上の保障を提供する。各級統計部門は、エネルギー統計を適切に強化し、必要な人員を充実させ、統計制度を整備し、統計方法を改善し、各地区のエネルギー消費水準、省エネルギー目標責任及び評価考課制度を反映させた省エネルギー統計システムを確立する。単位 GDP (地区生産総額) 当たりのエネルギー消費指標に対する審査を強化し、統計データが正確かつ適時であることを保証する。各級品質技術監督部門は、企業がエネルギー計量機器を合理的に配備するよう促し、エネルギー計量管理を強化する。

(37) 省エネルギーの宣伝、教育及び研修の強化

新聞出版、ラジオテレビ、文化等の部門及び関連の社会団体は、多様な形式の省エネルギー宣伝活動を展開し、わが国のエネルギー情勢及び省エネルギーの重要性を広く宣伝し、省エネルギー先進モデルを発揚し、浪費行為を公表し、合理的消費を指導する。教育部門は、省エネルギーに関する知識を基礎教育、高等教育、職業教育の教育システムに組み込む。各級労働組合、共産主義青年団組織は、多くの従業員、特に青年従業員に対する省エネルギー教育を重視及び強化し、省エネルギー合理化提案活動を広く展開する。関連業種協会は、政府が業種の省エネルギー管理、技術普及、宣伝・研修、情報コンサルティング及び業種統計等の業務を行うことに協力する。各級科学技術協会組織は、省エネルギーに関する一連の科学技術普及活動を展開する。年に一度の全国省エネルギー宣伝週間活動を

真摯に展開し、経常的な省エネルギー宣伝及び研修を強化する。社会が一丸となって省エネルギー活動に取り組み、全社会的に健康、文明、節約、適度な消費理念を提唱し、節約型の消費理念によって消費方式の変革を導入する。節約の気風を強く唱え、省エネルギーを公民一人ひとりの良好な習慣と自覚的行動とさせる。

九 組織指導を強化する。

(38) 省エネルギー活動の組織指導の的確な強化

各省、自治区、直轄市人民政府及び各関連部門は、本決定の精神に基づき、適切に実施するよう努力する。省級人民政府は、当該地区の省エネルギー活動に対して責任を負い、省エネルギー活動を政府の重要議事日程に組み入れ、主要指導者は自ら掌握し、かつ相応の協力体制を確立し、関連部門の責任及び分業を明確にし、責任の所在、措置の実施及び投入の完了を保証する。省級人民政府、国務院の関連部門は、本決定の公布後2か月以内に当該地区、当該業種の省エネルギー活動実施案を国務院に提出する。中央企業は、本決定の公布後2か月以内に当該企業の省エネルギー活動実施案を提出し、国有資産監督管理委員会が、国務院にまとめて報告する。発展改革委員会は、関連部門とともに、指導及び協力を強化し、本決定の徹底的な実施状況を真摯に監督検査し、かつ国務院に報告する。

国務院 2006年8月6日

外資利用「第11次5か年」計画

国家発展改革委員会

2006年11月

序文

外資利用「第 11 次 5 か年」計画は、我が国の国民経済と社会発展の「第 11 次 5 か年」計画の重要な構成部分である。本計画は、「第 11 次 5 か年」における外資利用の全体的な状況を総括し、「第 11 次 5 か年」が直面する国内外の環境を分析したうえで、「第 11 次 5 か年」期間における我が国の外資利用の指導思想、戦略目標、重点任務及び対応する政策措置を提示し、「第 11 次 5 か年」期間における我が国の外資利用の重要指針である。

「第11次5か年」期間において、外資利用については、科学的発展観を全面的に徹底実施し、外資利用の「量」から「質」への抜本的転換をさらに推進し、外資利用の重点を資金及び外貨の不足補充から、先進技術、管理経験及び優秀な人材の導入へと確実に転換し、さらに生態系建設、環境保護、資源エネルギー節約と総合利用に重点を置き、確実に外資利用を国内産業構造及び技術レベルの向上と結びつけなければならない。

国務院が同意した特定項目計画編成計画に基づき、本計画は、国家発展改革委員会が、外交部、財政部、商務部、人民銀行等の国務院の40の関連部門及び委員会、直属機構及び11の業種協会、並びに地方政府発展改革部門及び一部の研究機構、企業、専門家、学者から幅広く意見を求めたうえで、作成したものである。

「第 11 次 5 か年」は、我が国の経済及び社会の発展がこれまでの成果を受けて未来を開く重要な時期である。我が国が直面する国内外の環境の変化及び我が国の対外開放のさらなる拡大に伴い、外資利用の主要目的が変化し、外資利用の理念、方式及び重点産業、地域構成等のいずれにおいても重大な変化が現れてくるであろう。積極的に外資を有効利用し、国外の先進技術、管理経験及び優秀な人材の導入に着実に重点をシフトさせることは、「第 11 次 5 か年」時期の外資利用の質を高める鍵であり重点である。

一「第10次5か年」時期の我が国の外資利用の基本状況

「第 10 次 5 か年」期間において、我が国の対外開放は、WTO の加盟をメルクマールとして国際経済の協力と競争へ全面的に参入する新段階に入り、外資利用もまた新たな段階に踏み出した。「第 10 次 5 か年」期間に我が国が実際に利用した外資の総額は約 3,830 億米ドル、このうち外国投資家による直接投資が約 2,860 億米ドル、国外株式発行による資金調達が約 380 億米ドル、国外借款による借入額が約 460 億米ドルで、「第 9 次 5 か年」の実績額を大きく上回った。主な特徴は、以下のとおりである。

(1) 外商投資規模がさらに拡大し、投資方式がより多元化した。

外国投資家による直接投資において、「第 10 次 5 か年」期間中、外国投資家の直接投資の利用が「第 9 次 5 か年」と比べて 34%超増加した。我が国は、すでに国際資本及び多国籍企業による投資の主要対象国の 1 つとなった。国外株式発行による融資を主とした外国投資家によるその他の投資が大きく進展した。2005 年末現在、大陸から香港及びその他国外の証券取引所に上場した会社は 122 社、累計資金調達額は 555.44 億米ドル(レッドチップ企業を含まない)である。また、合計 34 の国外機関が国外適格機関投資家(QFII)の資格を取得した。

(2) 新たな国際製造業の移転の波を受けて、著しい成果を収めた。

「第 10 次 5 か年」期間において、我が国は、グローバル規模の製造業の構造調整と移転の好機を掴むことに成功し、多くの外国の製造業企業による直接投資を吸収し、世界の重要な生産基地の1つといえるまでになった。資金、技術集約型業種の外資導入が著しく増加し、長年あたためてきた多くの大型外商投資プロジェクトが「第 10 次 5 か年」期間に実施された。外商投資企業は、技術、管理及び経営理念等の面において優れたモデル効果を果たし、我が国の経済及び企業の市場化及び国際化を推進し、電子情報、IC、軽工業・紡績業、家電製品及び一般機電製品等、一応の国際競争力を備えた産業の形成が促進された。

(3) サービス業における WTO 加盟の約束が全面的に履行され、対外開放が大きく進展した。

2005年末現在、合計 20 の国及び地域の 71 行の外国銀行が中国に 238 の営業性機構を設立した。また、建設銀行、中国銀行、工商銀行等、十数行の中国資本商業銀行が国外の戦略投資を導入し、建設銀行、交通銀行は国外上場を果たした。あわせて 4 社の合弁証券会

社と 20 社の合弁基金管理会社の設立が認可された。保険業は、すでに WTO 加盟の約束に 従い、外資保険会社に対して全ての地域及び法定保険に関連する業務を除く全ての業務を 開放し、2005 年末の外資保険会社数はすでに 40 社、本・支店数は 93 社にまで増えた。外商投資企業は、すでに物流、商業貿易分野の重要な構成部分となっている。 2005 年の我が 国のサービス業における外資利用は、当該年の外商投資総額の 5 分の 1 を超えた。

(4) 国外借款の順調な伸びが国家重点プロジェクトの建設を力強く支援した。

「第 10 次 5 か年」期間中、全国で実際に使用された国外優遇借款は約 207 億米ドル、150 強の重大プロジェクトを支援した。これには、長江、黄河の堤防補強プロジェクト、四川省等の幹線道路、湖北から重慶等へ至る一部の幹線鉄道等、山西省の石炭層ガスプロジェクト、淮河等の流域汚染対策、中西部地区農業総合開発プロジェクト等がある。国外優遇借款は、中西部地区への配分を多くする方針を堅持し、70%以上の優遇借款が中西部地区の投資に向けられている。国際商業借款借入の融資ルート及び方式は、多様化の特徴を見せており、「第 10 次 5 か年」期間における我が国の国際商業借款の実質借入額(外商投資企業を除く)は約 258 億米ドルで、国民経済発展が差し迫って必要な一部のエネルギー、交通プロジェクト、及び建設周期が短く、経済効果が高く、輸出による外貨獲得能力のある一部の工業プロジェクトを重点的に支援した。例としては、三峡ダム、広東嶺澳、田湾、秦山等の原子力発電所、航空会社の航空機購入等が挙げられ、国内生産が不可能かつ重要な先進技術装備及び鍵となる設備を導入し、国内金融機関の外貨資金調達スキームの不均衡を緩和し、国内機構の資金配分最適化能力を高めた。

(5) 外債管理能力がさらに強化され、外債規模と国民経済発展レベル及び国際収支状況が相互に適応した。

近年、我が国の外債流通量が倍増し、全体的な規模が急速に拡大し、短期外債の占有率が高い傾向にあるという状況に対し、外資管理部門は、次々と関連規定を公布し、適時かつ効果的に外債成長をコントロールし、かつ外債構造を調整することで、我が国の外債償還率、負債比率及び債務比率をいずれも国際的に公認された安全圏内に保った。

(6) 外資利用の法規政策が不断に改善され、管理レベルが徐々に高まった。

社会主義市場経済発展の要求及び我が国のWTO加盟の約束に基づき、外資利用の関連法律法規及び各部門、各地方の規則、規範性文書に対して全面的に整理、修正を行った。「外商投資産業指導目録」が二度に亘り改正され、「中西部地区外商投資優勢産業目録」が改正され、「東北地区旧工業基地の対外開放のさらなる拡大促進に関する実施意見」が公布された。国務院の投資体制改革の精神に則り、外資利用の管理体制についも改革を行い、国外借款プロジェクトの審査認可手続を規範化し、外商投資プロジェクトに対する審査認可制が審査確認(原文は「核準」)制に改められ、審査確認の手続が減り、業務効率が高まった。

「第 10 次 5 か年」期間において、我が国の外資利用は依然として注視すべき問題がある。 まず、長年問題となっている外資導入の「量を重視し、質を軽視する」という傾向が依然 として深刻であることだ。一部の地方政府及び部門は、コストを考えずに盲目的に外資企業誘致と外資導入に走り、外資導入の量ばかりを追求し、時として国家産業政策に違反する事態が起こっている。次に、一部の業種のトップ企業が外資に買収されるケースが増加していることだ。分野によっては外資に独占又は独占が急速に拡大している兆候が現れ、国家経済の安全、特に産業の安定を脅かすおそれがある。第三に、中西部地区の外国投資家による直接投資の導入規模及びレベルが総体的に低く、東部地区のそれとの差が一層拡大したことでる。第四に、外商投資企業がもたらす技術の溢出効果が不十分で、一部の外商投資企業は知的財産権保護を濫用し、我が国の企業の自主創造にとって不利となっていることである。第五に、現有の外資利用管理体制の改善を急がなければならないことである。現行政策の中には、国内資本・国外資本企業の公平な競争環境の創出に不利なものがある。第六に、少数の国外借款利用プロジェクトの管理が緩いために、資金の利用効率が低く、償還が困難となっていることである。第七に、短期外債比率の伸びが速すぎて、潜在的な外債リスクが増加していることである。

二「第11次5か年」の我が国の外資利用の指導思想及び全体戦略目標

「第 11 次 5 か年」の時期において、我が国の外資利用が直面している国内外環境は、全体的には依然良い方向に進んでおり、我が国の外資利用の質と水準を高め、比較的大規模な外資利用を維持し続けるための条件を創造している。同時に、「第 11 次 5 か年」の時期は、我が国の経済発展の外部環境の制約と内部リスクが比較的集中する時期でもある。一方では、世界経済の成長にはなお不確定要素が存在し、グローバル経済の発展が不均衡であり、国際金融市場には激動の可能性がなお存在し、貿易保護主義の傾向が顕著で、各国の国際資本の争奪は日増しに激化している。他方では、我が国のエネルギー及び重要鉱物資源が相対的に不足しており、生態環境が比較的脆弱で、経済成長の方式転換が緩慢で、労働力コストの比較優位が薄れてきている等の問題が目立っている。

国内外の情勢を総合して一応の判断をすると、「第11次5か年」時期、我が国の外資利用には次の新たな変化が生じようとしている。区域構造の点では、東部地区における生産要素のコスト上昇に伴い、中西部地区が外資利用の好機を迎えつつあり、外商投資の段階的移転を順調に実現することが中西部地区における外資利用の直面する重要任務となろうとしている。産業構造の点では、「第11次5か年」時期は、中国サービス業の改革と発展の重要な時期であり、サービス業、特に現代サービス業は、外資が急速に参入する業種となろうとしている。投資規模の点では、国内の伝統的製造業への投資がすでに飽和状態となり、国内要素コストの上昇及びエネルギー資源の制約によって、外商投資のコストが上昇し、かつ「第11次5か年」時期の外商投資の加速に比較的大きな影響を与えつつある。外資利用方式の点では、国及び企業の信用レベルが常に向上し、人民元為替レート形成メカニズム及びその他関連体制の改革が不断に推進され、比較的大規模な外貨準備が蓄積され及び国内投資銀行業が日増しに発展し、我が国の多種方式の外資利用、金融リスク軽減

のために条件を提供した。国内の伝統産業の分布はすでに基本的に完成し、新規建設投資 と企業買収が外国投資者による直接投資の重要な方式となっている。

「第11次5か年」期間中の、我が国の外資利用の指導思想は次のとおりである。鄧小平理論及び「三つの代表」の重要思想を指導とし、科学的発展観の実施を全面的に貫徹し、積極的かつ有効に外資を利用する。国内発展と対外開放を統一的に計画案配し、外資利用と国際収支のバランスをとり、外資利用と国内資金の適切な使用との関係を適切に処理し、国内産業構造、区域経済構造の調整の最適化を促進し、外資利用の質を確実に高める。より開放的な自主創造システムの確立を推進し、統合革新能力及び導入消化吸収後の再革新能力を強化する。開放が拡大される中で各種リスクを積極的かつ主体的に防止及び解消し、国家経済の安全を確実に保障する。我が国の比較優位をさらに強化、発揮及び創造し、相互利益、ウィン・ウィンの開放戦略を実施し、より大きな範囲、より広範な分野及びより高次のレベルで国際的な経済科学技術の協力と競争に積極的に参与する。

「第11次5か年」期間中の、我が国の外資利用の総体的戦略目標は次のとおりである。 外資利用の「量」から「質」への根本的転換をさらに推進し、外資利用の重点を資金及び 外貨不足の補充から、先進技術、管理経験及び優秀な人材の導入へと転換し、生態系建設、 環境保護、資源エネルギー節約と総合利用に特に力を入れる。国外の先進技術及び管理を 導入することにより、外資企業の国内企業に対する模範効果、輻射効果を発揮し、我が国 の統合革新能力及び導入消化吸収後の再革新能力の向上を促進する。外商投資が単純な加 工、組立、及び低水準の生産製造レベルから、一歩進んで研究開発、高付加価値設計、現 代流通等の新規分野の開拓を実現できるよう努力し、我が国が世界の高付加価値製品製造 基地の1つとなるよう推進する。サービス業の対外開放レベルを大幅に引き上げる。中西 部地区と東北地区等の旧工業基地の外資利用の規模、質及び水準を格段に高め、東部地区 における経済のグローバル化の程度及び国際競争力をさらに強化する。積極的、合理的か つ効率的に国外優遇借款を使用し、借款使用の質と利益効果をさらに重視する。外債の構 造及び使途に対するコントロールを強化し、外債リスクを厳重にに防ぐ。外資利用の総規 模については、「第10次5か年」をベースとして安定成長を維持する。2010年までに、外 資利用の管理体制をさらに合理化、効率化し、外資利用と国内経済社会の発展をさらに協 調させる。

三「第11次5か年」期間における我が国の外資利用の主要任務

(1) 外商投資産業構造の最適化及びアップグレードの牽引

外商投資による現代農業の発展を奨励し、エコ農業及び高技術、高付加価値の栽培業、 養殖業及び農業廃棄物総合利用、バイオマスエネルギー開発、現代農業機械装備の開発と 製造及び農産物の高付加価値加工を重点的に発展させ、現代化農業技術及び経営管理方式 を導入する。 外国投資家が電子情報、石油化学、化学工業及び自動車等の業種に引き続き投資することを奨励する。我が国の重化学工業産業の高度化の要求に基づき、大型石油化学、化学工業等の産業による外資利用プロジェクトを適切に増加し、特に資源バランスを自国で図ることが可能なプロジェクトを奨励し、合弁、合作等の多様な方式を通じて国外の先進技術を導入する。自動車製造業においては、合弁企業の製品のアップグレード、世代交代、市場競争力の向上を継続的に行うと同時に、外資の重点を自動車設計及び研究開発センターの建設に向けることを奨励し、外資による専業化、高技術の自動車部品生産を継続的に奨励する。

外国投資家が機械、軽工業、紡績、原材料、建築業、建材等の伝統産業の再編改造に継続して参与することを奨励し、企業の技術レベル及び製品等級を向上させ、企業の国際競争力を強化する。先進適用技術、設備及び管理の導入を通じて、国内の伝統産業を改造し、外資導入によって我が国が比較優位を誇る労働集約型産業、輸出加工業を発展させ、及び「専門、精密、特別、新規、優良」な中小企業の発展を促進する。外資をエネルギー分野への投資に導き、国内の石油天然ガスの試掘、開発、利用及び輸送パイプラインの敷設を加速し、再生可能エネルギーの発展を加速する。

外商投資によるインフラ設備の建設を継続して奨励する。積極的な外資利用により道路、 港湾及び鉄道等の交通プロジェクト及び軌道交通、水道・ガス・電気の供給、汚水及びゴミ処理等の都市インフラ施設の建設を進め、特に外商投資による中西部地区と東北等の旧工業基地の都市インフラ施設の建設及び資源枯渇型都市の再生産業(原文は「接続産業」)の発展を奨励する。

(2) 資源節約型、環境配慮型社会の建設促進

資源節約及び環境保護における外資利用の政策誘導を強化し、低水準、高消費、高汚染の外資プロジェクトを厳しく規制する。外資利用による水・土地・材料節約及び資源総合利用の強化を奨励し、外資利用によって先進適用型の、省エネ低消費に有効な加工技術、技術及び設備を導入することを奨励する。

環境保護分野における外資利用を積極的に推進し、環境保護重点工事プロジェクトの実施を推進する。外商投資企業による水質汚染、大気汚染、固体廃棄物汚染等に対する総合防除を強化し、汚染物質の排出を効果的にコントロールする。外商投資によるスクラップ金属、不要タイヤ、廃棄電子製品等の工業廃棄物の回収利用及び生活ゴミ、汚泥の資源化利用を奨励する。中西部地区の生態環境建設の発展を加速し、外商投資によるバイオマスエネルギーへの転化及びクリーンエネルギー等のプロジェクトを奨励する。

(3) サービス業の対外開放の積極的かつ安定的な推進

銀行業の対外開放は、段階的な推進、慎重な監督管理及びリスク管理の原則を堅持し、 国内の中国資本銀行と外資銀行の合理的な構成及び分布を維持しなければならない。国内 の商業銀行が中国側の持分支配を維持することを前提に、国外の戦略投資家の導入を許可 し、外資銀行と中国資本銀行との間の資本提携等の戦略的パートナー関係の構築を積極的 に支援し、コーポレートガバナンスの仕組みを整備する。中国資本銀行と外国資本銀行の 金融商品、業務技術、情報交流、資源共有及び人員研修等の分野での提携を奨励し、現代 銀行業の先進的な経営理念、経営方法及び高級管理職の人材を導入し、国内商業銀行メカ ニズムの転換を促進する。

保険業は、我が国のWTO加盟時の約束を真摯に履行しなければならず、養老保険、医療保険、責任保険及び農業保険等の面に精通した国外保険会社及びその他の金融機関を重点的に誘致し、外資保険会社が中西部及び東北地区に経営機構を設立して業務を展開することを奨励する。中国側の持分支配維持を前提として国有保険会社が国外の戦略投資家を導入することを許可し、条件を備えた国内の株式制保険会社の外資導入を許可する。外資利用によって国外の先進的な保険商品、経営方式及び高級管理職の人材導入を加速し、我が国の保険業の競争力を高めるようにする。

証券業の対外開放は段階を踏みながら徐々に進める。慎重な監督管理の原則に基づき、 国外投資者を継続的に導入し、証券経営機構のコーポレートガバナンスの改善を促進し、 内部リスクコントロール及び管理を強化し、経営管理レベルを高める。業界の整理統合、 製品及びサービスの刷新を加速する。上場企業の持分流通改革が完了した後に、国外戦略 投資家が戦略投資を行うことを許可する。

電信業界を安定的かつ段階的に外資に開放する。我が国のWTO加盟時の約束に厳格に基づき、電信業界を外資に開放し、外国企業が法定の範囲内において合弁方式で国内電信業務を展開することを許可し、外資の電信付加価値サービス市場における投資を拡大し、基礎サービス市場の開放を慎重に進める。電信業の対外開放の政策体系を整備する。

商業分野における外資導入は、レベルの向上に重点を置く。現代商業経営理念及び国外の先進的な流通・販売(原文は「分销」)手段、営業販売ネットワーク及びサービス手段の導入を目標として、外商投資商業小売企業数の適度な増加を維持し、外商投資の商業卸売企業、大型チェーンストア及び配送センターを段階的に展開しなければならない。国内の大型商業企業が外資導入により構造の最適化を図り、管理レベルを引き上げることを支援する。外商投資の我が国の商業発展に対する影響を注視し、独占禁止及び公平取引の監督管理業務を確実に実行し、内外資本商業企業の大中都市における合理的な分布、市場シェア及び構成を維持する。

国外の大型物流企業が、我が国の法律、法規の関連規定に基づき国内に物流企業を設立することを奨励する。国外の資金、設備及び技術を利用しながら、国内物流施設の建設又は経営に参加することを奨励する。

旅行業の外資利用を積極的に推進する。外資利用により旅行施設を整備し、旅行資源を保護、開発し、国外の観光客を惹きつけ、経営管理を改善する。中外合弁、合作等の多様な方式の採用を奨励し、運輸、建築、弁護士、会計、コンサルティング等の業界の対外開

放を拡大する。音響映像製品の流通・販売、放映場所及び文芸作品の経営、仲介等を含む 文芸分野の外資導入を積極的かつ安定的に推進する。国の文化の安全を維持保護する。

(4) より開放的な自主創造システムの確立の促進

外国企業、特に大型多国籍企業がより高度な技術レベル、より高い付加価値を含む加工 製造プロセス及び研究開発機構を我が国に移転することを奨励し、多国籍企業が中国に生 産製造基地、組立基地、サービスアウトソーシング基地、研修基地を設立することを奨励 し、技術の溢出効果を発揮させ、我が国の企業の自主創造能力の強化を促進する。

政府の戦略誘導、総合調整作用を発揮し、国外企業、特に多国籍企業が合弁企業、合作 生産、共同製造等の方式によって我が国に先進技術を移転することを奨励する。外資企業 と国内企業の技術交流を促進する。国外の会社と国内のハイテク企業との科学研究及び技 術開発面における提携を奨励し、重大なハイテク分野の中外合弁・合作を積極的に推進す る。

外国投資家が我が国においてベンチャー投資を行うよう奨励及び誘致し、外資利用によって我が国のベンチャー投資サービス体系の発展を加速し、自主創造能力が強く、柔軟なメカニズムを備えた、国際化の進んだ国内ベンチャー企業群の形成を促進する。海外留学者、海外華僑の専門的人材が帰国してハイテク企業を創設することを奨励する。

(5) 区域経済の協調発展の促進

東部沿海地区は、我が国の外資利用の最重要地区として、対外開放程度が高く、資金、人材、技術、立地、調達能力等の多方面に亘り優位性を発揮し続け、外資利用の「量」から「質」への転換を率先して実現し、自主創造能力の向上に努め、構造の最適化及びアップグレード及び成長方式の転換を急ぎ実現し、国際競争力及び持続可能な発展能力を強化しなければならない。珠江デルタ、長江デルタ及び環渤海地区等の沿海地区の外資のその他の地区に対する輻射・牽引作用を十分に発揮し、土地の集約利用を前提として、資金・技術集約型産業、ハイテク産業及び現代サービス業を大きく発展させ、外商投資プロジェクトの技術割合を向上させる。区域内の産業構造の最適化を強化し、それぞれの特色を活かし、分業協力及び相互補完を実現する。沿海地区の大都市の銀行、保険、商業及び電信等のサービス分野の対外開放は、大きく進展しなければならない。

積極的な外資利用は、西部大開発の推進、東北等の旧工業基地の振興、中部勃興戦略促進の重要な課題である。資源環境の負荷能力、発展の優位性及び発展の潜在能力に基づき、区域ごとの位置づけを明確にし、中心都市の牽引・輻射作用を十分に発揮させる。国際的な製造業移転及び東部沿海地区の外資移転の好機を逃さずに、中西部地区及び東北地区等の旧工業基地への外資の段階的移転を大きく促進し、中西部地区及び東北地区等の旧工業基地の外資利用規模の拡大に努め、中西部地区及び東北地区等の旧工業基地における比較的良好な産業基盤、資源の優位性及び競争の優位性を備えた特色企業の発展を加速させる。外国投資家が中西部地区及び東北地区等の旧工業基地のサービス業に対する投資を拡大す

ることを奨励し、市場参入資格、参入手順、業務範囲の面において法に従い適切な傾斜政 策を与える。

(6) 外資利用方式の多様化の実現

引き続き外国投資家による直接投資を外資利用業務の重点とし、外国投資家による直接投資の利用規模を比較的大きく保つ。外国企業の我が国での新規企業設立を引き続き積極的に誘致し、現有の外商投資企業が利益を再投資することを奨励する。就業、技術進歩、産業構造調整等の促進面において、外商新規投資企業の国内経済に対する牽引作用を発揮させる。国の産業構造調整及び企業改革の必要性に基づき、若干の重点業種、重点分野に対する国の制御能力及び発展主導権を維持した上で、外資が買収、株式参入、再投資等の多様な形式で国内企業の再編改造に参与するよう誘導し、国有資産を活用する有効な形式を積極的に模索する。国家の安全にかかわる重要分野及び重点企業を除き、その他の企業及び分野における外国側のマジョリティの規制を徐々に緩和する。民間企業と外資の投資提携の展開を推進し、我が国における民間経済の全体的な水準及び国際競争力の向上を促進する。

多国籍企業が中国に投資し、地区本部、研究開発センター、調達センター、研修センター等の各種運営センター及び生産基地を設立することを継続的に奨励する。多国籍企業と我が国の現地企業との戦略的提携を強化し、多国籍企業の現地化率を引き上げ、我が国の経済にさらに溶け込むことを奨励する。多国籍企業が我が国の現地企業へ技術移転及び技術拡散を増加させることを奨励し、多国籍企業が我が国の重点業種及び分野を支配及び独占することを防ぐ。

証券投資、投資基金等の方式を利用した外資導入にさらに力を入れ注ぎ、国内企業の国外上場を継続的に支援する。グローバルスタンダードに従い企業の運営メカニズムを整備し、企業発展の必要性に基づき、株式配当、増資等の方式により外資利用規模を拡大する。条件に合致する国内大型企業が国際資本市場の好機を捉え、香港及びその他の国外株式及び債券市場において証券を発行して融資を受けることを支援する。国内企業の国外での株式発行、上場、資金使用等の面における管理を引き続き強化及び規範化し、我が国の企業の国際資本市場における良好なイメージを確立する。

外資の出所の構造を最適化し、EU、北米、日本等の先進技術及び管理経験を有する発展 した経済体の対中投資規模を積極的に拡大し、発展した経済体の中国における投資比重を より大きくするように努める。

台湾地区からの投資導入を重視し、台湾企業の中国大陸への投資に対し「同等優先、適切な緩和」政策を引き続き執行する。大陸と香港、マカオ特別行政区とのより緊密な経済・貿易関係に向けた協定の実施を積極的に推進し、香港、マカオ地区の大陸への投資の拡大を奨励し、大陸と香港、マカオとの経済連携をさらに強化及び密接化する。海外華僑による大陸への投資を継続的に奨励する。

(7) 国外借款の借入れの質と利益効果の向上

積極的、合理的かつ効率的に国外優遇借款を借入れる。国外優遇借款の借入を一定規模に維持し、国外借款使用の社会的利益効果と経済的利益効果の双方に配慮する。国際的な先進技術、管理経験及び知識理念の吸収を重視し、借款プロジェクトのモデル及び牽引作用を発揮し、借款使用の質と利益効果を高める。

国外優遇借款の投資方向を最適化し、資源節約、環境保護、生態系建設、新農村建設及び都市と農村の協調発展、区域の協調発展を最優先とし、交通施設の建設、都市インフラ施設の建設及び環境保護のための建設、資源保護、生態系建設を重点的に支援し、借入コストの削減を前提として、教育、公共衛生のための建設、農村及び都市の飲料水の安全、コミュニティサービス等の社会発展分野への支援を適切に増加する。中西部地区への傾斜を堅持し、投資環境を改善する。中西部地区と東北地区による借款利用の割合を国外優遇借款の80%以上に高める。

国外優遇借款の利用方式は、革新的で突破的でなければならない。プロジェクト借款を 主とすることを堅持する前提のもとで、国外優遇借款と国内の関連資金とを連携させた有 効なルートをさらに模索し、中央予算内の資金及び国債資金の利用と国外優遇借款の利用 を連携させた方式を研究する。

国際商業借款の借入規模を適度に拡大する。国内の人民元と外貨資金の供給状況、為替レートの変動動向及び国際資本市場における資金調達の総合コスト及びリスクを十分に考慮し、条件に合致する国内企業及び金融機関が国際資本市場からの融資、国内における外貨建て債券の発行及びファイナンスリース等の方式を採用して資金を調達し、急速に発展することを支援する。国内産業政策及び構造調整の最適化の要求に基づき、国際商業借款は、金融、民用航空、石油化学、化学工業、電子情報、先進製造業等の業界の発展を重点的に支援する。借款は先進技術及び設備の導入に使用すべきである。国外資金の利用によって国内信用体制の確立を整備し、担保会社の担保能力を高め、民営企業の融資環境を改善する方法を模索する。国際金融公社(IFC)、アジア開発銀行等の国際開発機構が中国国内で人民元建て債券を発行するにあたっては、「第10次5か年」におけるテストケースをベースとして、経験を総括して、着実に発展させなければならない。

(8) 外債のマクロ監測及び全面的管理の強化

外債管理ルートの(原文は「口径」)の調整、人民元建て外債の出現、並びに政策性銀行及び商業銀行の分類管理制度、及び現代企業制度の漸進的な確立といった新たな趨勢に対して、関連政策を検討制定し、国の外債規模の全体を有効にコントロールし、我が国の外債の償還率、債務率等の各種主要指標を国際的に公認される安全圏内に抑える。外債の合理的な期間構成及び通貨構成の維持に注意する。短期外債規模を適正にコントロールする。外債モニタリング早期警戒システムを整備し、外債の全面的な管理を確実に強化し、為替リスク及びその他の外債リスクに対する分析を強化し、外債リスクの防止能力を高める。

四「第11次5か年」における我が国の外資利用の政策措置

(1) より公平、完全な外商投資環境の確立

我が国の社会主義市場経済発展及び対外開放の要求に基づき、外商投資の促進面の法律 及び政策を検討、制定し、国内資本企業・外国資本企業に適用する統一的な「企業所得税 法」を改正、公布し、外貨管理の法律制度を改正、整備、強化し、社会主義市場経済に必要な渉外法律体系をさらに完全なものとする。

政府の行政審査認可事項を減らし、事務手続を法に従い適切に規範化及び簡略化し、企業の発展にとって公平、予見可能な政策環境を創造する。税関による通関業務効率化プロジェクトの建設を積極的に推進し、通関効率を大幅に引き上げる。知的財産権保護の立法及び法執行力を強化し、権利侵害行為を厳しく取締まり、中国及び国外の知的財産権所有者の適法な権益を確実に保障する。社会信用基礎体系の建設を強化し、信用失墜の懲戒制度を健全化し、誠実で信用のある社会を築く。

外商投資(外国投資家による直接投資及び外国投資家によるその他の投資を含む)及び 国外借款の借入を含めた全面的な外資統計システムの確立を急ぎ、外資の動きを全面的に モニタリングして正確に反映し、適時かつ完全に外資統計データを社会に向けて公表し、 よりよい政策決定を行うための基礎を提供する。人民元為替レート制度改革の外資利用に 対する影響について常に注目し、適時に然るべき措置を講じる。資本及び金融プロジェク トの管理をさらに改善し、人民元資本金口座の兌換可能の進捗を着実に推進する。国際資 本流動の動き及び国家外資利用重点政策の変化を注意深く見据え、適時に対応政策を出し、 我が国のハイクオリティとハイレベルな外資に対する吸引力を保持する。

(2) 外商投資産業及び投資区域に対する政策指導の強化

経済情勢の発展及び変化に基づき、「外商投資産業指導目録」を動態的に調整し、対外開放をさらに拡大し、産業構造の最適化及びアップグレードを推進し、資源を節約し、環境を保護し、一部業種の盲目的投資及び過剰な生産能力を抑制する。加工貿易発展の規範化に関する規定を制定し、加工貿易投資参入メカニズムを健全化し、加工貿易の転換及びアップグレードを促進する。「外商投資プロジェクトの非免税輸入商品目録」を改正し、国内資本・国外資本企業の輸入設備における免税待遇の格差をさらに縮小し、最終的には統一した輸入設備税収政策を実施する。

我が国のWTO加盟の関連約束を厳格に遵守し、サービス業による外資利用の促進に関する規定を制定しかつ公布し、サービス業による外資利用の分野を拡大する。サービス分野の外商投資に対する地域、持分、業務範囲等の面における制限を漸進的に緩和する政策を検討する。独占的な業種及び分野の国内投資・国外投資に対する統一的かつ漸進的な開放を積極的、安定的に推進する。国外機構が国内で不動産開発及び不動産への投資従事をさらに規範化した管理規則を制定し、国際短期資本が不動産を通じて我が国の経済と金融に大きな衝撃を与えることを防ぐ。

「中西部地区外商投資優勢産業目録」を改正、整備し、中西部地区の外商投資方向を有効に誘導する。東北地区等の旧工業基地及び中西部地区の対外開放を加速させる関連政策及び実施細則を制定する。

国外の適格機関投資家による国内株券及び債券の購入をさらに規範化し、国外機構の我が国の上場会社に対する戦略投資を規範化し、関連の管理規則を整備し、資本市場の対内的、対外的開放を加速すると同時に、証券投資資金の方向性を秩序立てて、コントロールしつつ誘導する。

(3) 節約資源及び環境保護の着実な実施の強化

外商投資プロジェクトのエネルギー消費、水消費、土地占有等の参入許可基準を制定、整備し、法に従い外商投資企業を含む各種企業のエネルギーや水を浪費する遅れた加工技術、技術及び設備を強制的に淘汰する制度を実行する。外商投資企業を含む各種企業の環境保護に対する監督管理を強化し、法執行力を強化し、クリーン生産の審査確認、環境マーク及び環境認証制度を実施する。環境保護産業に対する外商投資を支援する総合的な奨励政策を検討、制定し、汚染処理の市場化プロセスを加速する。鉱物資源試掘開発に対する規範的な外商投資の参入許可政策を検討・制定し、鉱物資源試掘開発に対する規範的な外商投資の参入許可政策を検討・制定し、鉱物資源試掘開発に対する外商投資の参入許可条件を厳格にする。節水、省エネ、省材料及び資源総合利用強化プロジェクトに対する外商投資及び先進技術移転を奨励する関連政策を制定及び整備する。

(4) 多様な形態の国内資本・国外資本技術提携と共同創造の導入

外国企業、特に大型多国籍企業がハイエンド加工製造プロセス、研究開発機構を我が国に移転することを誘致する総合的な奨励政策を制定かつ公布し、多国籍企業が中国に生産製造、組立、サービス及び研修基地を設立することを奨励し、外商投資企業が国内企業と共同で研究開発協力を行うことを奨励する関連政策を制定し、外商投資企業の技術の溢出効果をさらに発揮させる。

外商投資プロジェクトの輸入設備免税政策を整備し、外商投資プロジェクトが国内の先進設備及び技術をより多く調達することを奨励し、国内のプラント設備、先進適用技術のためによりよい市場環境を創出し、我が国の設備製造産業の発展を促進する。知的財産権保護を強化するとともに、国際経験をしっかり手本とし、多国籍企業が知的財産権を濫用して我が国の自主創造を制約することを防ぐ規範政策を制定し、我が国が知的財産権の規則制定に主動的に参与する能力を強化する。

外国投資家の我が国でのベンチャー投資を奨励及び規範化した管理規定を整備し、関連 政策の公布を急ぎ、海外のベンチャー投資の成功経験を参考にして、外国投資家のベンチャー投資への参入及ベンチャー投資からの撤退制度を健全化する。海外留学者、海外の華 僑同胞の専門的人材が帰国して高度技術企業を創業することを奨励するような政策体系を 確立し、健全化する。海外のハイレベルな人材が我が国で投資及び業務を行いたいと思わ せる税収、出入国、業務許可等の関連政策を制定する。

(5) 国外借款の借入管理のさらなる強化

国外優遇借款に対する管理を継続的に整備し、借款の審査認可及び使用手続を規範化し、 借款の転貸制度を整備し、業務効率及び資金の使用効率を高める。経済と社会の協調発展 の方針に従い、新たな借入分野を開拓し、新たな借入方式を開発し、それにより我が国の 経済社会の不断の発展の需要に適応させる。多国間及び二国間の国外借款機構との協調及 び協力を強化し、その経験と技術を常に吸収することを基本として、積極的な相互補完を 提唱する。

中西部地区及び東北地区の国外優遇借款利用を促進する具体的措置を実施し、借入比率、 関連資金、関連政策の面で支援し、借入計画に傾斜をつける。国外借款のサブリージョナルな経済協力における積極的な作用を十分に発揮し、辺境地区の経済成長及び社会建設を 推進し、周辺国との区域経済協力強化のための条件を作る。

国際開発機構が国内で債券発行及び債券発行して調達した資金を用いて国内で持分投資 及び債券投資を行う場合の関連規定を改正・整備し、我が国の企業が国内で外貨建て債券 を発行する場合の管理規則を制定及び整備し、国内債券市場の開放及び発展を規範化及び 支援する。外国投資家が不良資産処理に参与する場合の管理規則をさらに改善・規範化し、 不良資産の処置効率を高め、我が国の不良資産処置市場の健全で秩序ある発展を促進する。

(6) 外債リスクモニタリング及び管理レベルの向上

外債リスクの早期警戒システムをさらに整備し、外資モニタリング指標を充実させ、整備する。合理的な外債構造及び使用方向を有効に調整、制御し、外商投資企業の外債、我が国の企業が国外に設立する機構の外債及び我が国の偶発外債に対する管理及びモニタリングを強化し、短期外債の調整管理の程度を強化し、外債管理と外貨管理の有機的結合によって、国際収支の安全を確保する。

国内企業の外債リスク管理に対するマクロ的指導を強化し、各種金融デリバティブの使用を規範化し、デリバティブ商品の取引に対して発生する偶発外債の管理を強化し、国内金融デリバティブ商品市場の健全な発展を促進する。

外債管理モデルをさらに改革し、異なる融資実態に対して分類管理を実施する。国内資本・国外資本企業の外債管理の国民待遇を推進し、国外企業の外債リスクを有効にモニタリングする。国際商業借款の総量規制、全方位的管理の新方式を検討、提出する。

(7) 国家経済の安全及び公共利益の維持保護

「独占禁止法」の公布を急ぎ、独占禁止業務を強化し、公平競争の市場秩序を維持保護する。国家の経済と人民の生活及び国家の安全にかかわる敏感な業種の政策を更に細分化し、外資産業の参入許可制度を整備する。国家の安全にかかわる敏感な業種と重点企業の外資買収に対する審査及び監督管理を強化し、国家の安全及び国の経済及び人民の生活にかかわる戦略的業種、重点企業に対する支配力及び発展主導権を確保する。外資独資企業の我が国の経済の安全、特に産業の安全に対する影響を重視し、適正な評価システム及び

早期警戒システムを確立する。税収監督管理を強化し、外資企業が移転価格、関連取引等 の手段によって利益を移転することを抑制する。

合理的な、国際慣例の要求に合致する企業資産価格評価制度を確立し、外国企業による 買収過程で国内資産及び権益が損失を被ることを防ぐ。合弁企業の増資過程において法に 従って中国側の適正な利益を維持保護し、買収対象企業の従業員の適法な権益を保障する。 土地の低価格譲渡等の我が国の利益を損ねる外資企業誘致・外資導入行為を断固として抑 制し、外商投資企業に対する行政法執行監督制度を引き続き強化する。

有効な措置を講じて各地区及び各部門の外資利用政策を厳格に規範化し、地方及び部門の法規政策と国の法律法規の整合性及び厳粛性を維持する。各地方は、主に現地の優位性及び良好な投資環境によって外資を誘致するものとし、無断で税収を減免したり、その他国の政策法規に違反する優遇措置を公布してはならない。外資企業誘致・外資導入方式を継続的に改革、整備し、企業の市場主体としての作用を十分に発揮させ、公開入札、ネットによる外資企業誘致等の外資企業誘致・外資導入方式の新たな形式を採用し、外資企業誘致・外資導入の盲目的及び過剰な行政干渉を回避し、外資企業誘致・外資導入方式の実質的効果を高める。

(8) 国際経済ルールの制定及び調和への積極的な参与

新たなWTO協議に真摯に対応し、二国間及び区域の経済貿易協力を積極的かつ着実に推進し、多国間、二国間の投資協力関係の発展を加速し、重要国との投資提携促進メカニズムを確立し、我が国の外資導入に有利な外部環境を創造する。

国務院税務総局

「個人所得税自己納税申告規則(試行)」の配布に関する通知

国税発〔2006〕162号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市の国家税務局及び地方税務局 宛

個人所得税の徴収管理を強化し、個人所得税の自己納税申告制度を整備し、納税者の適 法な権益を保護するため、「中華人民共和国個人所得税法」及びその実施条例、「中華人 民共和国税収徴収管理法」及びその実施細則並びに租税徴収に関する規定に基づき、国家 税務総局は「個人所得税自己納税申告規則(試行)」を制定し、ここに各局に配布する。 各自厳格に執行されたい。

附属文書:個人所得税納税申告表書式

国家税務総局 2006年11月6日

個人所得稅自己納稅申告規則 (試行)

第1章 総則

第1条

個人所得税の徴収管理をさらに強化し、国の徴税収入を保障し、納税者の適法な権益を 保護し、納税者の自己納税申告を簡便にし、自己納税申告行為を規範化するため、「中華 人民共和国個人所得税法」(以下「個人所得税法」という)及びその実施条例、「中華人 民共和国税収徴収管理法」(以下「税収徴収管理法」という)及びその実施細則並びにそ の他の法律、法規の関連規定に基づき、本規則を制定する。

第2条

個人所得税法に基づき納税義務を負う納税者が次の各号の状況のいずれかに該当する場合は、本規則の規定に従い納税申告を行わなければならない。

- (1) 年間所得が12万元以上である場合
- (2) 中国国内の2か所又は2か所以上から賃金、給与を得る場合

- (3) 中国国外から所得を得る場合
- (4) 課税所得を得ているが源泉徴収義務者がいない場合
- (5) 国務院が定めるその他の状況

第3条

本規則第2条第1号に定める年間所得が12万元以上である納税者は、得た各所得につき個人所得税を全額納付しているか否かにかかわらず、いずれも本規則の規定に従い、納税年度終了後に主管税務機関に納税申告を行わなければならない。

本規則第2条第2号から第4号の状況に該当する納税者は、いずれも本規則の規定に従い、所得を得た後、主管税務機関に納税申告を行わなければならない。

本規則第2条第5項の状況に該当する納税者の納税申告規則は、具体的な状況に基づき 別途規定する。

第4条

本規則第2条第1号に定める年間所得が12万元以上である納税者には、中国国内に住所を有さず、かつ1納税年度における中国国内での居住が1年に満たない個人は含まれない。

本規則第2条第3号に定める中国国外から所得を得る納税者とは、中国国内に住所を有する個人又は住所を有しないが1納税年度における中国国内での居住が満1年に達する個人をいう。

第2章 申告内容

第5条

年間所得が12万元以上である納税者は、納税年度の終了後、「個人所得税納税申告表」 (年間所得12万元以上の納税者の申告用)」(別表1参照)に記入し、かつこれを納税申 告時に主管税務機関に提出するとともに、個人の有効な身分証明書の写し及び主管税務機 関が提出を求めるその他の資料も提出しなければならない。

有効な身分証明書は、納税者の身分証、パスポート、帰郷証、軍人身分証明書等を含む。

第6条

本規則において個人所得 12 万元以上とは、納税者が 1 納税年度に得る以下の各所得の合計額が 12 万元に達することをいう。

- (1) 賃金、給与所得
- (2) 個人商工業者の生産、経営所得
- (3) 企業・事業単位に対する請負経営、経営リース所得

- (4) 労務報酬所得
- (5) 原稿料所得
- (6) ライセンス使用料所得
- (7) 利息、株式配当、利益配分所得
- (8) 財産賃貸所得
- (9) 財産譲渡所得
- (10) 一時所得
- (11) 国務院財政部門が課税を定めるその他の所得

第7条

本規則第6条に定める所得は、以下の所得を含まない。

- (1) 個人所得税法第4条第1号から第9号に定める以下の免税所得
- ① 省級人民政府、国務院の部、委員会及び中国人民解放軍の軍以上の単位、並びに外国の 組織、国際組織から授与された科学、教育、技術、文化、衛生、体育、環境保護等に関 する賞金
- ② 国債及び国の発行する金融債券の利子
- ③ 国の統一規定に従い支給される補助金及び手当。即ち、個人所得税法実施条例第13条に 定める国務院の規定に従い支給される政府の特別手当、学士院会員手当、上級学士院会 員手当並びに国務院が定める個人所得税の納付が免除されるその他の補助及び手当
- ④ 福利費、弔慰金、救済金
- ⑤ 保険金
- ⑥ 軍人の転業費、復員費
- ⑦ 国の統一規定に従い幹部、従業員に支給される着任手当、退職金、定年退職年金、離職 給与、離職生活補助金
- ⑧ 我が国の関連法律の規定に従い免税すべき各国の駐中国大使館、領事館の外交官、領事 官員及びその他の人員の所得
- ⑨ 中国政府の加盟する国際条約、締結する議定書において免税が定められている所得
- (2) 個人所得税法実施条例第6条に定める免税が認められる中国国外からの所得
- (3) 個人所得税法実施条例第 25 条に定める国の規定に従い単位が個人のために納付し、及 び個人が納付する基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料、住宅積立金

第8条

本規則第6条に定める各所得の年間所得は、次の各号に掲げる方法に基づいて計算する。

(1) 賃金、給与所得は、経費(毎月 1,600 元)及び附加控除額(毎月 3,200 元)を控除する 前の収入額に基づき計算する。

- (2) 個人商工業者の生産、経営所得は、課税所得額に基づき計算する。帳簿検査徴収を実施する場合は、各納税年度の収入総額から原価、経費及び損失を控除した後の残額に基づき計算する。定期定額徴収を実施する場合は、納税者が自己申告した年度課税所得額に基づき計算するか、又はその自己申告した年度課税経営額に課税所得率を乗じた額に基づき計算する。
- (3) 企業・事業単位に対する請負経営、経営リース所得は、各納税年度の収入総額に基づき 計算する。即ち、請負経営者、リース経営者が実際に得た経営利益に請負、リースの企 業・事業単位から得た賃金、給与性の所得を加えた額に基づき計算する。
- (4) 労務報酬所得、原稿料所得、ライセンス使用料所得は、経費(毎月 800 元又は各収入の 20%) を控除する前の収入額に基づき計算する。
- (5) 財産賃貸所得は、経費(毎月800元又は各収入の20%)及び修繕費用を控除する前の収入額に基づき計算する。
- (6) 財産譲渡所得は、課税所得額に基づき計算する。即ち、財産譲渡の収入額から財産原価 及び財産譲渡過程において納付した税金及び関連の合理的費用を控除した後の残額に 基づき計算する。
- (7) 利息、株式配当、利益配分所得、一時所得及びその他の所得は、収入額の全額に基づき計算する。

第9条

納税者が本規則第2条第2号から第4号の所得を得た場合、規定に従い記入し、かつ主 管税務機関に相応の納税申告表(別表2から別表9を参照)を提出するとともに、主管税 務機関が提出を求めるその他の関連資料も提出しなければならない。

第3章 申告地

第10条

年間所得が12万元以上である納税者の納税申告地は、以下のとおりとする。

- (1) 中国国内に勤務単位又は雇用単位がある場合、勤務単位又は雇用単位の所在地の主管税 務機関に申告する。
- (2) 中国国内に2か所又は2か所以上の勤務単位又は雇用単位がある場合、そのうちのいずれかの単位の所在地の主管税務機関を選択して固定し、申告する。
- (3) 中国国内に勤務単位又は雇用単位がない場合において、年間所得項目の中に個人商工業者の生産、経営所得又は企業・事業単位に対する請負経営、経営リース所得(以下「生産、経営所得」という)があるときは、そのうちのいずれかの実際の経営拠点の所在地の主管税務機関に申告する。
- (4) 中国国内に勤務単位又は雇用単位がない場合において、年間所得項目の中に生産、経営 所得がないときは、戸籍所在地の主管税務機関に申告する。中国国内に戸籍を有するが、

戸籍所在地と中国国内の経常的居住地が異なる場合は、そのうちのいずれかの場所の主 管税務機関を選択して固定し、申告する。中国国内に戸籍がない場合は、中国国内の経 常的居住地の主管税務機関に申告する。

第11条

本規則第2条第2号から第4号の所得を得る納税者の納税申告地は、以下のとおりとする。

- (1) 2 か所又は 2 か所以上から賃金、給与所得を得ている場合、そのうちのいずれかの単位の所在地の主管税務機関を選択して固定し、申告する。
- (2) 中国国外から所得を得ている場合、中国国内の戸籍所在地の主管税務機関に申告する。 中国国内に戸籍を有するが、戸籍所在地と中国国内の経常的居住地が異なる場合は、そ のうちのいずれかの場所の主管税務機関を選択して固定し、申告する。中国国内に戸籍 がない場合は、中国国内の経常的居住地の主管税務機関に申告する。
- (3) 個人商工業者は実際の経営拠点の所在地の主管税務機関に申告する。
- (4) 個人独資、パートナーシップ企業の投資者が2又は2以上の企業を設立・運営する場合 は、各状況に応じて納税申告地を確定する。
- ① 設立・運営する企業のすべてが個人独資性質である場合は、各企業の実際の経営管理所在地の主管税務機関に申告する。
- ② 設立・運営する企業がパートナーシップ性質を備える場合は、経常的居住地の主管税務機関に申告する。
- ③ 設立・運営する企業がパートナーシップ性質を備え、かつ個人投資者の経常的居住地とその設立・運営する企業の経営管理所在地が異なる場合は、その設立・運営に参与するいずれかのパートナーシップ企業の経営管理所在地の主管税務機関を選択して固定し、申告する。
- (5) 上記以外の場合は、納税者は所得を得た場所の主管税務機関に申告する。

第12条

納税者は、任意に納税申告地を変更してはならず、特別な事情により納税申告地を変更 する場合は、もとの主管税務機関に届出をしなければならない。

第13条

本規則第11条第4号の③に定める納税申告地は、特別な事情がある場合を除き、5年間は変更してはならない。

第14条

本規則において経常的居住地とは、納税者が戸籍所在地を離れ、最後に連続1年以上居住していた場所をいう。

第4章 申告期間

第15条

年間所得が 12 万元以上である納税者は、納税年度の終了後 3 ヶ月以内に主管税務機関に おいて納税申告を行う。

第16条

個人商工業者及び個人独資、パートナーシップ企業の投資者が取得した生産、経営所得の納税額を月ごとに予納する場合は、納税者は各月の終了後7日以内に納税申告を行う。 四半期ごとに予納する場合は、各四半期の終了後7日以内に納税申告を行う。納税者は納税年度の終了後3ヶ月以内に清算のうえ全額納付する。

第17条

納税者が年末に一括で企業・事業単位に対する請負経営、経営リース所得を得る場合は、 所得を得た日から 30 日以内に納税申告を行う。1 納税年度内に分割で請負経営、経営リー ス所得を得る場合は、各所得を得た後翌月7日以内に予納申告を行い、納税年度の終了後3 ヶ月以内に清算のうえ全額納付する。

第18条

中国国外から所得を得る納税者は、納税年度の終了後30日以内に中国国内の主管税務機関において納税申告を行う。

第19条

本規則第15条から第18条に定める状況を除き、納税者が得るその他の各所得について 納税申告を行わなければならない場合は、所得を得た翌月の7日以内に主管税務機関にお いて納税申告を行う。

第20条

納税者が規定の期間に納税申告を行うことができず、延期する必要がある場合は、税収 徴収管理法第27条及び税収徴収管理法実施細則第37条の規定に従い処理する。

第5章 申告方式

第21条

納税者は、電子データ文、郵送等の方式により申告することができ、また、主管税務機関に直接申告することもでき、又は、主管税務機関の規定に合致するその他の方法により申告することもできる。

第22条

納税者が電子データ文の方式により申告する場合は、税務機関が定める期間及び要求に 従い関連の書面資料を保管しなければならない。

第23条

納税者が郵送方式により申告する場合は、郵政部門の書留郵便受領証をもって申告証拠 とし、郵送の消印日をもって実際の申告日とする。

第24条

納税者は、税務代理資格を有する仲介機構又は第三者に納税申告の代行を委託することができる。

第6章 申告管理

第25条

主管税務機関は、各種の申告表を税務機関のウェブサイト上に掲載し、又は税務機関の納税申告を受理する納税手続サービス庁に設置し、納税者が随時各種申告表をダウンロードし、又は入手できるよう無料で提供しなければならない。

第26条

主管税務機関は、毎年、法に定める申告期間に、適当な方法により、年間所得 12 万元以上の納税者に自己納税申告を行うよう注意を促さなければならない。

第27条

納税申告を受理する主管税務機関は、納税者の申告状況に基づき、規定に従い租税の徴収、追徴、還付、相殺手続を行わなければならない。

第28条

主管税務機関は、規定に従い、すでに納税申告を行いかつ租税を納付した納税者に対し 納税証明書を発行する。

第29条

納税機関は、納税者の納税申告情報について法に従い秘密を保持する。

第30条

納税者が納税申告地を変更し、かつもとの主管税務機関に届け出た場合は、もとの主管 税務機関は遅滞なく納税者の納税申告地の変更に関する情報を新しい主管税務機関に送付 しなければならない。

第31条

主管税務機関は、納税申告を行った納税者のために納税ファイルを設置し、動態管理を 実施する。

第7章 法律責任

第 32 条

納税者が規定の期間に従い納税申告を行わず、納税資料を提出しない場合は、税収徴収管理法第62条の規定に従い処理する。

第33条

納税者が帳簿、記帳証憑を偽造、変造、隠匿もしくは無断廃棄した場合、又は帳簿上の支出を多く計上し、もしくは収入を計上せず、少なく計上した場合、又は税務機関の申告通知を受けたにもかかわらず申告を拒否し、もしくは虚偽の納税申告を行い、納付すべき税金を納付せず、もしくは少なく納付した場合は、税収徴収管理法第63条の規定に従い処理する。

第34条

納税者が虚偽の税算出証拠を作成した場合は、税収徴収管理法第 64 条第 1 項の規定に従い処理する。

第35条

納税者に源泉徴収義務者から支払われる課税所得があり、源泉徴収義務者が控除すべき 租税を控除せず、徴収すべき租税を徴収しない場合は、税収徴収管理法第 69 条の規定に従 い処理する。

第36条

税務職員が私利を図り又は職務を疎かにし、徴収すべき租税を徴収せず、又は少なく徴収した場合は、税収徴収管理法第82条第1項の規定に従い処理する。

第37条

税務職員が職権を濫用し、故意に納税者を困らせた場合は、税収徴収管理法第82条第2項の規定に従い処理する。

第38条

税務機関及び税務職員が法に従い納税者の秘密を保持しない場合は、税収徴収管理法第 87条の規定に従い処理する。

第39条

税務代理人が税収に関する法律、行政法規に違反し、納税者の税金未納又は過少納付を 招いた場合は、税収徴収管理法実施細則第98条の規定に従い処理する。

第40条

その他の税収違法行為については、税収に関する法律、法規の関連規定に従い処理する。

第8章 附則

第41条

納税申告表は、各省、自治区、直轄市及び計画単列市の地方税務局が国家税務総局の定める書式に従い統一的に印刷する。

第 42 条

納税申告に関するその他の事項については、税収徴収管理法、個人所得税法及びその他 関連の法律、法規の規定に従う。

第43条

本規則第2条第1号の年間所得12万元以上に該当する者の納税申告については、第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議により採択された「『中華人民共和国個人所得税法』の改正に関する決定」に定める施行日に従い、2006年1月1日より施行する。

第44条

本規則第2条第2号から第4号に該当する者の納税申告の規定は、2007年1月1日より施行する。「国家税務総局による『個人所得税自己納税申告暫定規則』の配布に関する通知」(国税発〔1995〕077号)は同時に廃止する。

輸出貨物税還付(免除)の若干問題に関する通知

[国家税务总局关于出口货物退(免)税若干问题的通知]

(国家税務総局制定 2006年7月12日公布 2006年7月1日施行)

各省、自治区、直轄市及び計画単列市国家税務局 宛

一部の地区において輸出税還付(免除)業務において報告された若干の問題に対し、検 討した結果、ここに関連問題を以下のとおり通知する。

輸出企業が輸出する下記の貨物については、別途規定があるものを除き、国内販売貨物とみなし、売上税額を計上する又は増値税を徴収する。

- (1) 国が増値税を還付(免除)しないと明確に規定している貨物
- (2) 輸出企業が規定の期間内に税還付(免除)を申告していない貨物
- (3) 輸出企業が税還付(免除)の申告を行ったが、規定の期間内に税務機関に関連証憑を補完しなかった貨物
- (4) 輸出企業が規定の期間内に「代理輸出貨物証明」の発行を申告していない貨物
- (5) 生産企業が輸出する4種の自社製品とみなされる以外のその他の外部購入貨物
- 一般納税者が一般貿易方式により上記貨物を輸出する場合の売上税額の計算公式: 売上税額=輸出貨物 FOB 価格×外貨人民元公示レート÷(1+法定増値税税率)×法定増 値税税率
- 一般納税者が進料加工³再輸出の貿易方式により上記貨物を輸出する、及び小規模納税者 が上記貨物を輸出する場合の納税額の計算公式:

納税額= (輸出貨物 FOB 価格×外貨人民元公示レート)÷ (1+徴税率)×徴税率 上記の売上税額を計上すべき輸出貨物について、生産企業がすでに規定に従い税額免除、 控除、還付における徴収免除及び控除できない税額を計算し、かつすでに原価科目に振り 替えている場合は、原価科目から仕入税額科目に振り替えることができる。対外貿易企業 が規定に従い徴税率及び還付税率の差を計算しかつすでに原価科目に振り替えている場合 は、徴税率と還付税率の差及び未収輸出税還付の金額を仕入税額科目に振り替えることが できる。

輸出企業が輸出する上記貨物が課税消費品である場合は、別途規定のあるものを除き、 輸出企業が生産企業であるときは、現行の税収政策の関連規定に従い消費税を計算し納付 しなければならない。輸出企業が対外貿易企業であるときは、消費税は還付されない。

.

³ 訳注:「進料加工」とは、外国企業が原材料等を加工委託先の中国企業に輸出販売し、中国企業がこれにより生産した製品を当該外国企業に販売輸出する加工貿易方式をいう。

輸出企業が本通知第1条の規定に従い増値税、消費税を計算し納付する輸出貨物については、今後は税還付を行わない。すでに税額免除、控除、還付を計算している場合は、生産企業は納税申告当月に税額免除、控除、還付を減算調整しなければならない。すでに輸出税還付を行っている場合は、対外貿易企業は納税申告当月に税務機関にて既還付税額を追加納付しなければならない。

 \equiv

税還付審査照合期間を12ヶ月とする新たに輸出業務が発生する企業及び小型輸出企業が審査照合期間に輸出する貨物は、統一して月毎に税額免除、控除、還付の計算方法に従いそれぞれ免除、控除額及び還付額を計算しなければならない。税務機関は、審査照合を行い誤りがない免税、控除額に対して、現行の規定に従い国庫調整(原文は「調庫」)手続を行うことができ、審査照合を行い誤りがない還付額については国庫還付(原文は「退庫」)を行わない。小型輸出企業の各月に累計した還付額については、翌年1月に一括で還付を行うことができる。新たに輸出業務が発生した企業の還付額については、税還付審査照合期間満了後の当月に、上記各月の審査照合を行い誤りがない還付額について一括で企業に還付することができる。もとの審査照合期間に、免除、控除のみを行い還付を行わないという税収処理方法は執行を停止する。

兀

輸出企業がその他の企業を代理して輸出した後、別途規定がある場合を除き、貨物の輸出通関申告日から 60 日以内に輸出貨物通関申告書(輸出税還付専用)、代理輸出契約に基づき、主管税務機関に「代理輸出貨物証明」の発行を申請し、かつ速やかに輸出委託企業に転送しなければならない。資料が揃っていない等の特別な理由により、代理輸出企業が60 日以内に代理輸出証明の発行を申請できない場合は、代理輸出企業は60 日以内に書面により合理的な理由を提出し、地区・市級及びそれ以上の税務機関の審査確認(原文は「核準」)を受けた後、代理輸出証明発行の申請を30 日延長することができる。

代理輸出証明の発行の遅延により、輸出委託企業が規定の申告期間内に正常に輸出税還付の申告ができず、申告の延長を提出する場合は、輸出委託企業及び主管税務機関税還付部門は、「国家税務総局による輸出企業が規定の期間内に輸出貨物の税還付(免除)を申請しなかった場合の関連問題に関する通知」(国税発〔2005〕68号)第4条の規定に従い処理しなければならない。

輸出代理企業は、貨物通関申告日(輸出貨物通関申告書<輸出税還付専用>に明記されている輸出日を基準とする)から180日以内に、代理輸出証明を発行した税務機関に輸出外貨収入照合消込書(原文は「出口収匯核銷単」)(期限付き外貨収入を除く)を提供し

なければならない。代理輸出証明を発行した税務機関は、代理輸出企業が期日にどおりに 輸出外貨収入照合消込書を提供していないもの及び輸出外貨収入照合消込書に誤りがある ものに対しては、発見したら速やかに委託企業の所在地の税務機関に書面で通知しなけれ ばならない。委託企業の所在地の税務機関は、当該貨物について国内販売に従い徴税する。

Ŧī.

進料加工業務に従事する生産企業は、税関が発行した「進料加工登記手帳」を取得した 後の次の増値税納税申告期間内に主管税務機関にて「生産企業進料加登記申告表」の手続 きを行わなければならない。輸入原材料が発生した当月に主管税務機関にて「生産企業進 料加輸入材料部品申告明細表」の申告手続を行う。また、主管税関の照合消込証明を取得 した後の次の増値税納税申告期間内に主管税務機関にて照合消込手続の申告を行う。期限 を徒過しても申告を行わなかった場合、税務機関は「中華人民共和国税収徴収管理法」第 62条の関連規定に従い処罰を行った後、改めて関連手続を行う。

六

企業が現物投資により出国させる設備及び部品(増値税控除範囲拡大政策を実施する企業が増値税控除範囲拡大政策の実施以前に購入した設備を含む)について、輸出税還付(免除)政策を実施する。増値税控除範囲拡大政策を実施する企業が現物投資により出国させる増値税控除範囲拡大政策の実施以降に購入した設備及び部品については、単独の税還付政策を実施せず、税額免除、控除、還付の政策を実施する。

企業が現物投資により出国させる外部購入設備及び部品について、購入した設備及び部品の増値税専用領収書に従い税還付(免除)を計算する。企業が現物投資により出国させる自社用中古設備については、下記の公式に従い税還付(免除)を計算する。

還付額=増値税専用領収書に記載されている金額(税額を含まない)×設備の残存価値/設備原価×適用還付税率

設備の残存価値=設備原価-既償却額

企業が現物投資により出国させる自社用中古設備は、「中華人民共和国企業所得税条例」に定める主管税務機関に届け出た耐用年数に従い減価償却を計上し、かつ設備の残存価値を計算しなければならない。税務機関は、企業の自社用中古設備輸出の税還付申告を受け取った後、「中古設備減価償却情況確認表」(付属文書参照)に記入し企業所得税の管理を担当する税務機関に提出し、誤りのないことを確認した後に税還付を行わなければならない。

七

外国政府借款及び国際金融組織借款を利用して国際入札募集方式を採用し、国内企業が落札した機電製品又は外国企業が落札した後に国内企業に下請けに出して供給する機電製品については、全て「外商投資プロジェクトの免税を与えない輸入商品リスト」に記載される商品に該当する場合は、税還付(免除)を行わない。その他の機電製品は現行の関連規定に従い税還付(免除を)を行う。

八

輸出企業は、「国家税務総局による『輸出貨物税還付(免除)管理規則(試行)』の印刷配布に関する通知」(国税発〔2005〕51号)の関連規定に従い輸出税還付(免除)の認定手続を行わなければならない。輸出企業が認定手続を行う前にすでに輸出した貨物について、輸出税還付申告期間内に税還付を申告する場合は、規定に従い税還付を承認する。輸出税還付申告期間を超過した場合は、税務機関は国内販売とみなし、税金を徴収する。

九

本通知は、2006年7月1日より執行するものとし、執行日は輸出貨物通関申告書の輸出 日を基準とする。

付属文書:中古設備減価償却情況確認表

付属文書

中古設備減価償却情況確認表

企業名称	輸出中古設備名称	企業が申告する減価 償却情況	徴税機関の確認情況	備考
			(捺印)	